

人・まち・自然いきいき 知床創生
～ 魚の城下町 らうす ～



羅臼町第7期総合計画 (2016年度～2023年度)



羅 羅 臼 町

ごあいさつ

羅臼町長 湊屋 稔



羅臼町は2008年に第6期総合計画を策定し、町政運営を進めて参りました。

第6期総合計画では、自立のまちを目指し策定した「羅臼町自立プラン」に基づき、町民一人ひとりが担うことのできる役割を認識し、「自助・共助・公助～協働と役割分担～」の考えに基づいた「協働のまちづくり」を推進してきました。

この間、日本国内外の社会情勢は大きく変化し、一層厳しくなっており、国内では「人口減少・超高齢化社会」が進行しています。

羅臼町においては、基幹産業である漁業の不振が続き、さらに、少子高齢化・人口流出などによる人口減少が急速に進んでおります。今後これらに対応した地域創生のまちづくりが求められております。

このような状況の中、平成28年度より始まる第7期総合計画では、主要産業である漁業及び観光の振興はもちろんのこと、人口減少克服に向けた対策やKプロジェクトの推進、知床未来中学校の建設や地下資源の安定的な維持と活用などこれからの若い世代が将来の羅臼町に希望を持てるまちづくりを目指すことを重点目標として本計画を策定いたしました。

これからのまちづくりは、羅臼町の将来を町民と共に考え、共に行動することにより、町民同士の「絆」を深め、「郷土愛」を育み、知床らうすの素晴らしい未来を創造していくことが必要であり、引続き関係機関及び町民の皆さんのご支援・ご協力を賜りますようお願いいたします。

おわりに、この計画策定にあたり慎重に審議していただいた総合計画・総合戦略策定委員はじめ、関係機関の皆様、また、本計画策定に伴うアンケートにご協力いただいた多くの町民の皆さんに対し、心からお礼申し上げます。

平成28年3月



羅臼町民憲章

【昭和45年(1970)9月15日制定】

わたくしたちは、雄大な知床連峰と、オホーツクの海原の大自然にはぐくまれた羅臼の町民です

一、自然を愛し、先人の強い意志をうけつぎます

一、健康で、明るく楽しい家庭をつくります

一、教養を高め、豊かな情操を育てます

一、仕事に誇りをもち、はたらく喜びに生きます

一、子どもたちの夢と、若い力を育てます



<目 次>

第1部 序 論

第1章 計画のあらまし

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の構成と期間	3
4 計画の推進方法	4

第2章 社会情勢の変化と羅臼町の課題

1 羅臼町の概況	5
2 時代の潮流	9
3 町民のまちづくりへの思い	12
4 これからのまちづくりに向けて	20

第2部 基本構想

第1章 まちづくりの目指す姿

1 まちづくりの目標	23
2 まちづくりの基本方針	24
3 まちづくりの将来像	27

第2章 新しいまちづくりに向けた施策の行動方針

行動方針1 地域資源を活かした活力ある産業のまち

●漁業の振興	28
●観光の振興	29
●商工の振興	30
●農業の振興	31
●森林保全活動の振興	32
●新たな産業の創出・企業誘致	33
●地域産業の活性化	34
●雇用の促進	35
●北方領土対策の推進	36

行動方針2 一人ひとりが輝ける地域医療、保健、福祉、介護のまち

●保健活動の充実	37
●地域包括ケアの充実	38
●社会保険制度の円滑化	39
●子育て支援の充実	40
●障がい者福祉の充実	41

行動方針3 自然環境に配慮し安心安全に暮らせる快適なまち

●防災・減災に対応したまちづくり	42
●消防・救急体制の充実	43
●安心・安全なまちづくり	44
●環境に配慮したまちづくり	45
●適正なゴミ処理と魅力あるきれいなまちづくり	46
●知床の自然との共生	47
●知床の自然と共に安心して住み続けることができる住生活の実現	48
●水環境の整備	49
●道路施設の適切な維持管理	50

行動方針4 豊かな心身を育み、明日へとはばたくまち

●学校教育の推進	51
●社会教育の推進	52
●知床未来中学校の完成	53
●芸術・文化の振興	54
●スポーツ活動の充実	55

行動方針5 持続的な行財政運営ができるまち

●安定した財政運営	56
●土地利用対策の促進と公共施設の活用	57

第3章 新しいまちづくりに向けた重点施策

1 人口減少克服に向けた対策	58
2 K プロジェクトの推進	59
3 知床未来中学校建設事業	59
4 町営住宅等建替事業	60
5 安定した水道の供給	61
6 地下資源の安定的な維持と活用	62

第3部 基本計画

◆漁業の振興

・持続的漁業生産体制の確立と栽培漁業の推進	63
・漁業経営基盤の強化と人材確保	64
・産地流通機能体制の強化と消費拡大	65
・高潮・高波などの海岸対策の推進	66

◆観光の振興

・観光ガイドの育成	67
-----------	----

・地域資源を活かした観光コンテンツの整備・	68
・外国人観光客の受入・	69
◆商工の振興	
・中小企業の支援・	70
・特産品の充実及び消費拡大の推進・	71
・空き店舗の活用を検討・	72
・海洋深層水の有効利用・	73
◆農業の振興	
・担い手の確保・育成に対する支援・	74
・農業生産の基盤整備・	75
◆森林保全活動の振興	
・町民による植樹活動の支援・	76
・各種補助金事業の活用・	77
・自然災害・山地災害などを想定した防止事業の推進・	78
・保健・文化・教育的利用のための森林整備・	79
・自然環境の調和・	80
◆新たな産業の創出・企業誘致	
・農林水産物を利活用した6次産業化の推進・	81
・新分野・新ビジネスの創出と町外企業の誘致・	82
◆地域産業の活性化	
・地域内循環と地産地消の推進・	83
・地場水産物の付加価値向上・	84
・地域資源を有効活用した商品開発・	85
◆雇用の促進	
・通年雇用対策・	86
・産業構造の多様化による雇用創出・	87
◆北方領土対策の推進	
・早期返還に向けた啓発活動の推進・	88
・北方四島交流活動の推進・	89
・若年層世代への啓発活動の強化・	90
◆保健活動の充実	
・生活習慣病の予防・	91
・母子保健事業の充実・	92
◆地域包括ケアの充実	
・持続可能な医療体制の推進・	93

・高齢者福祉の充実	94
・介護予防の推進	95
◆社会保険制度の円滑化	
・国民健康保険の安定運営	96
・後期高齢者医療制度の円滑な運営	97
◆子育て支援の充実	
・地域における子育て支援	98
・職業生活と家庭生活の両立の支援及び環境の整備	99
◆障がい者福祉の充実	
・自立生活の基盤づくり及び社会参加への支援体制の充実	100
・障がい者施設・支援の充実	101
◆防災・減災に対応したまちづくり	
・地域住民や町内会が主体となった自主防災組織づくりの促進	102
・地域防災計画に基づく防災体制の充実、強化	103
・避難路の確保、避難施設の機能強化	104
・防災情報伝達と情報収集	105
・防災備蓄品、備品の整備と見直し	106
・要支援者の安全確保と体制整備の推進	107
◆消防・救急体制の充実	
・消防体制の強化	108
・救急体制の強化	109
◆安心・安全なまちづくり	
・交通安全体制の充実	110
・防犯体制の充実	111
◆環境に配慮したまちづくり	
・省エネルギー対策	112
・地球温暖化対策	113
◆適正なゴミ処理と魅力あるきれいなまちづくり	
・ゴミの減量化と資源リサイクル運動の推進	114
・不法投棄対策	115
◆知床の自然との共生	
・野生鳥獣との軋轢回避策の推進	116
・知床世界自然遺産地域の適正な管理	117
◆知床の自然と共に安心して住み続けることができる住生活の実現	
・高齢者などが安心・安全に暮らせる住宅・住環境づくり	118

・多様なニーズに対応した住宅・住環境づくり	119
・知床の自然・風土に共生する住宅・住環境づくり	120
◆水環境の整備	
・合併処理浄化槽の普及	121
・安定した水道の供給	122
◆道路施設の適切な維持管理	
・地域住民の命と暮らしを守る総合的な老朽化対策	123
◆学校教育の推進	
・幼・小・中・高一貫教育の充実	124
・羅臼高等学校の維持	125
・教育環境の充実	126
◆社会教育の推進	
・青少年教育の推進	127
・知床世界自然遺産を生かした環境教育	128
・関連団体との連携強化	129
・家庭教育の支援体制の強化	130
◆知床未来中学校の完成	
・知床未来中学校の建設	131
・中学校1校化に対応した環境整備	132
◆芸術・文化の振興	
・芸術文化の鑑賞・講座などの学習機会の充実	133
・団体、サークル活動の育成・支援	134
・文化財の保護・活用	135
・郷土文化の伝承・充実	136
・図書室の活用・充実	137
◆スポーツ活動の充実	
・総合型地域スポーツクラブと連携した生涯スポーツの充実	138
・スポーツを通じたコミュニケーションづくり	139
◆安定した財政運営	
・健全財政の確立	140
・収納対策の強化	141
◆土地利用対策の促進と公共施設の活用	
・計画的な土地利用	142
・公有財産の運用と活用	143

第1部 序 論

第1章. 計画のあらまし

1. 計画策定の趣旨
2. 計画の位置付け
3. 計画の構成と期間
4. 計画の推進方法

第2章. 社会情勢の変化と羅臼町の課題

1. 羅臼町の概況
2. 時代の潮流
3. 町民のまちづくりへの思い
4. これからのまちづくりに向けて



第1章 計画のあらまし

1. 計画策定の趣旨

羅臼町は1968年度（昭和43年度）に羅臼町第1期総合計画を策定して以来これまで6期にわたって計画を策定し、町民が安心して元気に暮らせるまちづくりに努めてきました。

2008年度から2015年度（平成20年度～27年度）までを計画期間とした「羅臼町第6期総合計画」では、「羅臼町第5期総合計画」で掲げた「人・まち・自然いきいき知床新時代」～魚の城下町らうす～を継承し、地域産業の発展、自然環境の保全に取組み、「この町に生きる喜びと誇り」、「郷土を愛する心」を育み、先人達から受け継いだ世界自然遺産「知床らうす」の自然と風土を次の世代へ手渡すことを目標に、町民一人ひとりが担うことのできる役割を認識し、「自助・共助・公助～協働と役割分担～」の考えに基づいた「協働のまちづくり」を進めてまいりました。

その間、急速に少子高齢化・人口減少が進行し、地方の経済雇用基盤の崩壊や社会保障制度を持続させていくことが困難になってくることが予測されております。さらに、高度情報化や国際化の進展、環境問題の顕在化、地球温暖化の影響による大規模自然災害など、我が国を取り巻く社会構造は大きな転換期を迎えており、広い視野でのまちづくりを進めて行くことが求められております。

「羅臼町第7期総合計画」では、こうした状況を踏まえ、将来に向かって発展していくために、第5・6期総合計画で掲げてきた将来テーマを引き継ぎながらも、知床らうすの創生・発展に向けて、これまで以上に「知床らうす」の地理的特性や自然環境、海の恵みなど魅力的な優位性や可能性を最大限に活かしながら、新たな時代にふさわしい価値観を見出し、町民、各種団体、関係機関、行政が力を合わせ、一人ひとりが生きがいを持って活動し、様々な世代の人たちが互いに支え合い、健康で豊かに暮らせるまちづくりを進めてまいります。

2. 計画の位置付け

総合計画は従来から町の総合的かつ計画的な行政運営の指針を示すものであり、町民にまちづくりの長期的な展望を示すものであることから、今後も引き続き総合計画を策定することとしております。

(1) まちづくりを進める最も基本となる計画

本計画は、今後8年間の羅臼町のまちづくりの将来像を示し、町政の最も上位に位置づけられる総合的な計画です。

(2) みんなのまちづくりの共通目標

町民や各種団体・関係機関などの活動方針ともなる計画であり、町民一人ひとりがまちづくりに主体的に参画・協働するための共通目標となるものです。

(3) 行政運営を進めるための指針

行政運営の確立に向けて、様々な施策や事業を総合的かつ計画的に推進するための指針となるものです。

(4) まちづくりを対外的に示す計画

国や北海道、周辺自治体と共に連携して取組む内容や、国や北海道に推進を要請する内容なども示しています。

3. 計画の構成と期間

(1) 計画の構成

本計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3つで構成されます。

基本構想

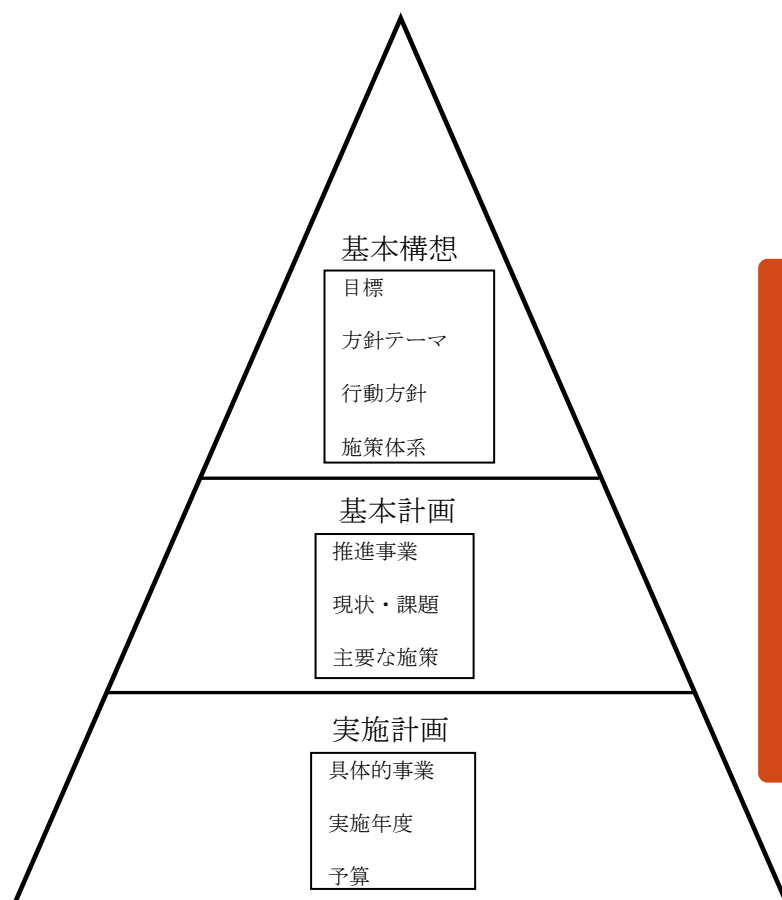
基本構想は、当町の目指すべき将来像とそれを実現するための行動方針や施策を示すものです。

基本計画

基本計画は、基本構想で定めた将来像や行動方針・施策に基づき、今後取り組むべき推進事業を分野別に体系化するものです。

実施計画 [別途策定]

実施計画は、基本計画で体系化した推進事業を具体的に示すものであり、事業の実施年度や事業内容、財源などを明らかにし、予算編成の指針となるものです。



(2) 計画の期間

基本構想	8年間
基本計画	2016年度（平成28年度）～2023年度（平成35年度）
実施計画	3年間 毎年度見直すことにより調整

4. 計画の推進方法

この計画の目標を達成するために、以下の事項に留意し、地域と行政が一体となって新たなまちづくりを進めます。

- (1) 本計画が町民や各種団体・関係機関などから広く認知され理解されるよう、広報活動を通じて、計画の普及を図ります。
- (2) 本計画はまちづくりの指針となるものであり、計画から逸脱しないようチェックしながら具体的な施策・事業・活動を展開します。
- (3) 本計画の中には、具体化にむけてさらに検討を要するものや個別計画策定が必要なもの、国や北海道をはじめ関係機関の協力が必要なものが含まれており、計画の実現に向けて効果的な働きかけを行います。
- (4) 本計画を指針とした町民や各種団体、関係機関などの活動促進のため、適切な指導・支援に努めます。
- (5) 本計画は「基本構想」―「基本計画」―「実施計画」の体系に沿って進めますが、行政運営を計画的に進めるため、実施計画の中でPDCAサイクル「計画（Plan）→実施（Do）→評価（Check）→改善（Action）」の確立に努めます。
- (6) 次期計画への移行に際しては、本計画の達成状況や評価に基づき継続性の確保に努めます。また、計画期間中の社会情勢などを考慮し弾力的に見直しを行うこととします。

第2章 社会情勢の変化と羅臼町の課題

1. 羅臼町の概況

(1) 自然・立地条件

羅臼町は北海道の東北端、知床半島の東側に位置し、南は植別川を境に標津町に接し、東に国後島を望み、西北一体は標高 1,661m の羅臼岳を最高峰とする知床連山を境に斜里町と接しています。町の面積は 397.72 k m² で、南北に約 64 k m、東西に約 8 k m と細長い地形で、町域の約 95% が森林で占められています。

海岸線から標高差が大きいため平地が少なく、川沿いに広がる平地と、海岸沿いの平地に集落が形成されています。また、半島突端に向けて急峻な海岸線が多く、岬町が集落形成の東端となり、その先の相泊以北は道路も整備されていないため、交通手段も海上輸送に頼らなくてはなりません。

一方では、平成 17 年 7 月 17 日にユネスコの世界自然遺産に登録された雄大な自然環境があり、特徴ある原始的景観が現存しています。

気候は 2014 年（平成 26 年）の年間平均気温が 6.1 度、月別平均気温は 1 月が最も低く -5.3 度、8 月が最も高く 18.1 度、海洋の影響を受けて、内陸の地域に比べ寒暖の差が少なくなっています。また、降水量は、2014 年（平成 26 年）の月平均が 139.1mm で、近隣地域と比較しても多く、道東でも有数の多雨地帯となっています。

周辺地域との広域道路体系は、標津～羅臼間を結ぶ国道 335 号と、斜里～羅臼間を結ぶ国道 334 号によって形成されていますが、国道 334 号は冬季閉鎖のため、国道 335 号が広域的な社会経済活動を担う唯一の通年基幹道路です。また、町中心部から車で 1 時間程度の距離にある中標津空港には、新千歳空港、東京羽田空港との直行便が発着しています。

(2) 町の沿革と歴史

町名の「羅臼」は、アイヌ語の「ラウシ」（獣の骨のあるところの意）に由来し、「ラウシ」が「ラウス」に転訛して名付けられたといわれています。

町の歴史は古く、先住民族の住居跡や遺跡も数多く発見されており、地名からもわかるように、先史時代から海の幸・山の幸の多い土地でした。

漁場の開拓は、江戸時代の安永年間より始められています。目前に広がる海は、太平洋とオホーツク海の交錯する世界でも屈指の水産資源の豊富な地域です。明治以降は富山県、石川県を中心とした本州からの移住者の増加と共に漁場の開拓がなされ、漁業を中心に発展を続けてきました。

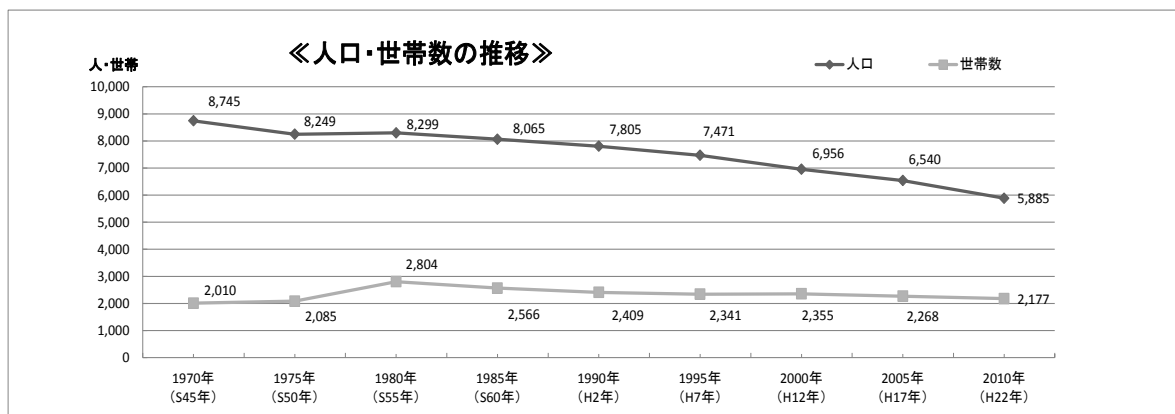
1901年（明治34年）には、標津外6カ村戸長役場の区域に属していた植別村が分離独立して、植別村戸長役場が設置されました。その後、1930年（昭和5年）には、現在の町名である羅臼に村名が改称され、戦後は、千島・樺太からの引揚者の受け入れや「魚田開発事業の構想の実施」に基づく、道南方面漁民の受け入れなどにより人口増加を続け、1961年（昭和36年）に町制が施行され現在の羅臼町になりました。

(3) 人口の動向

●総人口・世帯数

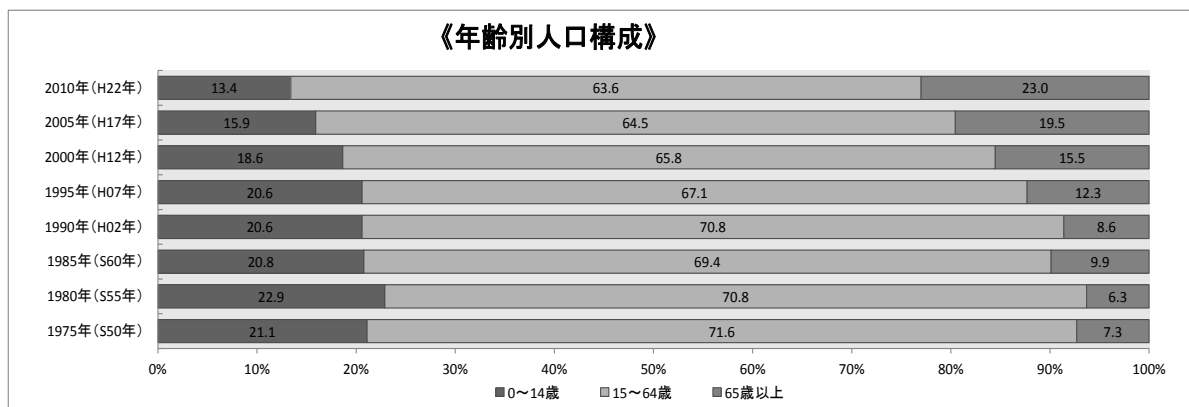
羅臼町の人口は、町制施行後の1965年（昭和40年）の国勢調査における8,931人をピークに、その後、年々減少傾向となっています。特に1970年（昭和45年）～1975年（昭和50年）にかけて大きく減少し、その後、1975年（昭和50年）～1980年（昭和55年）までは横ばい状態となりましたが、1980年（昭和55年）以降、再び減少傾向となり、徐々に人口減少率が大きくなっています。

世帯数は、1970年（昭和45年）～1975年（昭和50年）にかけての人口減少にもかかわらず増加傾向となり、1980年（昭和55年）に2,804世帯とピークを迎え、以降、減少傾向を示し、2000年（平成12年）に人口が7,000人を割り、2005年（平成17年）の国勢調査では6,540人、それに伴い世帯数も減少しています。2010年（平成22年）の国勢調査では、人口5,885人、世帯数2,177世帯、1世帯当たりの世帯人員は2.70人となっており、2005年（平成17年）と比較すると人口は10%減少するなど町外流出、少子高齢化が今後の課題となっています。



●年齢別人口

年齢別人口構成は、2010年（平成22年）の国勢調査では、年少人口（0～14歳）が13.4%、生産年齢人口（15～64歳）が63.6%、高齢人口（65歳以上）23.0%と道平均に比べて若い人口構成となっていますが、少子高齢化が急速に進みつつあります。



（４）地域産業の状況

羅臼町の基幹産業である漁業は、過去順調に発展してきましたが、主力であったスケトウダラ漁を中心として1990年（平成2年）に253億円もの水揚げ高を記録したのを境に急激に落ち込みました。

近年では、定置漁業が主力となり秋サケの豊漁により2004年（平成16年）～2005年（平成17年）の水揚げ高は130億円台、イカの豊漁により2007年（平成19年）には152億円に増加しましたが、翌年2008年（平成20年）には128億円に落ち込むなど年による変動が見られます。

また、過去5年の水揚げ高平均は130億円となっていますが、2013年（平成25年）142億円に対し、2014年（平成26年）には117億円の水揚げ高となり、やはり年によって変動がある状況となっています。

特に、主要魚種であるスケトウダラやホッケの不漁が続いていることから、刺網漁業においては依然として厳しい現状にあり、2015年（平成27年）には、漁業種間の格差是正や経営の安定を図るための漁業種類の転換、漁協組合員の脱退を含む大規模な漁業再編が進められています。

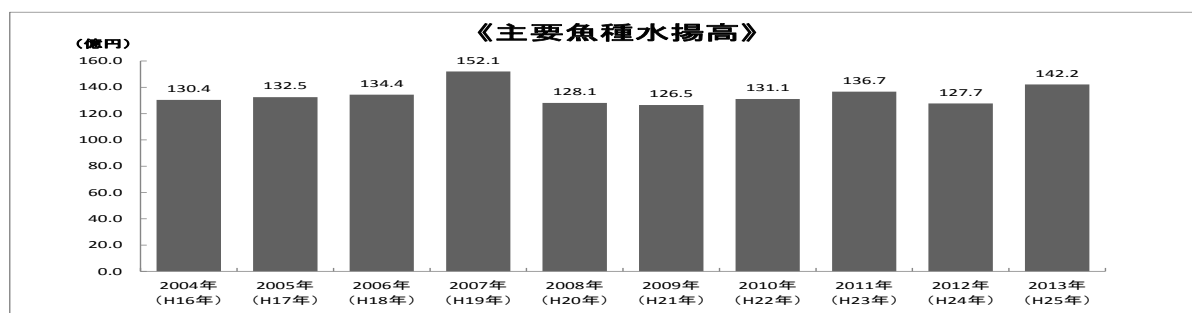
また、酪農を主とする農業は、2005年（平成17年）に11戸あった酪農家数が、2014年（平成26年）には9戸に減少し、それに伴い乳牛数が722頭から682頭、牛乳出荷量が3,194tから3,063tに減少しています。

近年、新規就農者も入ってきており、就農対策に進展がみえてきていますが、依然として後継者不足が課題となっています。

水産加工業は、2013 年（平成 25 年）事業数が 21、製造品出荷額が約 180 億円となっており、多少の落込みはあるものの安定的に推移していますが、低次加工が主体であり、付加価値化が進展していないことが課題となっています。

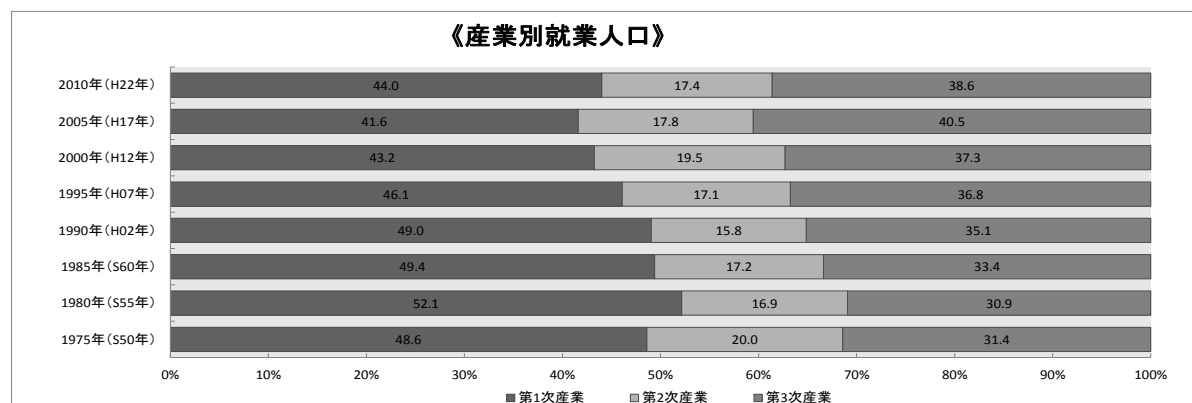
商業は、1997 年（平成 9 年）から 1999 年（平成 11 年）にかけて、商店数が 85 店舗から 89 店舗に、販売額は 107 億円から 123 億円となり、以降、商店数は横ばいに推移し、販売額は緩やかに上向きに推移しており、2004 年（平成 16 年）は、商店数が 90 店舗、販売額は 133 億円、2012 年（平成 24 年）には、67 店舗と店舗数は減少したものの、販売額は 138 億円となっていますが、地理的条件から町内消費に売り上げの中心を置かざるを得ない各店は、生活圏域の広域化に伴う町外大型店への購買力流出の拡大により地域経済の影響を大きく受けています。

国道 334 号～335 号を主要ルートとした観光は、2005 年（平成 17 年）の知床の世界自然遺産登録を機に観光客の入り込みが増加し、登録初年度は約 75 万人、以降は減少し、近年は 50 万人台で推移しておりますが、漁業に次ぐ期待産業として地域経済を支えています。しかし、冬期間の知床横断道路の閉鎖が長期にわたるなど、観光産業に与える影響は大きく、また以前として通過型観光から脱却できていない状況にあります。



●産業別人口構成

産業別人口構成は、2010 年（平成 22 年）の国勢調査では、第 1 次産業（漁業、農業など）が 44.0%、第 2 次産業（製造業、建設業など）が 17.4%、第 3 次産業（卸・小売業、サービス業など）が 38.6%となっており、第 1 次産業の構成比が増加し、第 3 次産業が若干減少傾向にあります。



2. 時代の潮流

近年、国内外の社会経済は急速に、そして多様に変化し、当町を取り巻く社会・経済情勢は大きく変化しています。今後新しいまちづくりを展開していくためにも、昨今の社会・経済情勢に適応した「協働のまちづくり」を基本とし、地域の特性を最大限活かすため、自己改革の努力が必要となっています。

(1) 食や防災などの安全・安心対策

2011年3月（平成23年）に発生した東日本大震災をはじめ、近年は全国各地で大震災や局地的豪雨などの異常気象による自然災害が頻発しており、町民の防災・減災に対する意識の高揚を図ることが大切であります。

また、急激な高齢化の進行や複雑・多様化した新たな感染症の発生、食品の安全問題、詐欺や悪徳商法の横行など、健康、食、消費生産などの様々な分野において、安全・安心への関心が高まっています。

このような状況の中、いつどこで起こるかわからない災害による被害を最小限に抑えるため、これまで以上に関係機関と地域住民が一体となって、町民が安全・安心に暮らせるための災害に強いまちづくりをはじめ、消防・救急体制の充実、食の安全、消費者保護の対応も含めた危機管理意識を高めると共に安心して暮らせるための医療体制の整備が求められています。

(2) 自然環境の保全と環境問題

日本国内でも屈指の生態系を誇る世界自然遺産「知床」の豊かな海や雄大な自然環境を次の世代へ引き継ぐことが我々の使命であります。

しかし、私たちの暮らしを支える自然環境は、地球温暖化など地球規模の環境問題が深刻化し、その影響が懸念されます。

このため、これまでの大量生産、大量消費・大量廃棄型といった社会経済構造を見直し、廃棄物の減量化やリサイクルへの取組み、省エネルギー対策の推進など環境への負荷の少ない循環型社会形成への取組みが必要であります。

(3) ライフスタイルや価値観の多様化

生活水準の向上や経済活動のグローバル化などを背景に家族のあり方や労働のあり方が変化するなど、私たちを取り巻く社会経済環境は大きく変わりつつあります。

社会の成熟化に伴い、人々の価値観は多様化し、物質の豊かさ、個人の生き方を重視する傾向が強まっている一方で、価値観やスタイルの変化の中、社会貢献への意識が高まり、多様な結びつきによるボランティア活動などへの参加が増加していますが、地域の人口構成の変化などにより、居住地を基盤とした地域コミュニティの活力低下が危惧されています。

これからのまちづくりにおいては、町内会などの身近なコミュニティの活性などにより、多様な町民の活力を地域づくりにつなげていくことが必要となっています。

(4) 女性の社会進出

男女平等などの実現に向けた法律や制度の整備が進むと共に、経済社会情勢の変化などを背景に、女性の社会活動への参加意欲が高まり、女性の職場進出や地域活動への参加が活発となり、社会における女性の参画の重要性が認識されるようになりました。

しかし、このような社会状況下であっても、意識や社会慣習の上で性別による役割を固定的にとらえる考え方が依然として根強く残っており、実質的な男女平等の実現のために、政策決定の場への参画や賃金格差など解決しなければいけない課題は、単に女性だけの問題ではなく、社会全体として取り組む必要があります。

(5) 豊かで多様な学び、活動機会の創出（教育問題）

全国的に少子化が進む中、安心して子どもを生み育てやすい社会づくりが、これまでも増して求められています。

子どもの教育環境においては、学力・体力の低下や家庭と地域のつながりの希薄化など学校の内外で生きる力の低下が指摘されており、家庭では、教育に関する経済負担も大きく、経済格差により子どもの教育機会などに差が生じる傾向がみられます。

また、個人の価値観や生活スタイルの多様化が重視される風潮が、生涯学習活動や地域活動への参加意欲の低下に繋がっています。

2015年4月（平成27年4月）からスタートした「新教育委員会制度」では、お互いの立場を理解し、尊重し合える社会の構築が求められており、次代を担う子どもたちの育成に向けた学校教育環境の一層の充実を進めていく必要があります。

さらに、生涯にわたって自己を高め、生きがいのある暮らしを送ることができる生涯学習社会の形成に向け、地域資源である貴重な文化財の保護・活用を含め、町民主体の学習・文化・スポーツ活動の一層の活性化を図る必要があります。

（６） 人口減少社会の到来

我が国は、急速に少子高齢化が進行し、2004年（平成16年）をピークに人口減少時代を迎えています。

人口減少は、生産年齢人口の減少、コミュニティ機能の低下、現役世代の社会保障費の負担増など社会全体に様々な影響を及ぼすことが懸念されています。

当町においても人口は1965年（昭和40年）をピークに年々減少し、少子高齢化は確実に進行しており、今後人口減少問題に対応した地域創生のまちづくりが求められています。

そのため、これからは人口減少克服のため、主要産業である水産業の安定化、地域産業の活性化による雇用の場の拡大、観光産業の振興、また子育ての支援対策などの少子化対策にも力を入れ、若い世代が将来の羅臼町に夢や希望が持てるまちづくりが求められています。

（７） 高度情報化の進展

高度情報化の進展により、パソコンや携帯電話、インターネットが爆発的に普及し、情報ネットワーク社会が形成され、さらに拡大しつつあります。市町村においてもインターネットなどを通じて各種サービスを提供する「電子自治体」の構築が進んでいます。

こうした高度情報化や国際化は、住民生活の向上や地域活性化に既に大きな影響を及ぼしていることから、当町においても、これらに対応したまちづくりに積極的に取り組むと共に、地域社会においても有効活用を図っていくことが求められます。

（８） 国際化社会の進展

携帯電話やインターネットなど情報通信技術の飛躍的な発達により、短時間で、そして安価に世界中と双方向の情報交換が可能となり、あらゆる分野で国や組織を超えたコミュニケーションが可能となっています。

また、経済活動のグローバル化が進み、人・もの・情報・資金などの国際的な移動や交流が活発化しています。今後は海外からの観光客がさらに増加することが考えられることから、受入の環境整備、情報発信の強化が求められています。

3. 町民のまちづくりへの思い

～アンケート調査結果からみえる町民のまちづくりへの思い～

本計画の策定にあたり、本町では計画づくりへの住民ニーズの反映を重視することを目的に「まちづくりアンケート」を実施しました。

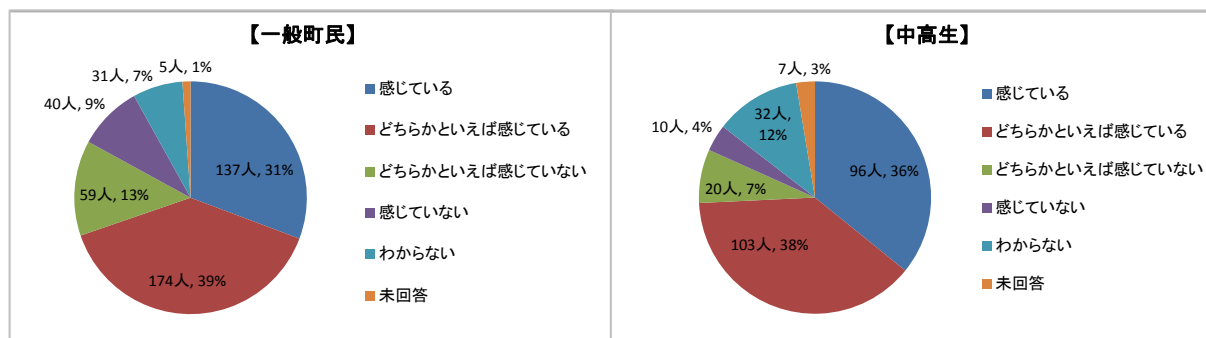
アンケート調査結果からみえる町民のまちづくりの思いについては、次のとおりです。

●まちづくりアンケート調査結果

項 目	一般町民	中学生・高校生
調査対象	18才以上の町内に居住する男女	町内中学校及び高校に在籍する全校生徒
調査時期	平成27年1月	平成26年12月
調査人数	1,000人	268人
回収人数	446人	268人
回収率	44.60%	100%

1 羅臼町への愛着度

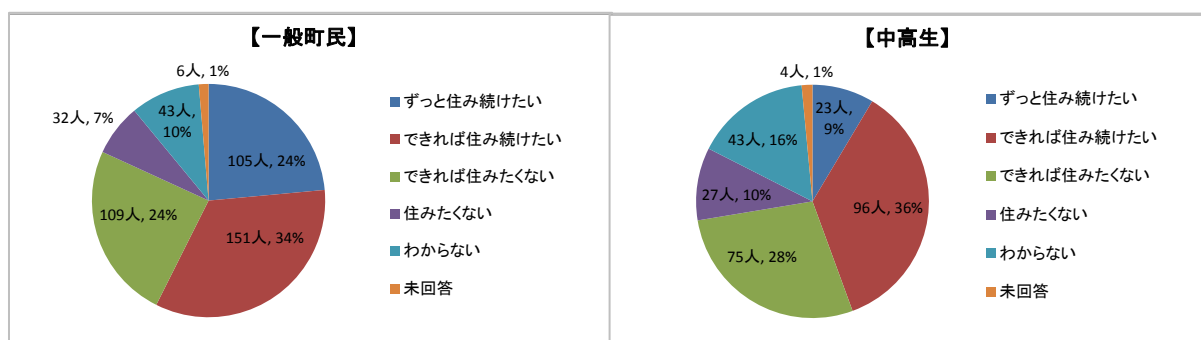
一般町民では、羅臼町に「愛着を感じている」と「どちらかと言えば感じている」を合わせた、羅臼町に愛着を感じている方は70%となっています。中高生では羅臼町に「愛着を感じている」と「どちらかと言えば感じている」方は、74%となっており、羅臼町への愛着度が高い傾向にあります。



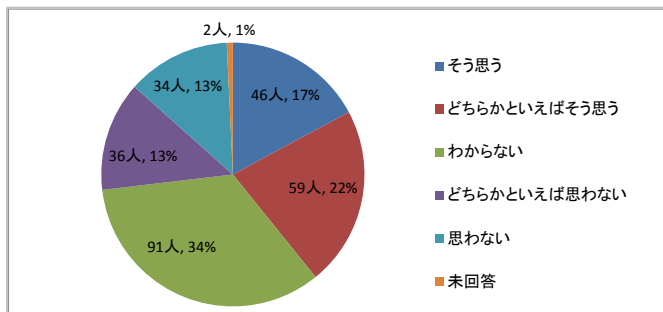
2 羅臼町の定住意向

一般町民では、羅臼町に「住み続けたい」と「できれば住み続けたい」を合わせた、羅臼町に住み続けたい方は、58%となっており、中高生では、羅臼町に「住み続けたい」と「できれば住み続けたい」方は、45%となっています。また、中高生で就職、進学で羅臼町を離れ将来的に羅臼に戻って来たい方は、39%となっています。

住み続けたい主な理由は、「住み慣れた土地」「友人などの人間関係」「自然が豊か」に集中しています。一方、住み続けたくない主な理由として、一般町民では「医療や福祉面が不安」「老後の生活が不安」「買物などの生活の利便が悪い」などの理由に集中しており、中高生では、「勤めたい職場がない」「買物などの生活の利便が悪い」に集中しております。

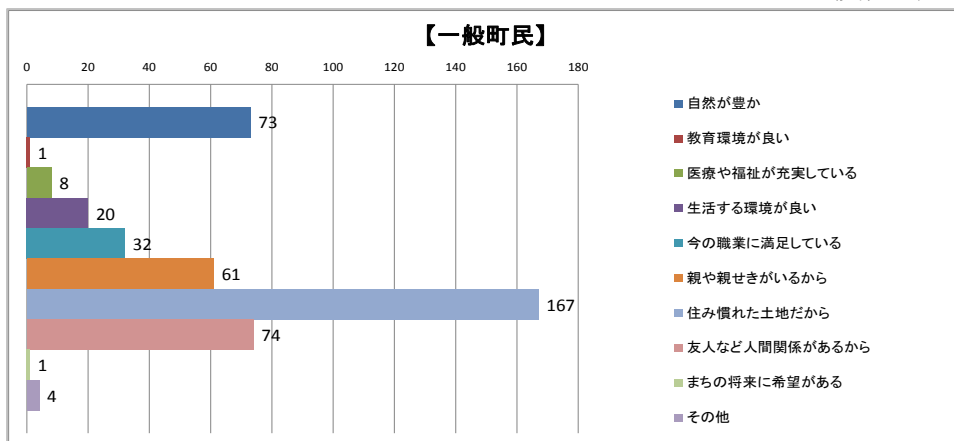


・就職や進学で羅臼を離れた後羅臼に戻りたいですか？（中高生のみ回答）

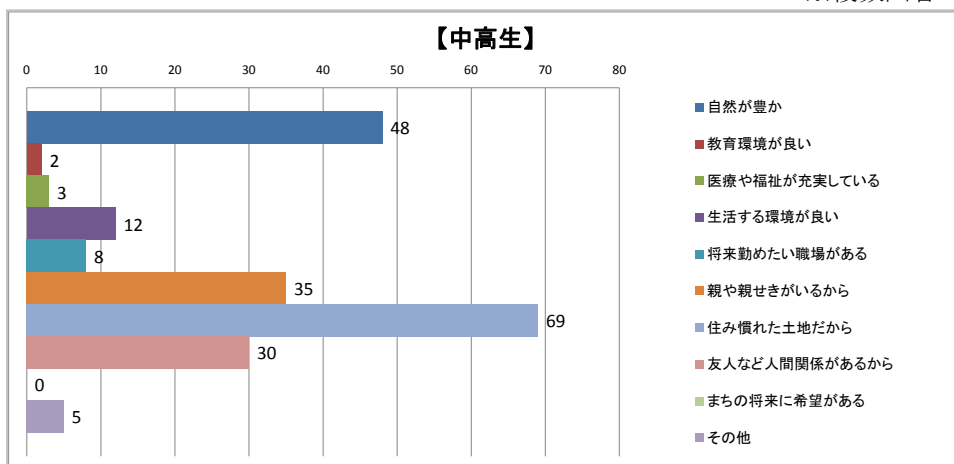


・住み続けたい主な理由

※複数回答可

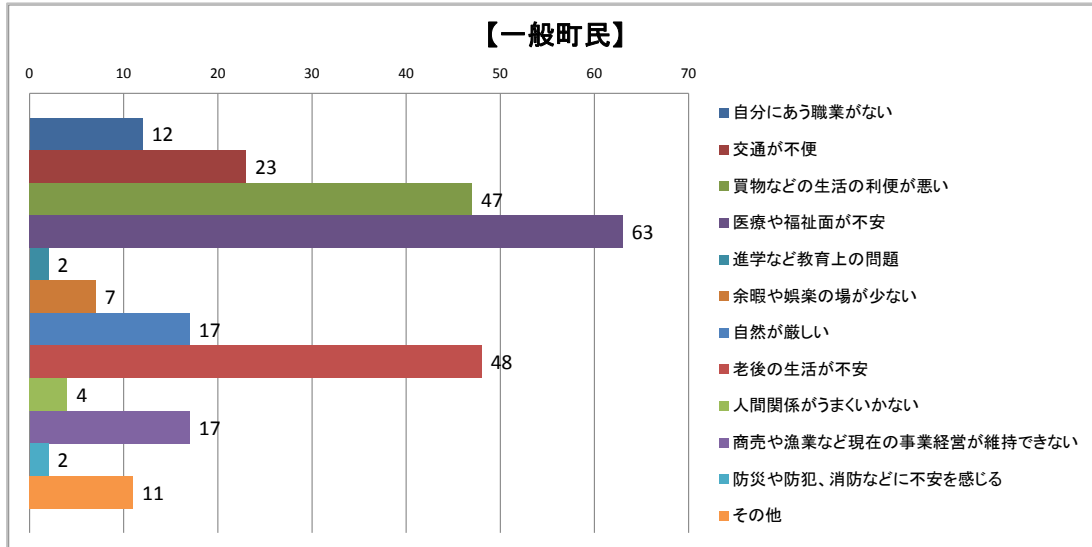


※複数回答可

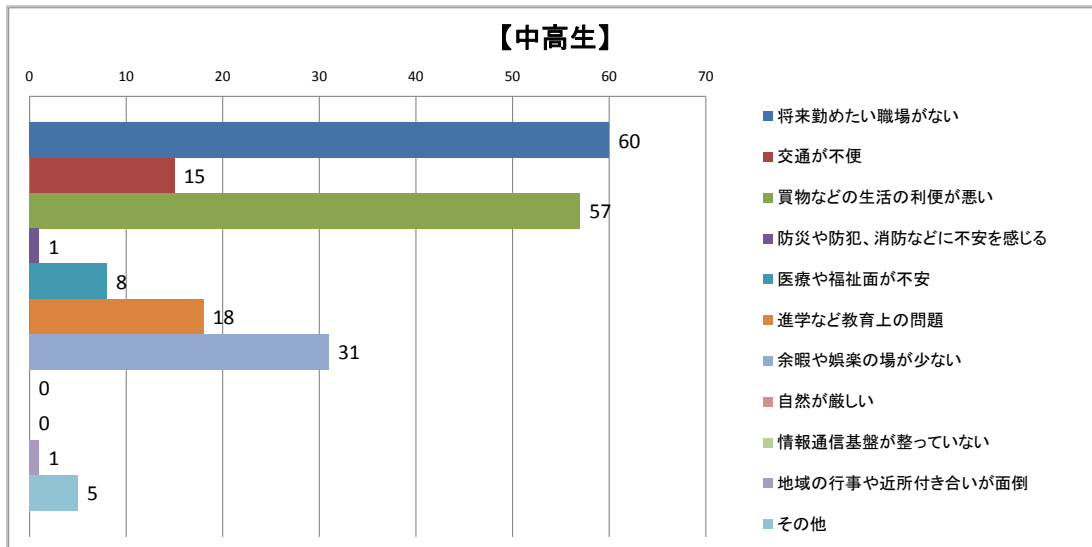


・住み続けたくない主な理由

※複数回答可



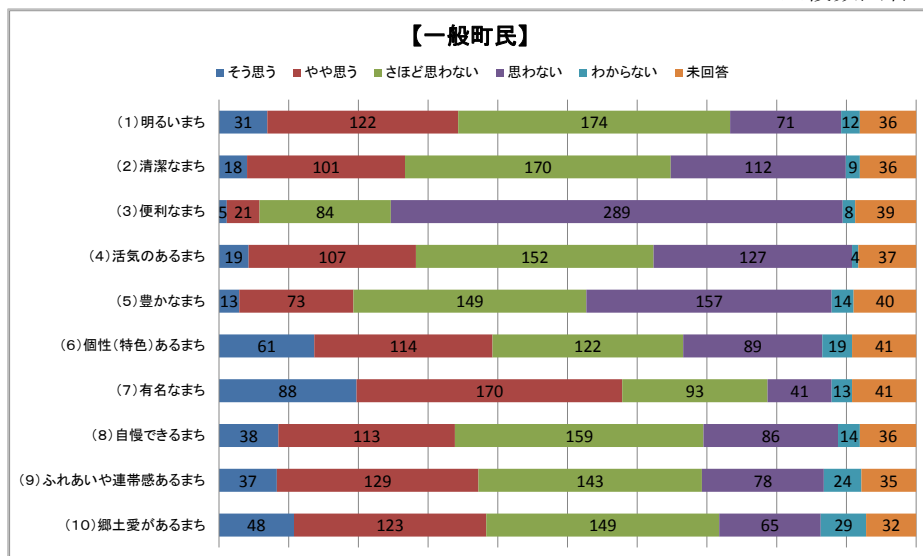
※複数回答可



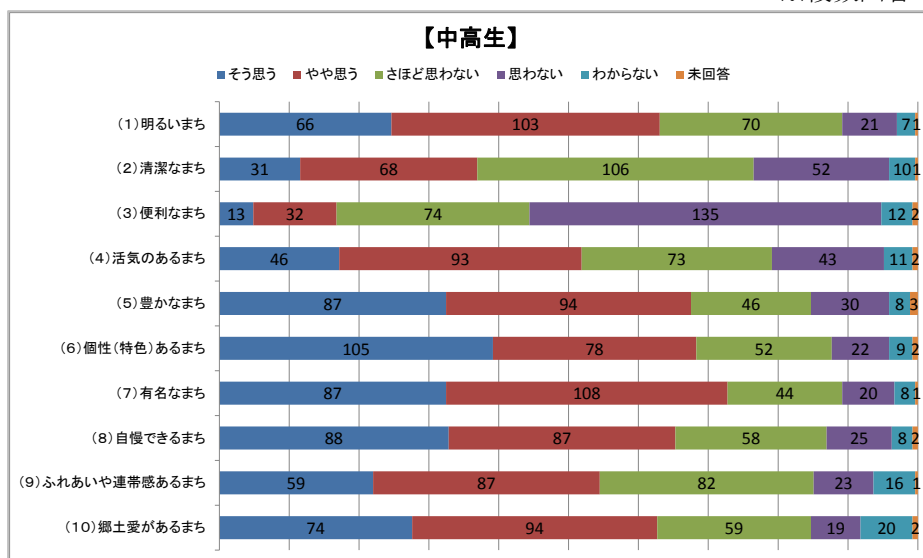
3 羅臼町のイメージ（印象）

一般町民では、「有名なまち」「個性（特色）のあるまち」「豊かなまち」の順となっており、中高生では、「有名なまち」「個性（特色）のあるまち」「郷土愛があるまち」の順になっております。羅臼町のイメージについては、「有名なまち」「個性（特色）のあるまち」が強い傾向があります。

※複数回答可



※複数回答可

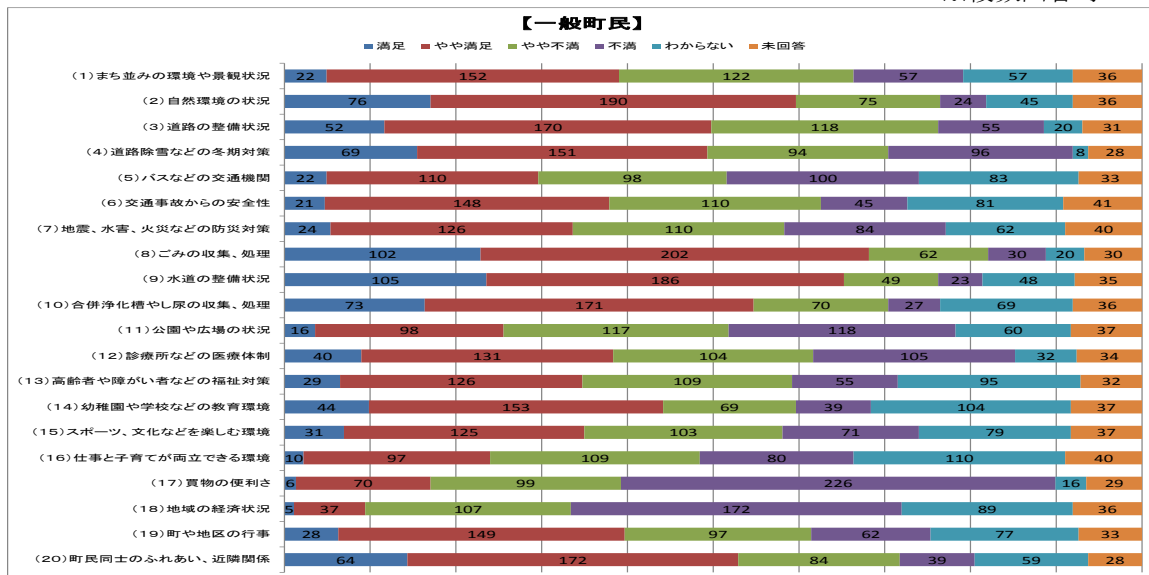


4 現在の生活環境について

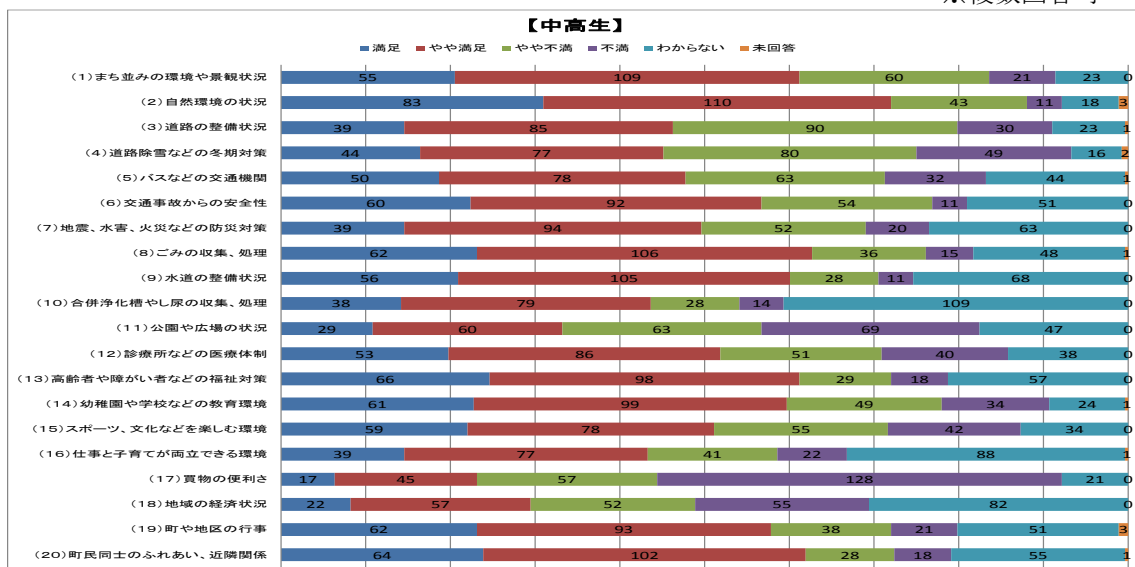
「満足」「やや満足」と回答している最も多い項目は、一般町民では、「ごみの収集、処理」となっており、次いで「水道の整備状況」「自然環境の状況」と続き、「不満」「やや不満」と回答している項目は、「地域の経済状況」が最も多く、次いで「買物の便利さ」「仕事と子育てが両立できる環境」となっています。

中高生での「満足」「やや満足」と回答している最も多い項目は、「自然環境の状況」となっており、次いで「ごみ収集の処理」「町民同士のふれあい、近隣関係」となっており、「不満」「やや不満」と回答している項目は、「買物の便利さ」が最も多く、次いで「地域の経済状況」、「公園や広場の状況」となっています。

※複数回答可



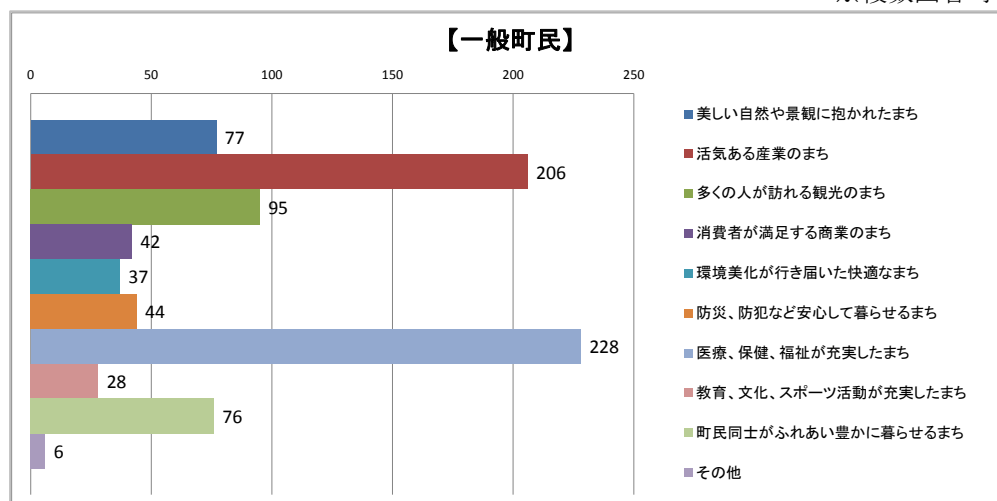
※複数回答可



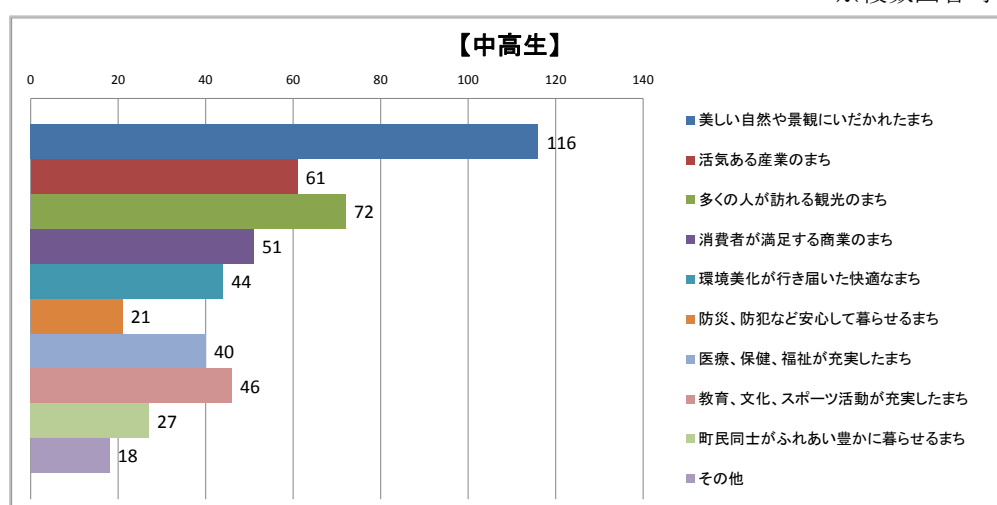
5 将来の羅臼町について

将来の羅臼町に望むことで、最も高い項目は、一般町民では、「医療、保健、福祉が充実したまち」となっており、次いで「活気のある産業のまち」「多くの人が訪れる観光のまち」となっています。中高生で最も高い項目については、「美しい自然や景観に抱かれたまち」、次いで「多くの人が訪れる観光のまち」「活気ある産業のまち」の順となっており、医療・福祉、産業、観光、自然などの充実を望んでいます。

※複数回答可

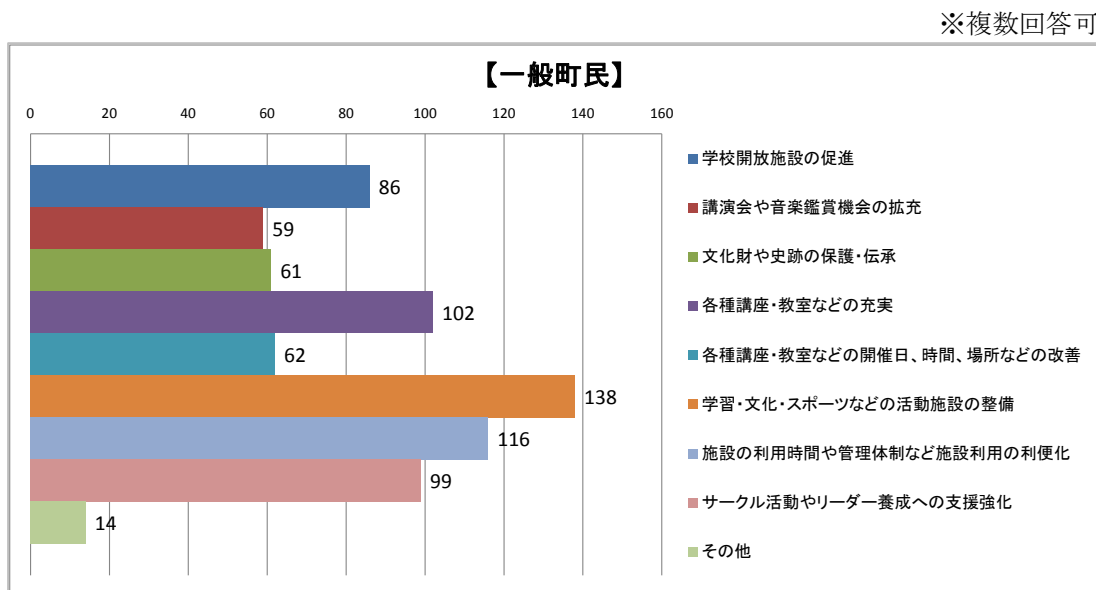


※複数回答可



6 文化・スポーツ活動などにおける学習活動の充実について

文化・スポーツ活動などにおける学習活動の充実に必要なことで、最も高い項目は、「学習・文化・スポーツなどの活動施設の充実」、次いで「施設の利用時間や管理体制など施設利用の利便性」、「サークル活動やリーダー養成への支援強化」となっています。



4. これからのまちづくりに向けて

当町の現状、特色、地域性及び町民ニーズを踏まえ、これからまちづくりを進めていく上での課題は次のとおりです。

課題1 地域産業の振興

日本経済はアベノミクスにより都市部では景気が回復されていると言われていますが、地方では景気回復の実感が得られない状況にあります。

当町の基幹産業である水産業については、魚種による漁獲量の格差が非常に大きく、さらに海水温の上昇などによる海面環境の変化が生じ、主要魚種のホッケやスケソウダラが年々減少し、漁業生産活動への影響が懸念されています。

将来に亘って水産業の安定を図り、地域産業活動の活性化を図れるよう水産加工業の振興や6次産業化の促進など地域内循環システムの構築が求められています。

また、観光については、ホエールウォッチングなどによる観光船事業の定着や学習旅行の誘致など交流人口の拡大が図られつつありますが、さらに地域の特色を活かした他の町では体験できないオンリーワンの本物体験事業の開発や外国人旅行者の受入れ体制の整備やガイド養成が求められています。

課題2 地域医療と社会福祉の推進

我が国の総人口は、少子高齢化により2004年（平成16年）から減少局面に入り、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、2060年には人口は現在の7割を下回ると予測されています。

当町の人口も1965年（昭和40年）をピークに減少が進み、今後少子高齢化や人口減少が危惧されています。

そのため、高齢者が住み慣れた地域で暮らせるように、高齢者の生きがいがづくりや介護予防などの支援体制をはじめとする居住環境と共に、若い世代が安心して子どもを生み育てる環境の整備が課題となっています。

また、これから本格的な高齢化社会に向けて、町内唯一の知床らうす国民健康保険診療所の医療体制の整備、「医療・保健・福祉・介護」の連携をさらに充実させ町民が安心して住み続けられるまちづくりが求められています。

課題3 自然と環境問題の推進

近年、地球規模での温暖化やオゾン層破壊が進んでおり、異常気象や海面上昇が自然生態系及び人々の生活へ被害を及ぼしています。

また、当町では不法投棄・ポイ捨てが後を絶たない状況が深刻な問題となっています。

地球環境保全に地域から積極的に取組むと共に、当町が世界に誇る世界自然遺産である「知床」を後世に引継ぎ、町民の生活をより快適でうるおい豊かなものにするために、リサイクル、環境美化、自然の保護など地域ぐるみでの活動を推進し、「知床」の名にふさわしい環境共生型のまちづくりを通じて、地域の魅力と付加価値を高めていくことが求められています。

課題4 安全な住民生活の推進

近年は全国各地で大震災や異常気象の発生による自然災害が頻発しており、町民の防災・減災意識の高揚を図ることが大切です。

また、当町においては、山と海に囲まれた地域であり、さらに町内には大小多数の川が流れており、自然災害による影響が強く懸念されます。

特に国道335号が地震、津波などの災害により使用不能となった場合、羅臼町全体が孤立状態となります。

このことから羅臼町全体として地震・津波などの災害だけでなく、土砂災害、火山の危険地帯であることから、様々な災害に備えるためにも情報伝達手段、防災備蓄品の整備、さらには「自分の命は、自分で守る」という防災の原点にたち、地域における被害の拡大防止を図るため、自主防災組織の推進や防災訓練をとおした活動の推進が引続き必要となっています。

課題5 定住促進に向けた快適で安全なまちづくり

地域活力を維持していくためには、定住促進と交流人口の増加を図ることが求められています。

当町においても、人口が減少傾向にあり、今後さらに進行が予想されます。

快適な生活環境の整備による定住の促進は重要な課題であり、世界自然遺産「知床」との共生を基本に、より一層魅力ある町づくり形成が必要です。特に、これからは誰もが安心して住み続けられるように知床らうす国民健康保険診療所の医療体制の充実、若者が働きたいと思える安定した就業環境の整備、水産業の振興などを図り、快適で潤いのある生活基盤づくりを進める必要があります。

課題6 学校教育・社会教育の推進

子どもたちを取り巻く環境は、家庭や社会の教育力の低下と情報過剰化時代の影響を受け、危険ドラッグのまん延やネット犯罪、いじめの問題など、より多様化、複雑化しております。

そのため、一人ひとりの子どもたちが主体的創造的に判断し、他人を思いやる豊かな人間性を育み、たくましく生きて行くために必要な知識と学力及び技能を習得させるよう、幼稚園から高校までの学びの接続を見通した、幼小中高一貫教育の充実が必要であります。

さらに社会教育では、生涯にわたり生きがいと潤いのある生活を送るため、各種講座や教室の充実、教育目標に掲げている「ふるさと羅臼の躍進を創造し、逞しく行動する心豊かな町民の育成」を目指し、家庭、青年、成人、高齢者教育の各分野において、まちづくりの担い手となる人材育成を図っていく必要があります。



第2部 基本構想

(人・まち・自然いきいき 知床創生)

第1章 まちづくりの目指す姿

1. まちづくりの目標
2. まちづくりの基本方針
3. まちづくりの将来像

まちづくりのフレーム、人口推計

第2章 新しいまちづくりに向けた施策の 行動方針

- 行動方針1 地域資源を活かした活力ある産業のまち
- 行動方針2 一人ひとりが輝ける地域医療、保健、福祉、
介護のまち
- 行動方針3 自然環境に配慮し安心安全に暮らせる快適
なまち
- 行動方針4 豊かな心身を育み、明日へとはばたくまち
- 行動方針5 持続的な行財政運営ができるまち

第3章 新しいまちづくりに向けた重点施策

- 1 人口減少克服に向けた対策
- 2 Kプロジェクトの推進
- 3 知床未来中学校建設事業
- 4 町営住宅等建替事業
- 5 安定した水道の供給
- 6 地下資源の安定的な維持と活用

第1章 まちづくりの目指す姿

1. まちづくりの目標

- ◆ 世界自然遺産『知床』を有する羅臼町は、“日本最後の秘境”ともいわれる雄大かつ貴重な自然を有し、さらに、間近には、北方領土国後島を望む厳しくも幸豊かな海に育まれながら、力強く歴史を刻んできました。
- ◆ 現在、日本国内外の社会情勢の変化は、一層激しくなっており、グローバル化は、避けられない状況となっています。さらに、日本は、世界に先駆けて「人口減少・超高齢化社会」を迎えています。
このような状況の中、多様化する人々の価値観に迅速に対応し、人口減少を克服した『地域創生のまちづくり』が問われています。
また、羅臼町においても、基幹産業である漁業の不振が続き、少子高齢化・都市部への人口流出に拍車がかかっており、このままでは自治体機能を維持することが一層難しくなっています。
- ◆ しかしその一方で、世界的に環境保全や自然保護、健康志向が高まる中、外国人観光客も年々増加しており、「世界自然遺産のまち・らうす」の特性や資源をこれまで以上に活かすことが求められています。
また、食の安心・安全が叫ばれる中、良質・安全な食料供給基地「魚の城下町らうす」としての期待も益々、膨らんでいます。
- ◆ このような時代の潮流と地域の特性を踏まえ、第6期総合計画を継続し、発展させ、地域創生を推進するため、「羅臼町第7期総合計画」における将来テーマを以下のように定めます。

将来テーマ

人・まち・自然いきいき 知床創生

～魚の城下町 らうす～

将来への願い

- 【 人 】 子どもからお年寄りまで町民の誰もが郷土を愛し、誇り、老後を安心して生きがいをもって暮らし、町内外の人たちとふれあい、楽しく生きいきと活動している姿を願っています。
- 【 ま ち 】 快適、安全・安心で魅力的な生活環境や町並みが整備され、基幹産業である漁業や観光業に加えて、酪農業、商工業なども含めた地域産業が活発で、活力に満ちたまちの姿を願っています。
- 【 自 然 】 世界自然遺産登録後、10年を経て、益々魅力を増す、雄大な自然と美しい景観に包まれた環境と共生し、自然の恵みを満喫できる、輝きに満ちたまちの姿を願っています。
- 【知床創生】 これまで以上に「知床らうす」の自然環境・海の恵みなど魅力的な可能性を最大限に活かした、新たな価値観を見出し、官民一体となり、一人ひとりが生きがいを持った、健康で豊かに暮らせるまちの姿を願っています。

2. まちづくりの基本方針

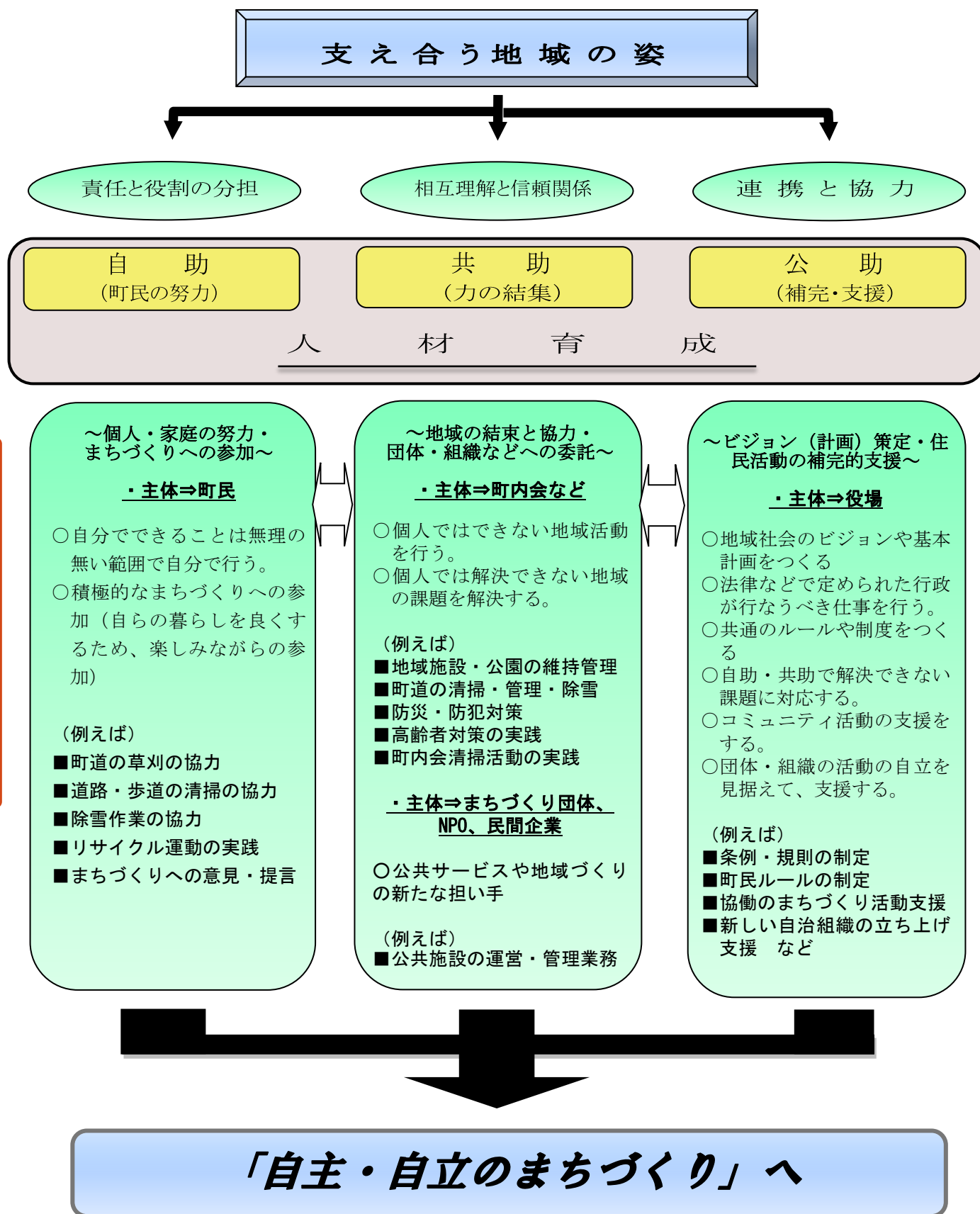
- ◆ 過去の行政は町民からの要望に応えるため、各種事業や様々なサービスを実施してきました。
しかしながら、基幹産業の漁業が不振の中、少子高齢化や都市部へ人口流出は歯止めがかからず、第5期総合計画策定後、町の財政状況は厳しい状況が続く“要望すべてに応える”ような「あれもこれも」のサービス提供は不可能となり、将来の『らうす』の姿を見据えながら、「あれかこれか」という、“選択と集中”のサービス提供を行うことが、必須となっています。

- ◆ また、これからのまちづくりは、羅臼町の未来を町民と共に考え、実践していく必要があります。
そのため、様々な世代との対話を通じて、目指す将来のまちづくりの方向性を示し、実践していくことが求められています。
さらに、この対話を通してそれぞれの世代や立場を理解しあい、共に行動することで「絆」を深め、「郷土愛」を育み、知床らうすの素晴らしい未来を創造していく必要があります。
- ◆ よって、これからは自分たちの未来は自分たちで考えるということに気づき、同じ志を持った仲間が集い結束し、しっかりと計画を立て、自ら行動し、結果を出し、それを検証して次に生かしていくこと。すなわち継続すること。自治体のみで課題を解決するのではなく、町民一人ひとりについて、各自が担うことのできる役割を認識して、各自が出来る範囲内で、積極的に地域の課題を解決していく姿勢と行動力「住民自治」が求められています。
- ◆ このためには、「自助・共助・公助～協働と役割分担・人材育成～」の考え方が、「自立のまちづくり」を進めるため、必要不可欠です。町民と行政の協働と役割分担が「町民主体のまちづくり」の基礎となるため、今までのような町の補助無しでは活動できない団体運営やまちづくりではなく、各々が自主財源によって自立した活動ができるよう支援します。
- ◆ さらに地域づくりの基盤として教育の果たす役割は大きく、ふるさと羅臼の躍進を創造し、いきいきと逞しく行動する心豊かな町民の育成を図るには、平成28年1月策定した羅臼町教育大綱に基づく羅臼町教育の基本方針を推進することが重要であります。
- ◆ 行政も、役割分担を安易に町民や地域に任せるのではなく、十分地域住民の意見・提言を聞き、調整を行ったうえで実施してまいります。
また、経費節減と効率的な行政経営を行うため、地域・各種団体・民間企業・NPO法人など多様な担い手を検討し、サービス低下を防ぎ、効率的かつ効果的なサービス提供が図られるよう選択と調整を行います。

基本方針テーマ

協働のまちづくり 想像から創造へ 自助・共助・公助～協働と役割分担・人材育成～

協働のまちづくりの推進（協働と役割分担）



3. まちづくりの将来像

まちづくりのフレーム、人口推計

～将来人口推計を基に今後目指す「まちづくり」

I 人口の現状分析

(人口動向や将来人口推計の分析)

- ◆ 羅臼町の人口は、1965年（昭和40年）の8,931人をピークに年々減少の一途を辿っており、主な要因としては、主要産業である漁業の漁獲量の低迷などによる若者の雇用の場の減少、少子化による出生率の低下が考えられます。
- ◆ 2010年（平成22年）の羅臼町の人口は、5,885人となっており、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、2040年（平成52年）に3,423人、日本創成会議では、同年で、2,756人になると推計されています。
- ◆ さらに、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、2060年（平成72年）には、2,008人まで減少すると見込まれ、国よりも急速なペースで人口が減少すると推察されます。

II 人口の将来展望

(目指すべき将来の方向性や施策の方向性を踏まえた人口の将来展望)

- ◆ 2060年（平成72年）で人口3,500人を維持できるよう、今後、8年間で、主要産業である漁業の振興と観光の振興、さらに少子化対策を軸として、若者の雇用の場の確保と、合計特殊出生率1.72を2019年（平成31年）まで維持し、さらに2025年（平成37年）には1.8まで上昇させ、その後1.8を維持することを目指し、若い世代が将来に希望を持てるまちづくりを推進することが不可欠です。

第2章. 新しいまちづくりに向けた施策の行動方針

行動方針1 地域資源を活かした活力ある産業のまち

～ 産業・経済 ～

●漁業の振興

資源状況が安定せず魚価が不安定となり、漁業生産と経営が不安定なことから、組合員や漁業従事者が減少し、関連産業の規模の縮小や人口減少といったところにまで影響を及ぼしている当町の漁業は、安定した漁業生産が維持できる持続的漁業の確立を図るため、資源管理体制の確立と栽培漁業を推進する必要があります。

将来に展望の持てる安定した漁業経営を実現するための研修や会議、教育の充実による後継者育成などが最重要課題と考えられます。漁業生産の基盤となる漁港の整備については、消費者に安心安全で高品質な、衛生管理された生産物を安定供給するため、衛生管理の強化や女性・高齢者が働きやすい就労環境の整備、地震を想定した耐震化、老朽化施設の更新など産地流通機能体制の強化を図ります。

さらには漁業経営安定のため、ブランド化などによる羅臼産魚介類のPRや消費の拡大に努め魚価の安定、向上を図ります。

推進事業

- ① 持続的漁業生産体制の確立と栽培漁業の推進
- ② 漁業経営基盤の強化と人材確保
- ③ 産地流通機能体制の強化と消費拡大
- ④ 高潮・高波などの海岸対策の推進



●観光の振興

平成 17 年 7 月に知床世界自然遺産に登録以降、一時増加した観光客は緩やかであるが減少しています。最近では羅臼観光の目玉となっているホエールウォッチングやバードウォッチングが国内外から高い評価を受けていますが、依然として通過型観光から脱却できていない状況にあります。

通過型観光から滞在型観光へ転換するためには、繁忙期の観光ガイドなどの不足、外国人対応の不備（ガイド・案内看板など）に対応する必要があると考えられます。また、当町の恵まれた地域資源を活かし、オンリーワンとなる付加価値を高めたメニューづくりを行い、当町に滞在していただけるプロモーションや情報発信を行います。

推進事業

- ① 観光ガイドの育成
- ② 地域資源を活かした観光コンテンツの整備
- ③ 外国人観光客の受入



●商工の振興

消費者ニーズの多様化で商業の取り巻く環境も厳しさを増している中、傾向として、生活必需品などは近隣町へ大量買い出しに行くことが多いため町内商店街の賑わいも寂しくなっているところです。人口減少も加速し、最近では商店や飲食店など閉店が相次ぎ、今後も閉店することが予想されます。

町内で魚介類を購入できる店舗が少なく、また、昼食をとれる店舗も少ないので、漁業、観光業、商業などが連携し、羅臼らしいメニューを開発し地産地消の飲食店などの展開を検討します。

また、個々の事業者が特産品や加工品を開発しているが、販路拡大に向けた情報発信（PR）の面で一層の努力が必要であり、「魚の城下町らうす」というブランド力を活かした取組みを進めます。

中小企業の基盤整備や経営安定を図るためには、今後の中小企業資金融資制度の利用状況や各金融機関の情報をもとに、融資枠の拡大や融資額の増額など、中小企業が利用しやすい制度を検討します。

推進事業

- ① 中小企業の支援
- ② 特産品の充実及び消費拡大の推進
- ③ 空き店舗の活用を検討
- ④ 海洋深層水の有効利用



●農業の振興

酪農を主体とした生乳生産が中心となっていますが、農業を支える担い手の減少と高齢化が進んでおり、集落としての機能低下と共に、農業生産体制の弱体化や多面的機能の低下が特に懸念されています。

今後高い経営能力に支えられた展開を目指し、新たな挑戦への支援、担い手の確保や育成を図ります。

推進事業

- ① 担い手の確保・育成に対する支援
- ② 農業生産の基盤整備



●森林保全活動の振興

木材の生産を目的とする産業はなく、森林のほとんどは災害防止、水源かん養、保健文化、生活環境保全など、地域住民の生活に密着している森林であり、森林による山地災害などの防止機能を果たす役割は大きく、毎年計画的に治山事業を実施しています。

造林・間伐などの森林整備が望まれています。財政的な理由、土地の確保など諸事情から実施されていない状況にあり、その在り方を見直し、国や北海道などの補助制度に活路を見出しながら検討する必要があります。

また、近年の自然災害や環境変化に伴う豪雨災害・土砂災害に対応すべく、森林環境に配慮した避難施設の整備などが喫緊の課題となっており、その実現に向け関係機関との協議・検討をしていきます。

推進事業

- ① 町民による植樹活動の支援
- ② 各種補助事業の活用
- ③ 自然災害・山地災害などを想定した防止事業の推進
- ④ 保健・文化・教育的利用のための森林整備
- ⑤ 自然環境との調和



●新たな産業の創出・企業誘致

新たな産業を創出して活力のある産業のまちづくりを進めるために、今後は獲るだけでの水産業ではなく、獲った後に価値を付加し、それを流通させること、いわゆる「6次産業化」を目指す必要があります。

また、町内の各加工場では雇用の拡大を図るために水産資源を活かした2次加工及び3次加工まで行う産業の振興が必要です。

同時に町内にある民間企業において「ブナ鮭」や「羅臼昆布」などを活用した商品開発が行われているように、地域の資源を活かした商品の開発・事業化を進め地域ブランドを推進するべきと考えます。

農業においても地域の農産物を活用した6次産業化を進めることで、既存の農家を刺激し参画を促しながら、地産地消や付加価値化に対する支援が必要となります。

推進事業

- ① 農林水産物を利活用した6次産業化の推進
- ② 新分野・新ビジネスの創出と町外企業の誘致



※6次産業化：第一次産業である農林水産業が、農林水産物の生産にとどまらず、それを原材料とした加工食品の製造・販売や地域資源を生かしたサービスなど、第二次産業や第三次産業にまで踏み込むこと。

●地域産業の活性化

水産物の地産地消の取組みや未利用資源を活用した加工品の調査・研究及び開発など、地域資源を有効活用することで、より一層の付価値向上と地域内で循環されるシステムの構築を目指します。

さらには様々な取組みを水産加工業の振興につなげ加工業界全体の底上げにつながる取組みを図ります。

推進事業

- ① 地域内循環と地産地消の推進
- ② 地場水産物の付加価値向上
- ③ 地域資源を有効活用した商品開発



●雇用の促進

基幹産業である水産業は、昆布漁などの個人事業主が冬場の仕事の確保が難しいという現状にあります。根室管内においては「根室管内4町通年雇用促進協議会」を中心に、通年雇用の促進を目指し、資格取得の機会の提供などを行っています。

様々な職種におけるスキルアップが必要不可欠であるため、「おもてなし研修」などの機会を、知床羅臼町観光協会や羅臼町商工会と連携を図り実施することが望ましいと思われます。

また、新しい産業の創出が雇用につながり、そこに生まれる雇用が人口流出に歯止めをかけられるので、国の制度を利用した雇用の拡大事業に積極的に取り組んでいく必要があります。

推進事業

- ① 通年雇用対策
- ② 産業構造の多様化による雇用創出

●北方領土対策の推進

領土問題解決のためには、国民一人一人がこの問題に正しい認識を深め、外交交渉の後押しとなる国民世論の高揚が必要であり、同時に今後返還運動を引継ぐ後継者及び若年層の育成が急務となっています。

また、北方領土問題の認知度は隣接地域外では低い傾向にあることから、全国的な運動としての盛り上がりが必要となっています。

推進事業

- ① 早期返還に向けた啓発活動の推進
- ② 北方四島交流活動の推進
- ③ 若年層世代への啓発活動の強化



行動方針 2 一人ひとりが輝ける地域医療、保健、福祉、介護のまち

～ 保健・包括・社会・子育て・障がい ～

●保健活動の充実

当町では、高齢化の進展や疾病構造の変化を踏まえ、生活習慣病の予防、社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上などにより、健康寿命の延伸を目指すと共に、あらゆる世代の健やかな暮らしを支える良好な社会環境を構築することにより、健康格差の縮小の実現を目指し、町民の健康増進を総合的に推進していく必要があります。

そのためには、一人ひとりの生活の状態や能力、ライフステージに応じた主体的な取組みを重視し、適切な食事、適度な運動、禁煙など健康に有益な生活習慣や社会環境の整備、こころの健康を守るための取組みのほか、医療連携体制の推進、がん検診や特定健康診査・特定保健指導の実施を促進し、生活習慣病の予防対策に努める必要があるため、健診を継続的に受けることの重要性を啓発し特定健診の受診率の上昇を目指します。

また、地域産業構造が従来の漁業主体から変化する中で、共働き世帯の増加、女性の就労形態や子育て親の多様化などにより変容する子育てに関わる町民ニーズを的確に把握し、安心して子育てできる環境づくりを目指し母子保健事業の取組みを推進します。

推進事業

- ① 生活習慣病の予防
- ② 母子保健事業の充実

●地域包括ケアの充実

当町では、団塊の世代が75歳以上となる2025年（平成35年）を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを充実する必要があります。

そのため、今後、高齢化率の推移から要介護者の増加などにより介護サービス利用や施設入所における待機者が多数発生する状況の改善を図り、地域包括ケアシステムの中心的な役割を担うべき立場にある国保診療所の持続可能な医療体制を図るため、継続的な看護師の確保を進めます。

また、豊富な経験と知識を持った高齢者が、健康で自由に働き、楽しみ、積極的に社会参加するなど、様々な形で地域社会に貢献し、活躍できるよう高齢者福祉の充実を図ると共に、介護が必要になる前から介護予防に対して意識を強く持ち、地域で健康な生活を続けていけるように介護予防を推進するなど要介護者の減少を図り、高齢者が暮らし続けられるまちづくりを推進していきます。

推進事業

- ① 持続可能な医療体制の推進
- ② 高齢者福祉の充実
- ③ 介護予防の推進



※地域包括ケアシステム：重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供する。

●社会保険制度の円滑化

国民健康保険は、他の医療保険などに加入している方を除いた全ての住民を被保険者とし、国民皆保険の基礎として重要な役割を果たしています。

当町では、国民健康保険の加入率の高さに加え、高齢者や低所得者を多く抱える厳しい財政運営の中、国民健康保険の安定運営に努めてきましたが、国民健康保険は平成 30 年度以降、都道府県単位で再編される流れとなっています。今後はその動向を注視すると共に、国民健康保険の広域化に确实に対応できるよう、事業運営の安定化、制度改正に伴うシステム整備の準備を進めていきます。

また、平成 20 年度より従来の老人医療制度から独立した後期高齢者医療制度についても、7 年が経過し安定した広域事業運営をしています。今後高齢者の増加が予想され、さらなる医療費の増加が懸念されることから、引き続き円滑な運営に努めます。

推進事業

- ① 国民健康保険の安定運営
- ② 後期高齢者医療制度の円滑な運営



●子育て支援の充実

現在、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、国では新たな子ども・子育てに関する支援制度を構築していくための取組みを進め、平成 24 年 8 月には、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指して「子ども・子育て関連 3 法」が成立し、子ども・子育て支援新制度が制定されました。

当町においても、地域における子育て支援や保育サービスの充実をはじめ、子どもの教育環境の充実を図っていますが、少子化の進行や世帯規模の縮小、女性の社会進出による低年齢児の保育ニーズの増加、特別な援護を必要とする家庭への支援など、子ども・子育てを取り巻く環境は大きく変化しているため、次代を担う子どもたちと専業主婦家庭やひとり親家庭などを含めたすべての子育て家庭への支援を行う観点から、総合的な地域におけるさまざまな子育て家庭の支援の体制の整備を進めます。

また、児童虐待の防止やひとり親、障害児家庭への支援に努めると共に、放課後児童の健全育成サービスの提供のため平成 27 年 4 月に開設した放課後児童クラブの充実を図ります。

推進事業

- ① 地域における子育て支援
- ② 職業生活と家庭生活の両立の支援及び環境の整備



●障がい者福祉の充実

当町では、障がいのある人もない人も、お互いを対等な人格として尊重し合い、人間として対等な立場で共に支え、共に生き、共に参画できるような社会の実現を目指し、行政、町民、ボランティア、障がい者、あるいはその家族など、地域全体がそれぞれの役割に応じて積極的に取り組むための基盤が十分に機能するよう整備します。

また、国の動向、社会情勢やニーズの変化なども踏まえ、すべての人々の人権が尊重され、障がいのある人も障がいのない人も誰もが安心して暮らせるまちづくりが求められていることから、障がい者が、住み慣れた家庭や地域で周囲の人と同じようにいきいきと暮らし続けることができるように、一般就労も含めて、障がいのある人の働く場の確保・拡大を進め、地域生活支援センターなどと連携を図りながら自立生活の基盤づくりや地域生活支援拠点などの整備を進めると共に、生きがいづくりのため、就労やボランティア活動、地域活動など社会参加の促進に努めます。

さらに、計画相談支援などの相談支援を中心として、学校からの卒業、就職、親元からの自立などの生活環境が変化する節目を見据えて、障がい者施設・支援体制の充実を図ります。

推進事業

- ① 自立生活の基盤づくり及び社会参加への支援体制の充実
- ② 障がい者施設・支援の充実

行動方針 3 自然環境に配慮し安心安全に暮らせる快適なまち

～ 防災・防犯・環境・自然 ～

●防災・減災に対応したまちづくり

当町は、日本海溝・千島海溝地震防災対策推進地域に指定され、東方沖地震や釧路沖地震では震度 5 を計測しており、今後も地震や津波の襲来の可能性のある地域であり、さらに硫黄山・天頂山・羅臼岳などの山々は噴火の恐れがある活火山であるため、火山活動にも警戒しなければいけません。近年は発達した低気圧による高潮災害や大雨による土砂災害が頻発しており、漁業施設や住宅などに被害が発生しています。

また、冬期間の吹雪などによる国道 335 号線の通行止めは、医療・産業などをはじめ、町民の生活へ大きな影響を及ぼしています。

このような様々な災害に対応するため、関係機関への施設整備の要望と連携の強化、自主防災組織や地域の防災訓練などによる防災意識の向上、災害に応じた避難施設の位置づけや備蓄品の整備、見直しなど継続的に防災対策を進めます。

さらに、警戒が必要な気象情報などは、防災無線を通じてより早く町民の方に情報を提供していますが、無線機本体や中継局の老朽化が進んでいることや電波法改正によるデジタル化が必要となっているため、新たな防災無線の整備を図ります。

羅臼町地域防災計画を平成 27 年 2 月に改正しましたが、各町内会ごとにそれぞれ条件が異なり、地域ごとの防災計画の作成が必要なことから、自主防災組織や町内会と連携し、計画の作成に取組み災害に強いまちづくりを推進します。

推進事業

- ① 地域住民や町内会が主体となった自主防災組織づくりの促進
- ② 地域防災計画に基づく防災体制の充実、強化
- ③ 避難路の確保、避難施設の機能強化
- ④ 防災情報伝達と情報収集
- ⑤ 防災備蓄品、備品の整備と見直し
- ⑥ 要支援者の安全確保と体制整備の推進

※羅臼町防災計画：羅臼町の地域に係る防災に関し、予防、応急及び復旧などの防災対策を実施するに当たり、防災関係各機関が、その機能のすべてをあげて住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため計画

●消防・救急体制の充実

当町は、地形上土砂崩れや津波など、自然災害の発生が常時懸念される地域であり、さらに少子高齢化の影響により、救急搬送があとを絶ない状況です。

長期間の使用により劣化が激しい消防車両や資機材及び水利の更新が必要であり、救急活動についても、救急時スムーズに対応ができるよう資機材の更新や救急訓練を実施し、町民が安心して生活できる、消防・救急体制の充実を図ります。

推進事業

- ① 消防体制の強化
- ② 救急体制の強化



●安心・安全なまちづくり

平成 26 年度に北海道で発生した交通事故件数、死者、負傷者は前年を下回り、ここ数年減少傾向にありますが、交通事故の発生件数などは全国的に依然高い状況にあります。さらに、近年では危険ドラッグや飲酒運転による死亡事故が大きな社会問題として取り上げられ、その根絶が強く求められています。

このような状況の中、当町では交通事故の発生を防止するため、交通安全協会・交通安全指導員会・警察などの関係機関と連携のもと、交通安全教室の開催、危険箇所への啓発看板の設置などを通じて、町民の交通安全意識を図ります。

また、交通指導員の高齢化に伴う指導員数の減少が課題となっており、交通事故を未然に防ぐために、指導員の若返りと指導員の増員を図っていきます。

防犯活動については、羅臼町防犯協会や警察、さらには中標津地区防犯協会連合会などの関連機関の連携により、啓発活動の推進、薬物乱用の防止や防犯灯の設置を推進し、犯罪などの抑止や情報発信を行ってきました。

平成 19 年から自主防犯組織「羅臼オオワシブルーカーズ」を結成し、学校登下校時における巡回パトロールを実施しています。

また、近年、全国的に凶悪犯罪や若年層の犯罪や振り込み詐欺が増加していることから、関係機関・団体との連携をさらに密にしながら、防犯意識の高揚や防犯・地域安全体制の強化を図ります。

推進事業

- ① 交通安全体制の充実
- ② 防犯体制の充実

●環境に配慮したまちづくり

地球規模の環境問題として地球温暖化が問題視され、海水面の上昇、甚大な自然災害、一次産業への深刻な影響が懸念されています。

当町においては、平成26年4月に「第2次羅臼町地球温暖化防止実行計画」を策定し、本庁事務事業に関して、ウォームビズやクールビズ、公用車のエコドライブや消灯徹底などに取組み、温室効果ガスの排出抑制に努めています。

地球温暖化は日常生活、事業者の生産活動と密接な関係にあり、家庭や事業者で取組みを推進していく必要があることから、今後も引き続き取り組みの継続と町民に対する普及啓発活動を図ります。

推進事業

- ① 省エネルギー対策
- ② 地球温暖化対策



※第2次羅臼町地球温暖化防止実施計画：地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づき本町の事務事業に関し、自ら排出する温室効果ガスの排出抑制に取り組むことにより、町内事業者や町民の取組みを促し、地球温暖化対策の推進を図る。

●適正なゴミ処理と魅力あるきれいなまちづくり

地球規模の環境問題については、社会情勢やライフスタイルの変化によりゴミの量の増加やゴミの質の多様化による不適正処理が社会問題となり全国的な問題となっています。

不法投棄やポイ捨てが後を絶たない状況であり、毎年大量のゴミが回収され、世界自然遺産の「知床」に位置する当町において恥ずべき状況にあります。

不法投棄根絶には個々の意識改善が必要であることから、啓発活動などを通じ、環境問題に対する理解と意識の高揚を図ります。

また、不法投棄監視の目として「ねむろ自然の番人宣言羅臼町認定事業所」を拡大し、活動の輪を広げ、不法投棄対策を推進します。

推進事業

- ① ゴミの減量化と資源リサイクル運動の推進
- ② 不法投棄対策



●知床の自然との共生

知床の自然環境が、世界的にも高い評価を得ていることは、世界自然遺産の登録により証明されています。

また、知床エコツーリズム戦略の策定によって自然環境を保全し、その評価を向上させながら、より知床らしい良質な自然体験を提供できる仕組みが出来ました。

これからは、野生鳥獣と人間活動との軋轢の回避、保護と利用の両立が必要であり、野生鳥獣との軋轢軽減のため、ヒグマ・エゾシカなどに対する適切な対応を継続していくと共に、さらに効果的な方策を検討、確立し、地域住民や観光客の安心安全を確保し、野生鳥獣との良好な関係の構築を目指します。

さらに、エコツーリズム戦略を十分に活用しながら、関係機関の総意のもとに、持続可能で賢明な知床の利用形態を確立します。

推進事業

- ① 野生鳥獣との軋轢回避策の推進
- ② 知床世界自然遺産地域の適正な管理



※エコツーリズム：環境や社会的なものまで含めての生態系の維持と保護を意識したツーリズム（旅行・リクリエーション）のこと。

●知床の自然と共に安心して住み続けることができる住生活の実現

当町において、高齢化は着実に進行しており、単身・夫婦のみの高齢化世帯が増加傾向にあり、また、就業者の内、漁業就業者数が4割以上を占め、ほぼ町内での通勤・通学者である状況にあります。

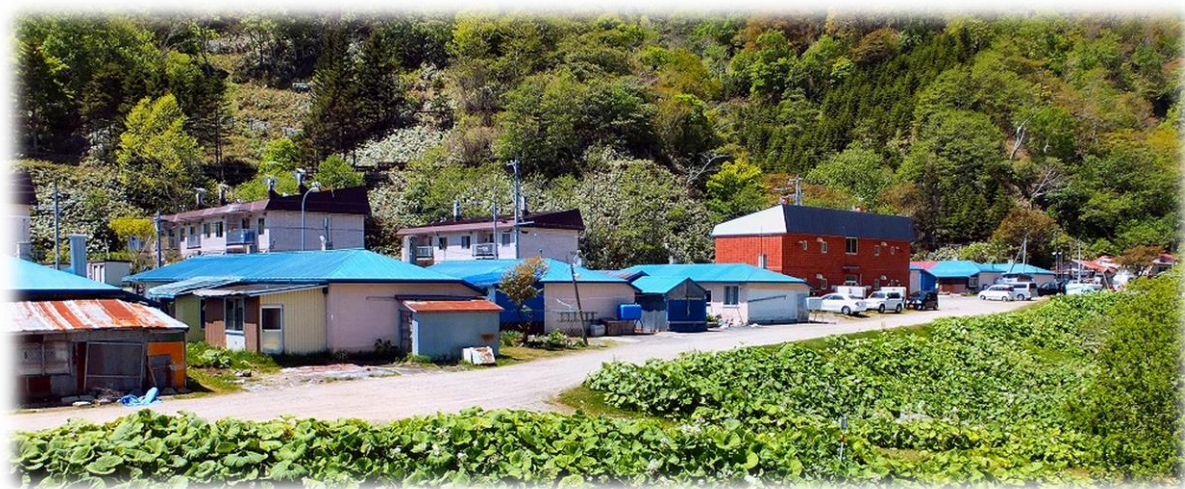
今後、高齢化社会を迎え、高齢者などが住み慣れた地域で安心して住み続けることが出来る住宅や住環境の整備が求められており、町内で安心して住み続けられる住宅・住環境の充実を図り、良質な住宅ストックを目指します。

また、世界自然遺産「知床」の豊かな自然や美しい景観を保全し、自然環境に調和した魅力ある街並み形成のほか、低炭素型社会に対応した再生可能エネルギーの推進など、環境低負担型の住宅の復旧や促進を推進します。

町営住宅については、適正な維持管理と計画的な建て替え、用途廃止などを行い、住環境の整備を図ります。

推進事業

- ① 高齢者などが安心・安全に暮らせる住宅・住環境づくり
- ② 多様なニーズに対応した住宅・住環境づくり
- ③ 知床の自然・風土と共生する住宅・住環境づくり



●水環境の整備

世界自然遺産の「知床」に位置する羅臼町において、水環境の保全活動は基幹産業である水産業をはじめとし、動植物の生態系、知床の貴重な自然など多様な資源を支え、また、町民の快適な生活に繋がる重要な取り組みです。

また、町内の水道水の供給については、現在上水道 1 ケ所、簡易水道 2 ケ所にて供給を行っていますが、簡易水道施設については 40 年以上更新されておらず、水道本管についても、約 20%が老朽している現状にあります。

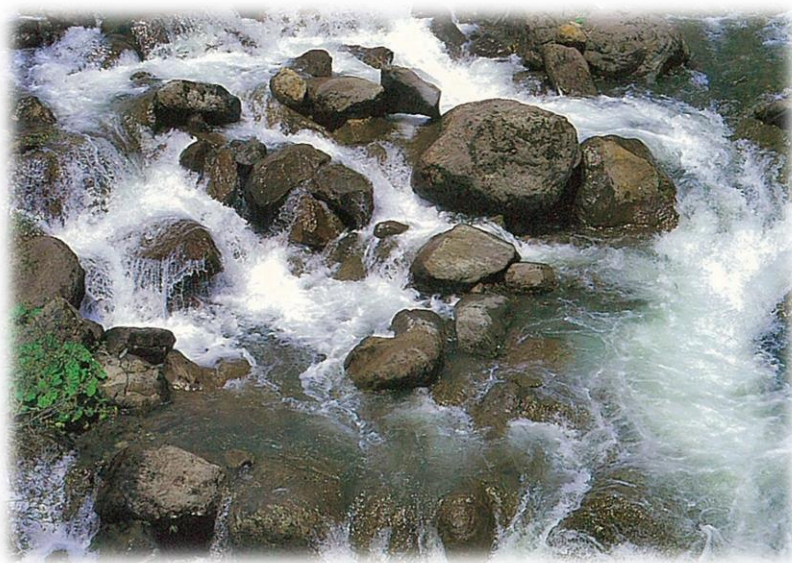
当町では、生活排水処理は地理的条件、財政状況、人口の密着度などを考慮し、下水道整備は採用せず、個人設置の合併処理浄化槽の普及を推進しています。

この自然環境を保護するため、引き続き合併処理浄化槽の普及、促進を図ります。

また、上水道については、快適な町民生活に欠かせない安心・安全な水道水の安定供給に向け、移設を含めた施設の整備を図ります。

推進事業

- ① 合併処理浄化槽の普及
- ② 安定した水道の供給



●道路施設の適切な維持管理

町道は延長 46・6 k mを有し、橋梁は 5 橋を管理していますが、道路設及び橋梁は全体的に老朽化しており、橋梁については、建設後 50 年以上を経過する高齢化橋梁が 2 橋、他 15 年後には全て 50 年以上経過する高齢化橋梁となります。

生活道路は、町民の暮らしに欠かすことのできない重要な生活基盤であることから、中長期的な維持管理をしていくため計画的な修繕に努めます。

推進事業

① 地域住民の命と暮らしを守る総合的な老朽化対策



行動方針4 豊かな心身を育み、明日へとはばたくまち

～ 教育 ～

●学校教育の推進

新しい学習指導要領は、子ども達の現状を踏まえ「生きる力」を育むという理念のもと、知識や技能の習得と共に思考力・判断力・表現力などの育成を重視しています。このことは、次代を担う子ども達が変化の激しい時代の中で逞しく生きて行くために必要となる力を身に付けることが求められたものであり、日々の指導の改善や充実を図り、学習内容の習熟度に応じた弾力的な指導方法や指導体制を工夫改善し、子ども達一人ひとりに応じた指導の充実に努めることの重要性が指摘されたものです。

このため、「幼・小・中・高一貫教育」を軸に、課題解決に向けた組織的な活動を支援すると共に、一貫教育が一連の教育活動となるよう羅臼高等学校の存続に対する支援をはじめ、大学や関係機関と連携・協働した「フリープラン研修」や教職員個々の授業力向上を図る良質な研修機会を身近に提供するほか、「放課後学習」や「土曜授業（両小学校）」における「学生ボランティアの受入れ」など、学校の学力向上を図る必要な取組みを積極的に支援します。

また、子ども達が各教科の習熟度を高めるためには、分かる授業の展開と共に学ぶ姿勢や態度の育成など、家庭における生活習慣や学習習慣の定着が重要な役割を果たすので、学校全体での指導やPTAにおける取組みを支援するなど、地域の実態に即した方策の確立に努めます。

特に、次の6点を主眼に意を用い、羅臼町の次代を担う子ども達の育成に努めます。

- 1 人間形成の基礎を培う幼稚園教育（幼小スタートカリキュラムの充実ほか）
- 2 確かな学力を育む学習指導（全国学力テストやNRTの分析と自校の課題解決）
- 3 信頼される学校づくり（家庭・地域との連携、学校評価を活かす学校づくり）
- 4 豊かな心や健やかな体を育む教育（生き方教育の推進、コーディネーショントレーニング）
- 5 羅臼町支援教育の推進（個別の支援計画「こんぱす」の有効活用ほか）
- 6 ESDの推進（自然環境教育、ユネスコスクール活動の充実ほか）

推進事業

- ① 幼・小・中・高一貫教育の充実
- ② 羅臼高等学校の維持
- ③ 教育環境の充実

●社会教育の推進

当町は、豊かな自然の恩恵を享受し、漁業を基幹産業として経済活動や独特の生活文化を育んできました。しかし、漁業は資源の減少により低迷が続いており、人口減少による過疎化が懸念される現状にあります。

今こそ町民をあげて現状を見据え、一人ひとりが役割を考え、未来への展望を切り拓いていかなければなりません。そのことから次世代のまちづくりや地域活性化のために、次代を担う青年層の積極的な社会参画が強く求められています。

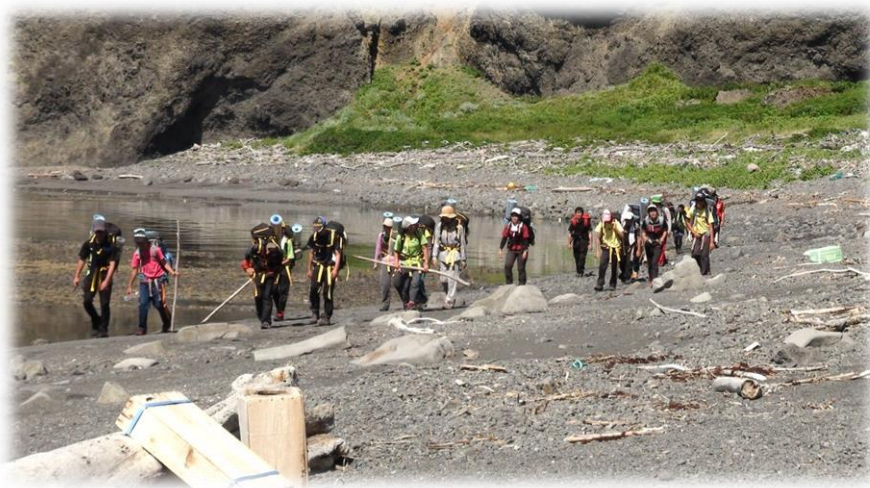
少年教育では、地域の自然環境や産業体験を通して学ぶと共に、そこで活躍する様々な人とのふれあいにより、ふるさと少年探険隊やふるさと体験教室「知床 kids」事業を通じて、ふるさとを愛する心の醸成を図ります。

青年教育では、高校生の自由な発想により料理を創作する「地域の食と文化について学習を行う創作料理プロジェクト」などにより、地域素材の新たな活用方法や情報発信、地域の活性化を図ります。また、新たな活動として羅臼町活性化ワーキンググループが組織されており、町内各組織や産業団体が抱える問題を共有し、解決に向けた取組みなどの活動を支援すると共に、リーダー養成を図ります。

家庭教育では、家庭に閉じこもりがちな子を持つ親への支援を強化するため、学習機会の提供と情報交換の場の拡充を図ります。

推進事業

- ① 青少年教育の推進
- ② 知床世界自然遺産を生かした環境教育
- ③ 関連団体との連携強化
- ④ 家庭教育の支援体制の強化



●知床未来中学校の完成

当町は「ふるさと羅臼の躍進を創造し、いきいきと逞しく行動する心豊かな町民」を教育目標の柱に、教育行政を推進しています。

少子化の進行や地域経済の低迷による町外への人口流出などにより、町内の児童・生徒数は年々減少の一途をたどっていることから、平成 17 年度「自立のまちづくり（自立プラン）」策定時には、将来の生徒数を勘案し小学校 2 校、中学校 1 校として早期の整備計画を策定し、適正規模の中学校改築に向けた取組みを進めることが示されました。

翌平成 18 年度には「羅臼町立小・中学校適正配置計画」を策定し、小・中学校の統廃合を進めてきたところであり、現在、幼稚園 2 園、小学校 2 校、中学校 2 校で教育活動を展開しています。

第 6 期総合計画では、新中学校の校舎建設と並行して中学校の 1 校化に努めることが示され、新中学校の建設は当町の教育行政上の重点課題であり、現 2 校の老朽化が著しく進んでいることから、中学校改築に関する具体的な方向性（平成 25 年 4 月）が示され、保護者や地域住民、議会への説明会などを経て、新中学校建設に向けた動きがスタートし、現中学校 2 校を廃校し、新たな中学校 1 校を建設する合意調印式（平成 26 年 6 月 3 日）を終了しています。

今後、校舎建設と併せ周辺環境や通学路の整備のほか、校章、校歌、制服などの制定を含め、早期開校に向けて事業を推進します。

推進事業

- ① 知床未来中学校の建設
- ② 中学校 1 校化に対応した環境整備

【知床未来中学校 完成イメージ図】



●芸術・文化の振興

現代社会においては、生涯学習を通して豊かな心を育み、教養を高めることはもとより、情報社会を生きる術を身につけることが必要とされています。

町民が孤立することのないあたたかい町をつくるためには、芸術・文化活動を通して町民がつながり心を結ぶ地域づくりが求められています。

文化活動では、文化協会と連携し芸術文化鑑賞の機会提供や、団体の活動成果の発表機会の充実を図り、それらの団体育成や支援に努めます。

また、より良い芸術・文化活動を行う環境づくりを進めるため、公民館施設やホール機材の充実を図ります。

図書活動では、町民の利便性を高めるため、蔵書検索機能の整備充実を図ります。

次代を担う子ども達の生きる力を育むため、読み聞かせ事業やブックスタート事業を充実させ、子どもの読書活動の推進を図ります。そのため、さらなるボランティア会員の増員や新たなサークルの育成を支援します。

文化財保護活動では、国の重要文化財に指定された松法川北岸遺跡出土品を核とした種々イベントを企画し利用の促進に努めます。

推進事業

- ① 芸術文化の鑑賞・講座などの学習機会の充実
- ② 団体・サークル活動の育成・支援
- ③ 文化財の保護・活用
- ④ 郷土文化の伝承・充実
- ⑤ 図書室の活用・充実



●スポーツ活動の充実

スポーツ活動は、人間形成の基盤であり、健康で健やかな成長を促すと共に、医療に係る財政問題や人々の心をつなぐコミュニティづくりにも密接なつながりを持っていることから、益々の充実が求められています。

町民体育館は、平成 25 年度から指定管理者制度により、NPO法人羅臼スポーツクラブらいずが管理運営を行っており、自主事業として各種教室、講座を開催し、スポーツに親しむ機会も拡大され利用者数の増加に繋がっています。

健康づくり活動や生涯スポーツ活動を維持、継続、発展を図るため、NPO法人羅臼スポーツクラブらいずとの連携を図り、さらに行政からの積極的な支援を行い、生涯スポーツの充実を図る必要があります。

また、各スポーツ少年団では、活発な活動が継続されていますが、活動継続のためには、指導者の育成支援は不可欠であり、体育協会加盟の各団体においても同様の課題となっているため、指導者の育成支援を図り、スポーツを通したコミュニケーションづくりを進めます。

推進事業

- ① 総合型地域スポーツクラブと連携した生涯スポーツの充実
- ② スポーツを通したコミュニケーションづくり



行動方針5 持続的な行財政運営ができるまち

～ 財政 ～

●安定した財政運営

わが国の経済状況は、政府の金融政策、財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の推進により、経済の好循環が動き始め、北海道経済においても穏やかな持ち直し基調にあるものの、消費税率引上げに伴う影響などが懸念される中、当町の経済状況は、政府の取組みの成果を未だ感じることができません。

このような経済状況の中、町の財政運営は、自主財源の柱である町税収入の伸びを期待することが困難であることに加え、地方交付税の伸びも期待することができない状況で、高齢化社会が進むことによる扶助費の増加などにより、支出全体に占める義務的経費の割合が高まり、財政の弾力性が失われ硬直化が進んでいます。

今後持続的な行財政運営を行うため、町の債権の適正管理を徹底することにより、収入未済額の縮減と町民の公平性を保持すると共に、歳出の削減に向けて、引き続き事業の必要性、効率性の観点から見直しを図ります。

推進事業

- ① 健全財政の確立
- ② 収納対策の強化

●土地利用対策の促進と公共施設の活用

土地は、優れた自然環境や快適・安心で豊かな町民生活や経済活動を支える最も基礎的な要素があると共に、町民の貴重な財産であり、利用転換後の原状回復が非常に困難な公共性の強いものです。

特に当町の土地は、国家的・国際的財産としての自然的価値が非常に高いことから、自然保護と生活・産業の調和、そして、観光や学術的利用のあり方など土地利用に関わる多様な課題を抱えています。

また、施設については、老朽化している公共施設が多数あり、維持管理に苦慮しています。

今後、市街地区への公共施設の集約化が進むことから、有効な土地利用に努めます。

また、住宅などに貸付けしている土地も多数あり、現在社会経済状況が厳しいことから売却が進まない状況ではありますが、積極的に売却を推進します。

推進事業

- ① 計画的な土地利用
- ② 公有財産の運用と活用

第3章. 新しいまちづくりに向けた重点施策

1 人口減少克服に向けた対策

我が国は、人口減少・少子高齢化が急速に進行し平成 16 年をピークに人口減少時代を迎えております。特に地方の若い世代が出生率の低い東京圏をはじめとする大都市部に流入することにより、日本全体としての少子化、人口減少につながっています。

人口減少は、生産年齢人口の減少、コミュニティ機能の低下、現役世代の社会保障費の負担増など社会全体に様々な影響を及ぼすことが懸念されています。

国では「まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）」を制定し、その後、平成 26 年 12 月には、人口の現状と将来の姿を示し、今後目指すべき将来の方向を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び今後 5 年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を閣議決定し、まち・ひと・しごと創生に総合的に取り組む方針を示しました。

当町においても、昭和 40 年をピークに年々減少し、少子高齢化は確実に進行しており、人口減少問題に対応した地域創生のまちづくりが求められています。

そのため、主要産業である水産業の安定化、地域産業の活性化による雇用の場の拡大、観光産業の振興、子育て支援対策など少子化対策に力を入れ、若い世代が将来の羅臼町に夢や希望が持てる町づくりを進めていくことを目標とした「羅臼町総合戦略」を平成 27 年 10 月に策定しており、人口減少克服に向けた対策を着実に進めることを目指します。

人口減少克服に向けた基本目標

1. 若い世代が安心して働ける魅力ある産業の振興
 - (1) 漁業を中心とした産業の活性化を目指します。
 - (2) 若者が働きたいと思える安定した就業環境の整備を目指します。
2. 知床の魅力を活かした移住、定住の推進
 - (1) 年間をとおした交流人口の拡充を目指します。
 - (2) 知床の魅力をPRし、住みやすい環境づくりを目指します。
3. 未来を担う子どもたちの教育環境と結婚・出産・子育てしやすい環境整備
 - (1) 子どもを産みやすい環境づくりを目指します。
 - (2) 仕事と子育てが両立できる環境づくりを目指します。
4. 若い世代が主体となった知床羅臼みらいの推進
 - (1) 町民の「気づき」により、「結束」「行動」「継続」へと繋がる環境醸成を目指します。
 - (2) 知床の魅力を発信するため、広域的な連携づくりを目指します。

2 Kプロジェクトの推進

町民の「幸福」と将来を担っていく次世代の子どもたちに誇れる羅臼町を創っていくために、「Kプロジェクト」を推進します。

「Kプロジェクト」は自分たちの未来は自分たちで考えることに「気づき」、同じ志を持った仲間が集い「結束」し、しっかりと「計画」をたて、自ら「行動」し、「結果」を出し、それを「検証」して「継続」をする7つの「K」を行動目標として、町づくりへの参加意欲と自主性、公共性のもと新たなリーダー養成を図ります。

さらに、「知床らうすの未来を考えるアンダー60創造会議」と「知床らうすの未来を支えるオーバー60協力隊」が共に自分たちの将来の町を自分たちで考え創りあげていく意識を醸成させ、町民が「幸福」と感じる町づくりを進めます。

自分たちのまちの未来を考え実践していく

- 「知床らうすの未来を考えるアンダー60創造会議」の推進と拡充

自分たちのまちの未来を応援し継承していく

- 「知床らうすの未来を支えるオーバー60協力隊」の構築

3 知床未来中学校建設事業

少子・高齢化により急速に人口減少が進む中、児童・生徒数も減少していますが、未来の羅臼町を担う中学生が基礎的・基本的な知識と学力・技能を習得し、豊かな人間関係を育み、充実した教育活動を展開できる学校づくりを地域と一体となり推進するため、現在ある中学校2校を廃校し中学校を1校化し、新しく「知床未来中学校」の建設を進めます。

また、両校の生徒が新中学校で学びを共にすることから、統合前に中学校間で交流活動などを取り入れるとともに、小学校においてもカリキュラムのすり合わせを行うよう進め、知床未来中学校開校までには校歌、校章、制服、学校目標を制定します。

通学については、春松地区から通う生徒に対し、通学バスの調整が必要となる他、積雪による通学障害の緩和措置として通学用シェルター等の設備の充実が求められますので、部活動なども考慮した学校の時間割に対応する通学用バスの調整とシェルターを含めた通学路の整備を行います。教員住宅についても新中学校に対応した整備を進めます。

●主な取り組み

平成28年度	着工
平成29年度	旧校舎解体、外構工事開始
平成30年度	完成
建設場所	現羅臼中学校敷地内
構 造	鉄筋コンクリート造（一部鉄骨）3階



【現在の春松中学校】

【現在の羅臼中学校】



4 町営住宅等建替事業

羅臼町の町営住宅は海岸沿いの集落に点在しているとともに、耐用年数を経過した住戸が半数近くを占め、多くの住宅で老朽化が進んでおり、高齢者や障がい者、子育て世帯に対して、福祉施策との連携を図りつつ住宅セーフティネットとして町営住宅の整備を行い、適切な維持管理と計画的な建て替え、用途廃止を進めて行くことが求められています。

老朽化が著しい町営住宅ストックの適正な活用を図るために、羅臼町住生活基本計画（平成26年度～35年度計画）及び羅臼町町営住宅等長寿命化計画（平成26年度～35年度計画）が策定されており、町民が安心・安全に住み続けられる良質な町営住宅の形成を基本目標としながら、当町の将来人口推計や社会・経済状況の変化等を踏まえて計画の推進に努めます。

●安心・安全に住み続けられる良質な町営住宅の形成に向けた基本方針

1. 管理戸数の適正化

当町は、今後も人口と世帯数の減少傾向は続き、町営住宅の需要も減少するものと推測されることから、将来世帯数などを考慮し、町営住宅の管理戸数の縮小を図ります。

また、現在の町営住宅には、空き家が少なくことや、今後人口減少が進み高齢化率が高まることから、管理戸数を縮小していくことについては、建替事業の進捗や住民動向を把握しながら進めます。

2. 町営住宅の適正配置

市街地から離れた集落に立地する町営住宅の用途廃止を行う一方、役場や小中学校などの公共公益施設が集積した利便性の高い中心部への町営住宅の集約化を行い、維持管理の効率化と生活利便性の向上に寄与する町営住宅の適正配置を行います。

3. 居住者ニーズに対応した住宅供給

高齢者世帯や障がい者から子育て世帯など多様な世帯ニーズに応じた住宅を供給するため、入居者の世帯構成のバランスを考慮した団地環境の整備を行うとともに、子育て・福祉施策とも連携した環境整備を図ります。



【栄町高台町営住宅】

5 安定した水道の供給

町民に安全・安心で安定的な水道水を供給することを目指し、現在、上水道 1 ケ所（湯ノ沢浄水場）、簡易水道 2 ケ所（岬簡易水道浄水場、峯浜簡易水道浄水場）にて供給を行っています。

湯ノ沢浄水場は、平成 7 年に完成し 20 年が経過しており、電気設備等の更新が必要な時期となっています。岬簡易水道浄水場は、昭和 42 年に整備され 48 年が経過していますが、水源、水質が良好なため、これまで施設の改修などは一度も行っていないが老朽化が進んでいます。

峯浜簡易水道浄水場は、昭和 59 年に整備し 31 年が経過しており、これまでに一部改修を行っています、今後更新をしていく必要があります。

また、水道本管についても老朽化が進んでおり全体の約 20%が老朽化しており、水道施設や各設備など全体の老朽化が進んでいる現状にあります。人口減少に併せて給水人口も減少してきており、老朽化した施設等の更新をしていくには維持改修費がかさみ水道事業の収益の悪化を招くことが考えられます。

しかし、町民生活に欠かすことができない重要なライフラインの一つである水道を将来にわたって安定して供給するため、老朽施設等の計画的な更新と効率的かつ効果的な事業経営や適正な水道料金の確保に努めてます。

主な取り組み

- 計画的な老朽管の更新（海岸町地区）

6 地下資源の安定的な維持と活用

当町の温泉は昭和 58 年に 1 号井を掘削し、翌年の昭和 59 年に温水プールや民間の宿泊施設へ温泉の供給を開始したのが始まりで、その後、熱源の安定確保のため昭和 61 年に 2 号井、平成 3 年に 3 号井、平成 10 年に 4 号井、平成 21 年に 5 号井を掘削しています。

その間、温泉熱を利用し役場や羅臼保育園（現幼稚園）、羅臼小学校、診療所等の公共施設の暖房給湯やロードヒーティングへの活用その他、二次利用として民間の旅館等へも有効的に活用しています。

しかし、熱量の減少によってこれまで3つの温泉井を撤去、廃止、閉栓しており、現在稼働している温泉井は2ヶ所のみとなっていますが、経年劣化と温泉蒸気など温泉成分による劣化で、施設及び温泉供給配管の老朽化が著しい状況にあります。

そのため、将来にわたって温泉水などの熱水供給を安定させることを目的とし、熱水の地下埋蔵状況を把握するための地下資源調査を実施しており、今後、安定的な温泉水等の熱水供給と併せて活用方法について「地下資源活用に関する地域協議会」と連携を図りながら検討してます。

主な取り組み

- 地下資源活用に関する地域協議会との連携
- 安定した温泉供給
- 地下熱資源を活用した地域振興

第3部 基本計画

行動方針1 地域資源を活かした活力ある産業のまち

◆漁業の振興

- ・ 持続的漁業生産体制の確立と栽培漁業の推進
- ・ 漁業経営基盤の強化と人材確保
- ・ 産地流通機能体制の強化と消費拡大
- ・ 高潮・高波などの海岸対策の推進

◆観光の振興

- ・ 観光ガイドの育成
- ・ 地域資源を活かした観光コンテンツの整備
- ・ 外国人観光客の受入

◆商工の振興

- ・ 中小企業の支援
- ・ 特産品の充実及び消費拡大の推進
- ・ 空き店舗の活用検討
- ・ 海洋深層水の有効活用

◆農業の振興

- ・ 担い手の確保・育成に対する支援
- ・ 農業生産の基盤整備

◆森林保全活動の振興

- ・町民による植樹活動の支援
- ・各種補助金事業の活用
- ・自然災害・山地災害などを想定した防止事業の推進
- ・保健・文化・教育的利用のための森林整備
- ・自然環境の調和

◆新たな産業の創出・企業誘致

- ・農林水産業を利活用した6次産業化の推進
- ・新分野・新ビジネスの創出と町外企業の誘致

◆地域産業の活性化

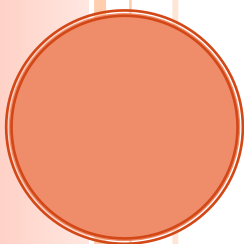
- ・地域内循環と地産地消の推進
- ・地場水産物の付加価値向上
- ・地域資源を有効活用した商品開発

◆雇用の促進

- ・通年雇用対策
- ・産業構造の多様化による雇用創出

◆北方領土対策の推進

- ・早期返還に向けた啓発活動の推進
- ・北方四島交流活動の推進
- ・若年層世代への啓発活動の強化



行動方針2 一人ひとりが輝ける地域医療・保健・福祉・介護のまち

◆保健活動の充実

- ・生活習慣病の予防
- ・母子保健事業の充実

◆地域包括ケアの充実

- ・持続可能な医療体制の推進
- ・高齢者福祉の充実
- ・介護予防の推進

◆社会保険制度の円滑化

- ・国民健康保険の安定運営
- ・後期高齢者医療制度の円滑な運営

◆子育て支援の充実

- ・地域における子育て支援
- ・職業生活と家庭生活の両立の支援及び環境の整備

◆障がい者福祉の充実

- ・自立生活の基盤づくり及び社会参加への支援体制の充実
- ・障がい者施設・支援の充実

行動方針3 自然環境に配慮し安心安全に暮らせる快適なまち

◆防災・減災に対応したまちづくり

- ・地域住民や町内会が主体となった自主防災組織づくりの推進
- ・地域防災計画に基づく防災体制の充実・強化
- ・避難路の確保・避難施設の機能強化
- ・防災情報伝達と情報収集
- ・防災備蓄品、備品の整備と見直し
- ・要支援者の安全確保と体制整備の推進

◆消防・救急体制の充実

- ・消防体制の強化
- ・救急体制の強化

◆安心・安全なまちづくり

- ・交通安全体制の充実
- ・防犯体制の充実

◆環境に配慮したまちづくり

- ・省エネルギー対策
- ・地球温暖化対策

◆適正なゴミ処理と魅力あるきれいなまちづくり

- ・ゴミの減量化と資源リサイクル運動の推進
- ・不法投棄対策

◆知床の自然との共生

- ・野生鳥獣との軋轢回避策の検討
- ・知床世界自然遺産地域の適正な管理

◆知床の自然と共に安心して住み続けることができる住生活の実現

- ・高齢者などが安心・安全に暮らせる住宅・住環境づくり
- ・多様なニーズに対応した住宅・住環境づくり
- ・知床の自然・風土に共生する住宅・住環境づくり

◆水環境の整備

- ・合併処理浄化槽の普及
- ・安定した水道の供給

◆道路施設の適切な維持管理

- ・地域住民の命と暮らしを守る総合的な老朽化対策

行動方針4 豊かな心身を育み、明日へとはばたくまち

◆学校教育の推進

- ・幼・小・中・高一貫教育の充実
- ・羅臼高等学校の維持
- ・教育環境の充実

◆社会教育の推進

- ・青少年教育の推進
- ・知床世界自然遺産を生かした環境教育
- ・関連団体との連携強化
- ・家庭教育の支援体制の強化

◆知床未来中学校の完成

- ・知床未来中学校の建設
- ・中学校1校化に対応した環境整備

◆芸術・文化の振興

- ・芸術文化の鑑賞・講座などの学習機会の充実
- ・団体・サークル活動の育成・支援
- ・文化財の保護・活用
- ・郷土文化の伝承・充実
- ・図書室の活用・充実

◆スポーツ活動の充実

- ・総合型地域スポーツクラブと連携した生涯スポーツの充実
- ・スポーツを通じたコミュニケーションづくり

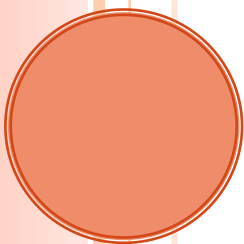
行動方針5 持続的な行財政運営ができるまち

◆安定した財政運営

- ・健全財政の確立
- ・収納対策の強化

◆土地利用対策の推進と公共施設の活用

- ・計画的な土地利用
- ・公有財産の運用と活用



◆漁業の振興

推進事業	持続的漁業生産体制の確立と栽培漁業の推進
現 状	近年の漁業生産額は町全体で見ると120～150億円程度となっていますが、個別の魚種を見ていくと資源状況が安定せず、その結果漁業生産と経営が不安定な状況に置かれています。そのため資源状況の影響を受けやすい刺網漁業から他の漁業への転換を検討する動きが出ています。 また、漁業者が減少傾向にあり、人口の減少や関連産業を含めた経済規模の縮小といった影響が出ています。
課 題	安定した漁業生産が維持できる持続的漁業の確立を図るために、資源管理体制の確立を図ると共に、海域の特性に応じた栽培漁業と管理型漁業を推進する必要があります。
基本方針	資源状況を把握するための各種調査の実施を漁協、試験研究機関などの関係機関と協議検討していきます。資源状況に応じた持続的漁業の実現を目指すと共に資源の維持安定のため栽培漁業を推進していきます。
主要な施策	・資源調査実施の検討 ・資源状況に対応した漁業生産体制の実現 ・資源管理に関する意識の啓発 ・栽培漁業の推進による資源の維持安定 ・持続性の高い漁業種への転換に対する支援策の検討

◆漁業の振興

推進事業	漁業経営基盤の強化と人材確保
現 状	安定した漁業経営のために経費の節減や経営の合理化による漁業経営基盤の強化が必要となっています。 当町での漁業種類は多数ありますが、漁業の種類によって収益や安定性に差があり、ある漁業では順調に収益を上げている一方で、他の漁業では経営に苦勞しているという場合もあります。
課 題	将来に展望の持てる安定した漁業経営を実現するため、経費の節減や経営の合理化による漁業経営基盤の強化を推進する必要があります。 町の漁業を担う人材の確保と育成のため、研修・教育の充実による後継者育成を図る必要があります。
基本方針	安定した漁業経営実現のため、漁業経営基盤強化に対する取組を支援すると共に、将来の漁業を担う人材の確保と育成を目指します。
主要な施策	・漁業経営基盤の強化に対する取組への支援 ・後継者育成を目的とした教育研究の充実

◆漁業の振興

推進事業	産地流通機能体制の強化と消費拡大
現 状	漁業生産の基盤となる漁港については、拠点漁港である羅臼漁港(第4種)をはじめ第2種漁港2港、第1種漁港4港の計7港が町内に整備されています。 羅臼漁港は衛生管理型漁港として整備されており、現在は災害時を想定した耐震化施設の整備を進めています。 漁業者からは、町内の漁港全体で屋根の設置など衛生管理施設の拡充や荒天時の安全性向上、老朽化箇所の更新を求められています。 近年の動きとして、漁港は単に漁業生産の場にとどまらず、観光や体験学習などの目的に活用され、より幅広い役割を果たすようになっていきます。 ※第1種漁港:利用範囲が地元の漁業を主とするもの。 第2種漁港:利用範囲が第1種より広く、第3種に属さないもの。 第3種漁港:利用範囲が全国的なもの。 第4種漁港:離島その他辺地にあつて漁場の開発、または、避難上必要とされるもの。
課 題	漁港整備については消費者に安全・安心で高品質な生産物を安定供給するため、衛生管理の強化や施設の耐震化、荒天時の安全性向上などの各種整備を推進し、産地生産基盤の強化を目指す必要があります。 衛生管理の強化による水産物の安全安心、高品質化をブランド化やPRに活用していくことで消費の拡大と魚価の安定を図る必要があります。 少子高齢化と人口減少の傾向を考慮して女性や高齢者の働きやすい就労環境整備を推進する必要があります。併せて観光や体験学習での利用を想定した整備を進める必要があります。
基本方針	各漁港の整備を促進し、安定した操業と就労環境の向上を図ります。 衛生管理と鮮度保持を推進し、「安全安心で高品質な水産物」のブランド化を目指します。 羅臼地域マリンビジョン計画を推進し、観光業を含む地域活性化を目指した漁港整備を推進します。
主要な施策	・漁港整備の推進 ・衛生管理と鮮度保持の推進 ・ブランド化やPRによる消費拡大と魚価の向上安定 ・女性や高齢者の働きやすい環境の整備 ・羅臼地域マリンビジョン計画の推進と多目的利用を想定した漁港整備 ※マリンビジョン計画:水産物の安定供給や水産物の健全な発展を目標とした独自性のある商品開発など、魅力的な地域づくりへ向けた取組み。

◆漁業の振興

推進事業	高潮・高波などの海岸対策の推進
現 状	土地の少ない当町では海岸全域が昆布漁をはじめとする漁業生産の場として利用されています。また海岸近くに建てられた住宅も少なくありません。 高潮・高波が発生するとこれらの漁業生産施設や住宅に直接被害が及ぶことも多く、平成 18 年・26 年の高潮では町全域で被害が発生しました。 町内には消波堤などの海岸保全施設も整備されていますが高潮・高波の際に十分な効果を発揮できない場合も多く、老朽化で機能低下している施設も多数あります。
課 題	漁業生産の場を維持するため、安全安心な生活のために海岸保全事業を推進していく必要があります。海岸保全事業の実施にあたっては関係者の意向を反映できるよう十分に協議の上進める必要があります。 海岸保全事業は北海道によって実施されており、事業の推進を引き続き要請していく必要があります。
基本方針	漁業生産の場を維持・確保し、生活の安全を図るため海岸保全事業を推進します。 国や北海道に対し事業推進を要望していくと共に、実施にあたっては関係者の意向を反映できるよう努めます。
主要な施策	・海岸保全事業の推進 ・老朽化した海岸保全施設の修繕または改良

◆観光の振興

推進事業	観光ガイドの育成
現 状	現在、町内でも産業ガイドや体験観光ガイドを行う会社が起業し、観光客の受入体制整備が進んでいるところですが、多客期の体制整備や外国人対応、専門知識の習得など観光ガイドの人材不足があります。
課 題	観光業が「おもてなし産業」といわれるように、観光客とのコミュニケーションを図ることが重要であり、いくら素晴らしい観光素材があっても、おもてなしの心がなければ持続的な集客には繋がりません。観光事業者が関係団体など一体となって受入れる体制整備が必要であり、可能な限り受益者となり得る民間が主体となって取り組むことが必要となっています。
基本方針	観光客の満足度を高め、リピーターを増やすには地域全体での「おもてなし」が重要となってきます。観光関連事業者の接客サービス向上や地域全体のホスピタリティの醸成、観光ガイドの養成を推進し、観光に携わる人材育成を図ります。 観光関連事業者や観光ガイドを対象にガイド研修などを行い、専門的知識の習得と観光客へのおもてなしの土壌づくりを推進します。
主要な施策	・専門知識を持った観光ガイドの養成 ・観光ガイドの接遇向上、地域ホスピタリティの醸成 ・町内関係団体との連携強化体制づくり

◆観光の振興

推進事業	地域資源を活かした観光コンテンツの整備
現 状	当町は宿泊施設のキャパシティや町内の駐車場が十分に整備されていないこともあり、依然として通過型観光から脱却できないのが現状です。また、繁忙期と閑散期の観光客の入込みの差が激しいことも問題があります。 地域資源を活かした体験型観光などのメニューが少なく、観光客の選択肢が限られてしまうことは、長期滞在に繋がらない要因でもあります。
課 題	近年、「ニューツーリズム」と総称される新しいタイプの旅行が注目されています。当町には観光資源となりうる地域資源が多く存在しており、その普段の生活風景の中にある地域資源を見出し、その魅力を高め、地域活性化につなげる必要があります。 当町に数日間滞在し魅力を体感してもらうようなメニューづくり、当町に訪れなければ味わうことが出来ないコンテンツ開発を行うと共に、通年を通した観光客の平準化対策が必要です。 また、観光拠点である「道の駅知床・らうす」は、観光シーズンになると駐車場に入ることが出来ず素通りしてしまう観光客が多いことや、国道の交通渋滞防止対策も課題です。 ※ニューツーリズム：従来の旅行とは異なり旅行先での人や自然との触れ合いが重要視された新しいタイプの旅行
基本方針	ホエールウォッチング、バードウォッチングなど豊富な海洋資源を利用した魅力的な体験型観光の充実と、海洋資源だけではなく、陸上の野生動物を観光素材としたメニュー開発。旅行者の多様なニーズに対応でき、長期宿泊を促すオンリーワンのコンテンツを創出し観光客誘客を推進します。 また、当町に訪れる観光客の利便性を図る上で、道の駅知床・らうすの駐車場拡幅整備や隣接する私有地の有効活用について検討します。 平成27年度に一般社団法人化した知床羅臼町観光協会には、観光全般の情報発信や関係団体との連携、調整など一元的に行う窓口としての体制整備と充実を図り、観光振興の中心的な役割を担ってもらいます。
主要な施策	・体験型観光、滞在型観光コンテンツの創出とプログラム開発 ・観光拠点施設（道の駅知床・らうす）の機能強化 ・オール羅臼による修学旅行誘致と受入れ

◆観光の振興

推進事業	外国人観光客の受入
現 状	外国人観光客の入込みは年々増加傾向にありますが、外国人受入れ体制は遅れをとっています。外国語を話せるガイドが少ないことや、町内の外国語による観光案内看板も設置されておられません。インバウンドを推進する上では、受入れ体制の整備と海外に向けたプロモーション活動が十分とはいえない状況です。 ※インバウンド:外国人旅行者
課 題	観光客の利便性向上のため、わかりやすい表示の観光案内看板整備と世界自然遺産知床羅臼町の自然環境、景観に配慮した基盤整備が必要となっています。 観光協会において英語の指差し会話集を作成して、道の駅や各宿泊施設に配布し、英語圏の外国人対応を図っていますが、近年増加傾向にあるアジア系外国人への対応は充分とはいえない状態であり、今後は多言語に対応できる受け入れ体制が必要となっています。 また、外国人誘客増加を推進する上では、国内だけではなく国外に向けた、効果的な手段によるプロモーションの展開を図る必要があります。
基本方針	観光客をスムーズに目的地へ誘導するため、見やすく、わかりやすい統一性のある、そして観光客の目線に立った観光案内看板の整備を図ります。 来訪する外国人が気軽に観光できるよう、多言語による情報ツールの充実と受け入れ体制の整備を行い、観光客のストレスを軽減させ、旅の満足度を高めます。 外国人誘客を図るべく、エージェントへの売込みや商談会への参加、イベントや物産展などメディアへ話題提供を行い、継続的にプロモーション活動を実施します。
主要な施策	・外国語観光案内看板の整備 ・外国語対応観光ガイドの養成と観光案内所の充実 ・観光用DVDを利用したプロモーションの実施

◆商工の振興

推進事業	中小企業の支援
現 状	基幹産業である漁業の漁獲量も近年は減少傾向にあり、町全体の景気に大きく影響を及ぼしている状況です。 また、経営者の高齢化や後継者不足などにより、将来的に不安な要素もあり、中小企業を取り巻く現状は厳しい状況にあります。
課 題	全町的に中小企業の体力は弱いと言え、基盤整備や経営安定を図るためには、今後の中小企業資金融資制度の利用状況や各金融機関の情報をもとに、融資枠の拡大や融資額の増額など、中小企業が利用しやすい制度に検討する必要があります。
基本方針	事業などに必要な資金を円滑に調達できるよう、町内各金融機関と連携を図り、企業の経営安定及び経営基盤の強化を推進すると共に、国、北海道、中小企業支援機関などの様々な支援策や施策、事業などを適切に活用させるため、商工会、各金融機関、行政が連携し情報提供を図ります。
主要な施策	・羅臼町中小企業振興資金制度による支援

◆商工の振興

推進事業	特産品の充実及び消費拡大の推進
現 状	基幹産業である漁業の漁獲量が減少傾向にあるため、水揚げされる海産物の安定確保が難しくなっています。 また、消費者ニーズの多様化、高度化で商業を取り巻く環境も厳しさを増している状況です。 平成 25 年に当町の商業協同組合が解散し、従来実施してきた事業を商工会において一部業務を引受け継続しておりますが、商業団体活動については停滞、衰退傾向にあります。
課 題	町内で魚介類を購入できる店舗が少ないことや、昼食をとれる店舗も少ないので、地域内消費の拡大を図るべく、地産地消の飲食店などの展開を図る必要があります。 また、各事業者などは販路拡大に向けた情報発信や営業などの一層の努力が必要であることや、海産物については、1 次加工のみで流通させるのではなく、付加価値を付け流通させる「6次産業化」を目指すことも必要です。 他町にはない商品開発やサービスを提供し、消費者から信頼と支持を得る取組みを実施し、町外の大規模小売店に客が流出しないような取組みを行うと共に、町内企業の商工会加入を促進し地域商業の活性化を図る必要があります。
基本方針	当町で水揚げされた海産物を小売店や宿泊施設などで積極的に利活用してもらうよう、地域内流通を築き上げると共に、修学旅行などでの地域産業と食を結んだ体験学習機会の提供により、「らうすファン」の獲得を目指します。 また、「知床らうすブランド」を確立させ、特産品及び加工品の充実と販路拡大を推進します。 後継者の育成、効果あるイベントなどの実施、地域資源を活かしたまちづくりなどを進めるため、商業団体の組織力向上を図ります。
主要な施策	・物産展などへ参加 ・「知床らうすブランド」の確立 ・修学旅行受入時の地域プログラムへの支援 ・「浜の母ちゃんのごっこ市」への支援 ・ふるさと納税の利活用 ・羅臼町中小企業振興資金制度による支援 ・商業団体組織の強化と支援 ・統一したメニュー開発の検討

◆商工の振興

推進事業	空き店舗の活用の検討
現 状	当町の傾向として、生活必需品などは近隣の町へ大量買い出しに行くことが多いため、町内商店街の賑わいも寂しくなっており、人口も年々減少を続け、今後も閉店する飲食店や商店などが出てくることが予想されます。
課 題	景気の低迷だけでなく、事業者の後継者不足なども深刻な状況です。また、今後の急速な高齢化社会に対応するための環境整備が必要となっています。 町内に点在する空き店舗の状況が未確認であることから、現状把握する必要があります。
基本方針	町内商業団体と連携を図り、商店街の賑わいを取り戻すため、新規創業者などには空き店舗の活用を進めると共に、各種制度による支援、雇用の拡大を図ります。
主要な施策	・国、北海道、民間などの各種制度の情報提供 ・金融懇談会による情報共有 ・空き店舗の情報収集

◆商工の振興

推進事業	海洋深層水の有効利用
現 状	海洋深層水「知床らうす深層水」は漁獲物の鮮度保持と衛生管理をはじめとする漁業での利用は定着し評価されていますが、食品や化粧品など漁業以外での利用については伸び悩んでいます。 「知床らうす深層水」を利用している企業は全国にありますが、企業数は増減しながらほぼ横ばいの状況となっています。 企業からは深層水を利用することのメリットについて科学的な裏付けが欲しいという意見がありますが、高知県など国内の先進地でも明確な結論は出されていないのが現状です。
課 題	幅広い分野での利用を図るには町内での取組みには限界があり、町外での利用を促進する必要がありますが、深層水は脱塩などの事前処理と輸送にコストがかかるという不利な要素があります。 深層水は全国で取水されていますが、深層水関連商品の売り上げが全体として低下傾向にあると報告されています。 深層水自体の知名度向上を図ると共に、「世界自然遺産」「知床らうす」の知名度を活かした利用の拡大を図る必要があります。
基本方針	漁業にとどまらない幅広い分野での海洋深層水の有効利用を目指し、深層水と関連商品のPRを促進し「知床らうす深層水」の知名度向上を図ります。 深層水の利用促進のため、大学など研究機関との協力による深層水の利活用に関する共同試験研究の実施を検討します。
主要な施策	・より幅広い分野での深層水利活用 ・「知床らうす深層水」の知名度向上 ・大学など試験研究機関との共同試験研究を検討

◆農業の振興

推進事業	担い手の確保・育成に対する支援
現 状	当町の峯浜地区で展開されている農業は、酪農を主体とした生乳生産が中心的産業となっていますが、高齢化と共に担い手不足が懸念されています。
課 題	農業を取り巻く情勢は急激に変化しており、関税撤廃・市場解放など一段と厳しさを増しております。 また、高齢化に伴う担い手不足が深刻化しており、農業生産体制の弱体化や多面的機能の低下が懸念されています。 さらに、長時間労働や不透明な将来展望など、経営意欲を減退させる要因も増幅し、新規就業者の減少や結婚難などがクローズアップされる中、魅力ある農家像への変革が求められており、有能な担い手確保が必須となっております。 今後高い経営能力に支えられた経営展開を目指すべく、先進地研修や新たな挑戦への支援、あるいは農業ヘルパーの積極的な導入や、各種制度を活用しながら余暇時間の創出などを通し、担い手の確保・育成を図ることが必要となっております。
基本方針	農家子弟の農業への就労を促すばかりではなく、農業以外からも農業に意欲ある人材の就労を推進すべく、情報提供・収集を進めます。
主要な施策	・北海道担い手センターや農協あるいは根釧地域を主体とした広域での担い手確保に向けた関係機関の連携強化 ・担い手確保に向けた各種イベントの情報収集及び参画 ・花嫁(花婿)対策への支援

◆農業の振興

推進事業	農業生産の基盤整備
現 状	当町の農業は、段丘地帯特有の複雑な地形と厳しい気象条件など、経営上不利な自然条件下になる中、峯浜地区において中規模の酪農が展開されておりますが、農業を取り巻く情勢は急激に変化しており、関税撤廃・市場解放など一段と厳しさを増しております。 また、近年の食生活の変化や少子化などにより生乳の需要が激減するなどの厳しい状況にあります。
課 題	地域の特性を十分活かした生産性の高い農業経営の展開及び体質強化を図ると共に、生産コストの低減に努め、不安定な農業情勢に対応しうる生産体制の整備・確保を目指すべく、優れた経営管理能力を有する農業者の育成・確保が求められています。
基本方針	農業を支えてきた農業整備基盤事業は、各種補助事業を活用し、草地整備・改良を進めながら、良質・低コストの粗飼料を安定的に確保すると共に、計画的な飼料基盤の開発・整備を展開してきましたが、今後も関係機関と協議・調整しながら各種事業の推進に努めます。 また、引き続き家畜排せつ物の適正処理と堆肥のリサイクル推進を図り、自然環境の保全、経費の縮減及び労働力の適正拡散化を進め地域完結型農業を推進します。
主要な施策	・各種補助制度活用による計画的な草地の整備・改良の推進 ・計画的な農地の集積 ・農業者及び団体への支援事業の推進 ・家畜排せつ物堆肥化施設の適正な運営のための助言・指導等の充実

◆森林保全活動の振興

推進事業	町民による植樹活動の支援
現 状	当町の森林面積のおよそ 90%が国有林で占められており、町有林を含めた民有林面積に 3,004ha で、そのほとんどが保安林指定されています。 地球温暖化防止対策あるいは漁業を主産業とする当町において森林の果たす役割も大きいことから、近年住民有志による植樹活動の機運が高まっています。
課 題	植樹場所の確保が課題となっています。
基本方針	植樹活動への機運を損なうことなく指導・助言を行います。
主要な施策	・町民による植樹活動への支援の実施

◆森林保全活動の振興

推進事業	各種補助事業の活用
現 状	財政的な理由や土地の確保などの諸事情から、近年は造林事業をはじめ下刈りや間伐などの維持管理も停滞している状況にあります。
課 題	財政的な理由や土地の確保などの諸事情から造林・間伐などの事業が実施されていない状況にあるものの、国や北海道などの補助制度に活路を見出しながら検討する必要があります。
基本方針	機能に応じた森林の整備・保全を総合的に行うために、地域の特性、森林資源の状況並びに自然的・社会的条件を勘案しながら事業を展開すべく、情報の収集などに努めます。
主要な施策	・造林・間伐・除伐事業などの補助制度の情報収集

◆森林保全活動の振興

推進事業	自然災害・山地災害などを想定した防止事業の推進
現 状	当町は、木材の生産を目的とする林産業はなく、森林のほとんどは災害防止、水源涵養、保健文化、生活環境保全など、地域住民の生活に密着している森林であり、森林の山地災害など防止機能を果たす役割は大きく、毎年計画的に治山事業を実施しています。
課 題	近年の自然災害や地球規模の環境変化に伴う異常気象などに対応するべく、森林環境に配慮した避難施設の整備などが喫緊の課題となっており、実現に向けた関係機関と協議・検討を重ねていきます。
基本方針	山地災害など防止機能が重視される森林については、保安林への指定及びその適切な管理を進めると共に、治山施設の設置を図り、防災機能の高い森林造成を推進します。
主要な施策	・山地災害などの防止事業の推進

◆森林保全活動の振興

推進事業	保健・文化・教育的利用のための森林整備
現 状	地域住民の生活に密着している森林を活用した各施設などは老朽化が著しく、その利用に支障をきたしています。
課 題	町単独での修復は予算に限りがあるため、利用規制しなければならない施設もあります。 また、将来に向けた新たに森林施設整備のための土地の確保とそれに要する財源確保が必要となります。
基本方針	森林は、国土の保全、水資源のかん養及び快適な生活環境の保全などの公益に資する機能を有しており、機能に応じた森林の整備及び保全を総合的見地から検討する必要性が求められることから、各区分に応じた望ましい森林の姿へ誘導するよう努めます。
主要な施策	・関係機関との協議・検討・調整 ・土地確保のための関係機関との協議の推進 ・各種補助制度の調査・研究

◆森林保全活動の振興

推進事業	自然環境の調和
現 状	平成 17 年には知床が世界自然遺産として登録されたものの、地球温暖化防止対策あるいは生物多様性の持続に向けた各種整備は十分とは言えません。 関係機能による検証・協議を重ねながら、環境に配慮しつつ従来型の施設の改修などが実施されています。 また、将来に向け森林の整備・活用したレクリエーション施設整備のための土地の確保が求められています。
課 題	限られた土地の取得と、森林整備に向けた迅速な間伐・造林事業の展開が求められます。
基本方針	森林は各種公益性に資する機能を有しており、それぞれに応じた森林の姿へ誘導すると共に、周辺の自然環境に配慮した森林及び施設整備を推進します。
主要な施策	・関係機関との協議・検討・調整 ・土地確保のための関係機関との協議の推進

◆新たな産業の創出・企業誘致

推進事業	農林水産物を利活用した6次産業化の推進
現 状	当町では1次産業での生産は盛んでも2次(加工業)、3次(サービス・小売業)はあまり進展していないと言われています。 国や北海道では1+2+3次=6次産業化を推進しており、当町では平成26年度に羅臼漁協で水産加工機器を整備し、漁業者自身が加工に取り組む動きが活発化しています。 農業では酪農による生乳生産一筋に展開してきた農家集落に町外から意欲ある若い新規就農者が入植しています。
課 題	国や北海道の「6次産業化」は農林漁業者が直接加工や販売に取り組むことを想定しています。漁業農業共に生産量・生産額が安定しない中で付加価値のある新たな産業を創出していく「6次産業化」を目指す必要がありますが、1次産業に従事しながら新しい分野に取り組むには時間や人手の面から厳しい場合も少なくありません。 農林漁業者の加工や販売への取組を推進すると共に、町内の既存の加工業やサービス業が連携した「地域全体での6次産業化」を推進する必要があります。
基本方針	農林水産業者の6次産業化の取組みを支援すると共に、既存の加工業やサービス業と連携した「地域全体での6次産業化」を推進します。 6次産業化の推進を地域資源の地産地消や付加価値化の推進につなげていき、農漁業者の1次産業以外での所得確保と地域産業の振興を目指します。 6次産業の展開と将来の地域産業を担う人材の育成と確保に向けた取組みを検討します。
主要な施策	・農林水産業者の6次産業化に対する取組みへの支援 ・関係機関による「地域全体での6次産業化」の検討 ・地域産業の担い手の育成と確保について検討

◆新たな産業の創出・企業誘致

推進事業	新分野・新ビジネスの創出と町外企業の誘致
現 状	日本や北海道の人口自体が減少し、当町においても同じように人口の減少が続いております。人口の維持定着に何よりも必要なのは、生活の基盤となる収入を得るための雇用の場になります。 既存の産業で雇用を拡大することも大事ですが、新しい産業による新たな雇用や地域産業の活性化が必要な状況にあります。
課 題	全国的に行われている本社を地方に置く企業の誘致については、建設面で広い土地の確保や施設整備が必要です。 ITなど、土地や大規模な施設を必要としない業態であっても当町は交通遠隔地であり移動手段の少なさや移動の所要時間がマイナスの要素になっています。
基本方針	北海道などと連携を図り、「知床」の知名度や温泉・地熱などの資源を活かすことのできる企業誘致を推進します。 新分野、新ビジネスの可能性を模索する取組を支援していきます。
主要な施策	・羅臼町地下資源活用に関する地域協議会との連携 ・地域産業活性化事業補助金の推進

◆地域産業の活性化

推進事業	地域内循環と地産地消の推進
現 状	以前実施された産業連関調査では地域内の循環が少なく、漁業生産は盛んでもその生産物に対する付加価値化がされていないと報告されています。 飲食店や宿泊施設で地元産の水産物があまり利用されておらず、町外からの来訪者や観光客に対し地元水産物の魅力を発信しきれていないことが問題になっています。
課 題	飲食店や宿泊施設では日によって変動する需要に対応する仕入れが必要であり、仮に魚を丸ごと仕入れたとしても余ってしまう場合があること、処理に要する時間を確保できないという問題があります。 水産加工場では大量に水揚げされる魚の処理が主力で小口の需要に対応しきれない状況になっています。 漁協としては高値で買い取る所を取引先として優先せざるを得ないことから漁獲物を地元への販売に回せない場合があります。 消費促進の一環として、飲食店や宿泊施設での「統一メニュー」や「羅臼限定メニュー」を作ることが提案されています。
基本方針	地産地消の推進を目指し、関係機関(飲食店連合会、旅館組合、漁協、商工会、観光協会)と地元飲食店や宿泊施設での地元水産物利用を促進できる体制を検討します。
主要な施策	・地産地消の推進 ・地元飲食店や宿泊施設での地元水産物利用の促進 ・高校生チャレンジグルメコンテストや漁協女性部料理コンテストメニューの活用など魅力あるメニューの検討

◆地域産業の活性化

推進事業	地場水産物の付加価値向上
現 状	当町では漁業生産は盛んなものの、その生産物に対する付加価値化がされていないことが以前から問題となっています。地域内での加工など付加価値化が進展していない理由として季節的な水揚げの変動が大きく、この変動に対応できていないことが挙げられます。 町内での加工は一次処理が主力であり他地域へ原料として出荷されるものが多く、最終製品への加工は少量となっています。
課 題	季節的な水揚げの変動、漁期内でも日によって水揚げに変動があることは自然現象であり人の手による調整は不可能です。水揚げに変動があることを前提にした付加価値向上を考える必要があります。 高次加工、最終製品への加工の必要性は以前から言われていますが、設備投資の必要性や販売不振時のリスクがあり進展はしていないのが現状です。
基本方針	水揚げの変動を前提とした付加価値向上を検討します。地場水産物の高次加工と高付加価値化を推進すると共に、加工の対象を種類・数量共に、拡大することを目指します。
主要な施策	・水揚げの季節的変動を前提とした付加価値化の検討 ・高次加工と高付加価値化の推進 ・加工する対象(種類および数量)の拡大

◆地域産業の活性化

推進事業	地域資源を有効活用した商品開発
現 状	当町では漁業生産が盛んであり水産物が豊富に水揚げされますが、他の地域へ原料として出荷される割合が高く、町内で商品化されるものは少量にとどまっています。 知名度の低さや漁獲が少量であるため未利用にとどまっている資源がありますが、近年はこれまであまり利用されなかった資源を利活用していく動きが出ています。
課 題	原料出荷の割合が大きくなっていることの原因として水揚げに季節的変動が大きいこと、商品化する際の設備投資や売れなかった場合のリスクがあります。 水揚げが少量であり、不安定な魚種は加工業では扱いにくく、漁業としては主要な漁獲対象にしにくいという難点があります。
基本方針	未利用資源の活用を図ると共に、商品開発と最終製品への加工を促進することで地域資源の有効活用を推進します。
主要な施策	・未利用資源の活用 ・商品開発の促進

◆雇用の促進

推進事業	通年雇用対策
現 状	基幹産業である水産業は、昆布漁などの個人事業主が冬場の仕事の確保が難しいという現状があります。根室管内においては「根室管内4町通年雇用促進協議会」を中心に、通年雇用の促進を目指し、資格取得の機会提供などを行っています。
課 題	様々な職種におけるスキルアップが必要不可欠ですが、その機会が少ないことや、事業者もやる気を向上させ、企業努力をする工夫が必要だと思われます。
基本方針	様々な職種におけるスキルアップが必要不可欠であるため、「おもてなし研修」などの機会を、観光協会や商工会と連携を図り実施していきます。 また、新しい産業の創出が雇用につながり、そこに生まれる雇用が人口流出に歯止めをかけられるので、国や北海道などの制度を利用した雇用の拡大事業に取り組む必要があります。
主要な施策	・根室管内4町通年雇用促進協議会との連携 ・スキルアップ研修の実施と支援 ・国、北海道等の制度利用に伴う情報提供と支援

◆雇用の促進

推進事業	産業構造の多様化による雇用創出
現 状	当町の産業構造としては、一次産業の水産業への就業率が依然として多いですが、近年はホエールウォッチングやバードウォッチングなどで観光客が増加していることもあり、観光業やサービス業への就業率も増加傾向にあります。
課 題	水産業への就業だけではなく、様々な職種で町内に就業できる雇用の場が圧倒的に少ないため、高校生や若年層が町外に雇用を求め流出しているので、町内各産業の雇用の創出を図る必要があります。
基本方針	雇用の場の創出を目指し、国や北海道などの制度を利用し新規創業などへの支援を行います。
主要な施策	・国、北海道などの制度利用に伴う情報提供と支援 ・羅臼町中小企業振興資金制度による支援

◆北方領土対策の推進

推進事業	早期返還に向けた啓発活動の推進
現 状	我が国固有の領土である歯舞諸島、色丹島、国後島及び択捉島からなる北方四島の早期返還は、町民はもとより国民の長年にわたる悲願です。 この北方領土問題解決のため、これまで日露両国間では精力的な外交交渉が続けられていますが、北方領土返還要求運動が始まって 70 年近く経過した現在なお、領土返還への具体的な道筋はついていない状況にあります。また、17,291 人いた元島民も1万人以上の方々が他界され、生存されている元島民の平均年齢も約80歳となり、北方領土問題の早期返還が望まれています。
課 題	北方領土返還を求める一致した国民世論は粘り強い外交交渉を後押しする最大の力となります。 北方領土問題が長期化し、また元島民の高齢化が進む中、国民世論の一層の高揚及び持続を図るためには、国民一人一人が関心をより一層高め、理解を深めることが必要です。
基本方針	関係団体との連携により北方領土問題に関する国民の正しい理解と意識の高揚に努め、さらなる国民世論の結集を図り、国の外交交渉を積極的に後押しするため、一層強力に北方領土問題の啓発活動を展開します。
主要な施策	・広報媒体などを活用した北方領土問題啓発 ・北方領土返還要求運動の推進及び国民世論の喚起拡大 ・返還要求運動団体の強化及び後継者対策の育成支援

◆北方領土対策の推進

推進事業	北方四島交流活動の推進
現 状	平成 4 年(1992 年)より日本国民と四島在住のロシア人が相互に訪問し、さまざまな交流プログラムを通じて、相互理解と友好を深め、四島在住ロシア人の北方領土問題に対する理解を促すと共に、日本に対する信頼感の醸成を図っています。 当町においても様々な交流事業を通じて、日露両国間の相互理解の増進に努めています。
課 題	これまでの四島交流事業は、一定の役割を果たしているものの、住民意識などの変化もあり、事業をより効果的なものとするべく見直しが必要との意見もあり、北方領土問題の解決に向けた環境づくりの事業目的実現に向け、参加者の人選など相互理解をより効果的に進める工夫が必要となっています。
基本方針	北方領土問題が未解決の現状において、北方四島交流事業は引き続き重要な意義を有していることから、今後も継続した交流事業を通して、日露間の友好関係をさらに強化していきます。
主要な施策	・幅広い層の事業参加及び若年層世代への参加の促進

◆北方領土対策の推進

推進事業	若年層世代への啓発活動の強化
現 状	北方領土返還要求運動を牽引してきた元島民も半数以上の方々が他界され、現在存命されている元島民も高齢化となり、今後の返還要求運動の継続が危惧されています。
課 題	これまで北方領土返還要求運動の中心であった元島民の高齢化により、今後、返還要求運動を引継ぐ若年層の育成が急務であると共に、次代を担う若年層が北方領土問題に関心を持ち、理解を深めることが必要となっています。
基本方針	若い世代の間で北方領土問題に関する関心が低下傾向にあることから、今後は若年層世代に対する各種啓発活動への参加を促し、若年層世代への関心と理解を高めていきます。
主要な施策	・若年層世代における北方領土学習の推進 ・若年層世代への北方領土啓発事業への参加の促進

◆保健活動の充実

推進事業	生活習慣病の予防
現 状	活動の基本となる法律の変遷をみると、ここ数年は社会保障制度改革推進法から平成 26 年度には健康・医療戦略、医療保険者によるデータヘルス計画の推進という流れの中に保健活動、保健事業が位置づけられ、健康寿命の延伸、健康格差の縮小が目標として掲げられています。 さらに医療保険制度関連法が整備され、糖尿病など生活習慣病の発症や重症化を予防することが推進されることとなりました。そこで当町においても今までの保健事業から大きく方向転換が行われ、様々なデータから健康課題を明確にし、「PDCA サイクル」にそった保健事業を実施しているところです。 ※PDCA サイクル:事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan(計画)→ Do(実行)→ Check(評価)→ Action(改善)の 4 段階を繰り返すことにより、業務を継続的に改善します。
課 題	自分の健康状態を知る入り口としての健診事業ですが、受診率が全道、全国に比べ低い状態が続いています。このことが個人の健康に関する情報の格差を生み出し、健診受診者と未受診者では生活習慣病にかかる医療費に大きな隔たりがあり、健康格差となって表れています。町の健康状態を示す様々なデータからは、医療費は全道的には低いものの医療以外の社会保障(自立支援医療や介護保険など)に費やす費用額が増大しています。それも予防可能な疾病(生活習慣病)から起こっているものがあり、加えて高齢化による医療費の増大も課題です。 また、保険料を納める年代の健康状態が保険者の財政基盤に大きな影響を与えることから、青・壮年期の健康増進を図る必要が高まっています。
基本方針	総合計画に先んじて立案された地域健康計画「健康らうす21(第2次)」や「羅臼町データヘルス計画(総論)」をもとに保健活動を展開し、生活習慣病予防に努めます。特にデータヘルス計画では、中長期的な目標の達成に向け、虚血性心疾患、脳血管疾患、慢性腎臓病などの疾病群ごとに計画各論を立案し、評価可能なデータで事業効果を図ります。 ※健康らうす21:乳幼児から高齢期までのライフステージに応じた健康増進を目的とした取り組み ※羅臼町データヘルス計画:保健事業を実施するに当たり、レセプト・健康情報などを活用した保健事業の実施計画
主要な施策	・健診受診率向上に向け、効率的、効果的な未受診者対策の強化 ・生活習慣病の発症リスクに基づき、対象者を絞り込んだ保健指導の継続 ・予防的な医療が提供されるよう、医療機関との連携強化

◆保健活動の充実

推進事業	母子保健事業の充実
現 状	当町ではライフステージに応じた健康増進の取組みを重視し、町の健康課題である子どもの肥満や齲歯・生活習慣病を予防するため、妊娠期より健康相談や健康教育などを行っています。 また、新生児・乳幼児期の家庭訪問、健康診査、健康相談などの健康教育の中で、適切な食生活習慣や適正な生活リズムの指導及び支援を実施しています。
課 題	大人の生活習慣は、妊娠期や小児期の生活が大きく影響するため、これらの時期からの生活習慣病予防を視野に入れ望ましい生活習慣を身につけていくことが必要となりますが、町では妊娠期や乳幼児期から不適切な食習慣による肥満や齲歯、また不規則な生活リズムであることなどが課題となっています。 また、これらの生活習慣を町民が主体となり自主的に取組み、実践できる力を身につけることが必要となっています。
基本方針	生命を維持し子どもたちが健やかに成長し、人々が健康な生活を送るために、一人ひとりの生活の状態や能力、ライフステージに応じた主体的な取組みを重視し、健康増進を図ります。 また、町としてその活動を支えながら、個人の理解や考え方が深まり、確かな自己管理能力が身につくと共に、将来の生活習慣病予防に結びつけられるようにしていきます。
主要な施策	・ライフステージに対応した指導・支援の充実 ・適切な食習慣の確立 ・適正な生活リズムの確立 ・学校保健と連携した課題・検討・情報の共有

◆地域包括ケアの充実

推進事業	持続可能な医療体制の推進
現 状	知床らうす国保診療所は、社会医療法人孝仁会に公設民営の形で平成 24 年より指定管理を委託しており、「羅臼町医療ビジョン」に基づく医療を提供するとともに、これを核とした地域包括ケア体制が形成されつつあります。 また、高度診断機器を備え、幅広い疾患のほか透析治療に対応する他、介護保険法に基づく通所リハビリテーションも提供しています。 母体の孝人会は、ドクターヘリ基幹連携病院を有しており、町民の安心安全な暮らしに無くてはならない存在となっています。 ※羅臼町医療ビジョン：医療・保健・福祉の連携による地域包括ケアを推進するための地域医療計画
課 題	団塊世代が後期高齢となる 2025 年(平成 37 年)には、社会保障費が急増することが見込まれており、国は医療必要度が低い患者を在宅医療(特養など含む)に移行する方針ですが、推計ではこの間に町の生産年齢人口や家族を含む介護者の減少も懸念され、回復期から在宅復帰、慢性期の受入れ施設が不足するとなれば、都市部から離れる当町は、自前でこれらを補完する必要性に迫られます。 また、既に医療介護サービスを利用している町民の重度化を防ぐための取り組みや増大するこれらのニーズを見据えた医療スタッフの安定確保が喫緊の課題となっています。
基本方針	生活に密着した地域医療と健全な経営を持続するため引続き町民の意見反映の場の確保や運営指導を堅持し、必要な支援を行います。 また、増加する認知疾患患者の対応に向けては、医療などでも受入れを依存する釧路圏を視野に入れた協議調整を推進すると共に町民動態を踏まえた町づくりと併せて多職種連携による「地域包括ケアシステム」の充実を図ります。 さらに地域で自立する元気なお年寄りを増やすため予防医療強化や健康教育活動を支援する一方で医療スタッフの確保にあたっては、地元出身者の人材育成、広域的な医療連携はもとより、地域の魅力を発信しつつ、管外・道外の就業希望者への住まいの確保、子育ての環境など、受入れ態勢の整備を推進します。
主要な施策	・医療を核とした多職種協働による地域ケア体制の実現 ・認知症疾患医療センターなどの専門機関連携による認知症ケアパスの形成 ・訪問歯科医療の提供体制の充実強化の要望 ・健康課題に根差した予防医療の推進(保健分野との連携強化) ・看護師など医療スタッフの安定的確保などの充実

◆地域包括ケアの充実

推進事業	高齢者福祉の充実
現 状	行政、各種企業・団体、地域住民が総動員で高齢者を見守る体制の構築を目指した、「第6期羅臼町高齢者保健福祉計画・羅臼町介護保険事業計画」に取り組んでいます。 また、町民の身近な相談・支援窓口である地域包括支援センターが主体となり、医療・保健・福祉・介護を連携させた「地域包括ケアシステム」が整いつつあります。 ※羅臼町高齢者保健福祉計画・羅臼町介護保険事業計画：地域包括ケア実現のための在宅医療・介護連携などの取組みを本格化していくための計画
課 題	当町では、総人口が減少を続ける中であっても、高齢者人口については増加することが見込まれており、独居老人、老人世帯、さらには高齢者が高齢者を介護するいわゆる「老老介護」への支援策として「地域包括ケアシステム」の確立が求められています。重要な役割を果たすべき地域包括支援センターについての住民理解が中々進んでおらず、本来の機能が十分に生かされていません。 また、介護職員など多職種の人材確保と資質の向上が不可欠となりますが、労働人口の減少が著しい当町において担い手の確保こそが最大の課題となっています。
基本方針	「地域包括ケアシステム」の確立のために、在宅支援生活を支える多様な介護サービスが提供される体制づくりやその周知に努めると共に、地域全体で高齢者を取り巻く様々な問題を解決するため「地域ケア会議」の形成に向けての取組みを進めます。 また、明るく活力のある高齢社会の確立のため、豊富な経験と知識を持った高齢者が積極的に活躍できる体制の整備を進めます。 さらには、認知症高齢者数は全国的に増加することが予想されているため、認知症になっても尊厳を保ちながら自分らしく生活を送れるよう、また、支える家族が安心して見守ることができるような仕組みづくりに努めます。
主要な施策	・適切な人員配置による地域包括支援センター機能の充実、PRの徹底 ・「地域ケア会議」の確立 ・高齢者の社会活動への支援 ・安定した交通手段の整備 ・地域見守りネットワークの構築 ・「認知症ケアパス(状態に応じた適切なサービス提供の流れ)」の普及

◆地域包括ケアの充実

推進事業	介護予防の推進
現 状	当町でも団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年(平成 37 年)に向けて年齢や病気、障がいに関わらず住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるような体制の整備を進めています。 しかし、その前提は町民一人ひとりが主体的に健康づくりを実践することで健康寿命の延伸を図ると共に、介護予防の取組みを充実させ、高齢者の生活機能の維持改善を推進することが重要となります。 そのため、町では高齢者が活動参加できる場の充実強化をすると共に、介護になる原因疾患を予防するためにも保健分野と協力し生活習慣病予防対策にも努めています。 また、介護保険法の改正に伴い現介護予防事業については平成 29 年 4 月までに新しい「介護予防・日常生活支援総合事業」へ移行されることとなっております。
課 題	現時点では町主体の事業展開が中心ですが、今後の高齢化を見込むと、民間事業者の創意工夫や地域住民や高齢者自身による自主的な取組を促すような形での地域資源を生み出すことが必要となります。 また、新しい「介護予防・日常生活支援総合事業」の移行に向けて設備や人員、運営方法も含めて円滑な移行ができるように検討も必要となります。
基本方針	高齢者の年齢や心身の状況などを鑑みながら、日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を促すことで、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組みを支援して生活の質の向上を目指します。 人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が拡大していくような地域づくりによる介護予防を推進します。
主要な施策	・住民の主体による通いの場への支援 ・リハビリテーション専門職を活用した自立支援の推進 ・介護予防・日常生活支援総合事業の整備 ・健康づくり・疾病予防の推進

◆社会保険制度の円滑化

推進事業	国民健康保険の安定運営
現 状	町民の約 52%が国民健康保険加入者であり、多くが漁業関係者です。また、携わる漁業の種別により、所得格差が大きく、ある程度の所得を有する加入者も多いため、加入者全体の総所得(基準総所得)が全国平均よりも高くなり、普通調整交付金が見込めません。 一人当たり医療費が全道的に低いにもかかわらず、国民健康保険税が全国 2 位と高く、重税感を持つ町民も多いと思われます。 平成 27 年度より消費税増税を財源に、加入者一人当たり約 10,000 円の財政支援が見込まれますが、国保会計全体として大きな財政効果は期待できません。 なお、平成 30 年度より運営主体が都道府県に移行することが決定しており、税制面においても今後大きな変化が予想されています。
課 題	歳入については、加入者の総所得が高い為、普通調整交付金などの補助金が見込めません。また、一部の上位所得者には限度額がある為、一定以上の税による収入は見込めないなど、現状以上の歳入が見込めません。 また、歳出の中心である、療養の給付費(医療費)については、健康診断や健康教育を継続的に行っていますが、医療費の効果的な削減は難しい状況です。 この為、財政状態が厳しく、保険税の税率を下げるなどの対応が出来ず、保険税が高い状況が続いています。
基本方針	平成 30 年度の北海道への運営主体の移行まで、税率などの上昇は行わず現状の水準の維持に努めます。 また、移行後の税率改定では、少しでも低い税率を設定できるよう方法を模索します。
主要な施策	・国保基金を活用した税率上昇の抑制 ・特定健診など健診事業の推進による、異常の早期発見、早期治療による医療費の抑制 ・ジェネリック医薬品の推奨による医療費の抑制 ・国保税未納者に対する徴収の強化 ・国保税の納入方法の口座振替の推進

◆社会保険制度の円滑化

推進事業	後期高齢者医療制度の円滑な運営
現 状	高齢化により加入者が年々増加しており、それに伴い市町村の負担金が増加する傾向にあります。 また、財政運営主体が北海道後期高齢者連合であることから全道の後期医療保険加入者の動向及び医療費の変動が町の負担金額に大きな影響を及ぼすこととなります。 個人の後期医療保険料については、2年毎の改定が行われており毎回上昇しています。しかし、非課税者については、軽減が大きく保険料も低額なため、滞納は限られた一部の者になっています。
課 題	町の負担金の決定要素として、一人当たり医療費が関係しており、全道平均が基準値となり、これと比較することで増減するため、高齢者の医療費抑制が重要と考えられます。 しかし、近隣市町村と比較しても一人当たり医療費が低いため、どの様に現状の抑制を行うかの判断が難しい状況にあります。
基本方針	健康教育活動などにより、健康寿命を延ばし医療費の抑制を目指します。
主要な施策	・健康教育の推進 ・滞納者への積極的な勧奨 ・ジェネリック医薬品の推奨による医療費の抑制

◆子育て支援の充実

推進事業	地域における子育て支援
現 状	近年、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、国を中心として、新たな支援制度の構築が進められています。 平成24年8月には、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指した、子ども・子育て支援新制度が制定されたことを受け、当町においても子どもの教育環境の充実が図られています。 児童虐待の防止やひとり親、障害児家庭への支援に努めると共に、放課後児童の健全育成サービスの提供のため、平成27年4月に放課後児童クラブを開設しています。
課 題	少子化の進行や世帯規模の縮小、女性の社会進出による低年齢児の保育ニーズの増加、特別な援護を必要とする家庭への支援など、次代を担う子どもたちと専業主婦家庭やひとり親家庭などを含めたすべての子育て家庭への支援を行う観点から、さまざまな子育て家庭の総合的な地域における支援をさらに進める必要があります。
基本方針	子どもが健やかに育ち、親が安心して子育てできるよう、各種の保育サービスの充実と多様化や経済的支援を進め、子育て中の親たちが様々な年代の子育て経験のある人々と自由に交流し、助け合えるような場所や機会を提供するなど、地域の人々も参加した子育て支援体制を促進します。 子どもの人権擁護という観点に立って、地域の人々の協力を得ながら、各関係機関が連携し、児童虐待の予防、発見、被虐待児への支援を行います。
主要な施策	・子育て支援センターの充実 ・児童虐待の防止 ・ひとり親家庭福祉の充実 ・放課後児童クラブの充実

◆子育て支援の充実

推進事業	職業生活と家庭生活の両立の支援及び環境の整備
現 状	子育て世代の就労意欲は高まっているものの、託児する場所がないことなどから働くことが出来ない状況にあります。 また、町内には子どもたちが安全で自由に遊べる場所・施設が限られており、公民館などの既存施設を利用している状況です。
課 題	各事業所において、子育てと仕事の両立を支援するため「育児休業制度」が整備されていますが、職場における子育て支援体制が確立されていないため、利用しにくい雰囲気があり、制度が十分に活用されていません。 また、子どもたちがのびのびと自由に楽しく集い、遊ぶことが出来るよう、子どもを連れて安心して外出できる公共施設などの整備や身近な遊び場の確保が必要となっています。
基本方針	職場復帰しやすい環境が整備されるよう事業所への啓発や利用者への制度利用を促進をします。 子育てにふさわしい環境として、子ども同士や親子で楽しく遊べる公園や屋内施設など子育て中の親子が楽しく集える拠点が必要であることから、既存施設の有効利用や学校施設など地域開放を推進します。 また、子どもの命と安全を守るため、防災・防犯体制の確保や安全教育の推進を図ります。
主要な施策	・育児休業制度の事業所などへの周知及び利用要請 ・預かり保育の充実 ・町内会・学校・幼稚園との連携強化

◆障がい者福祉の充実

推進事業	自立生活の基盤づくり及び社会参加への支援体制の充実
現 状	障害者自立支援法が制定されたことに伴い平成27年3月に「羅臼町障がい福祉計画」を策定し、障がいのある人もない人も同じように生活し活動する社会を目指すことを基本的理念に基づき福祉サービス、地域生活支援事業、サービスの整備のための計画の作成、費用の負担などを定めています。 また、障がい者の社会参加を促すためにスポーツ大会などへの参加支援、障がい者団体などとの連携を図っています。 ※羅臼町障がい福祉計画：障がいのある人もない人も、お互い対等な人格として尊重し合い、人間として対等な立場で共に支え、共に生き、共に参画できるような社会の実現を目指すことを目的に策定。
課 題	障害者自立支援法による「地域生活支援事業」の一部については財政面・ハード面において展開・推進が困難なものが多いものとなっています。 また、社会参加を促すための障がい者に対する町づくりは必ずしも安全で利用し易いものとは言い難い状況にあります。
基本方針	社会情勢やニーズの変化を踏まえ、地域での暮らしの安心感を担保に、親元からの自立を希望する支援などを進めるために、地域生活支援の拠点などの社会基盤整備を進めます。 また、地域生活支援センターなどと連携を強化し、自立に向けての相談や就労支援体制の充実を図ります。
主要な施策	・地域生活支援事業の推進 ・在宅福祉サービスの充実 ・関係団体と連携した就労支援 ・障がい者のスポーツや文化への参画推進

◆障がい者福祉の充実

推進事業	障がい者施設・支援の充実
現 状	障がい者が、住み慣れた家庭や地域で周囲の人と同じように暮らし続けることができるよう、地域生活支援センターと連携を図りながら、一般就労を含めた働く場の確保・拡大、ボランティア活動や地域活動など社会参加のための基盤づくりや地域生活支援拠点などの整備に努めています。 また、計画相談支援などの相談支援を中心として、学校からの卒業、就職、親元からの自立などの生活環境が変化する節目を見据えて、障がい者施設・支援体制の充実も図っています。
課 題	町内における障がい者の就労支援体制が不十分であり、地域生活支援センターが唯一の就労可能施設となっています。 今後は就労可能な施設の協力体制を構築すると共に、施設に障がい者を就労指導できる人材の育成を検討する必要があります。
基本方針	障がい者の生活を地域全体で支えるシステムを実現するための拠点づくりや、NPOなどインフォーマルサービス(法律や制度に基づかない形で提供されるサービス)の提供など、地域の社会資源を活用した支援体制の充実を図ります。 また、障がいのある方が地域で安心して暮らせるよう、市町村における地域生活支援体制の構築に向けて、北海道と管内1市4町の委託により設置された、根室圏域障がい者総合相談支援センター「あくせす根室」を中心として、計画相談支援や地域移行支援、地域密着支援体制づくりを推進します。
主要な施策	・地域生活支援センターなどとの更なる就労支援連携の強化 ・NPOなどによるインフォーマルサービスの提供体制の整備 ・グループホームへの入居などの体験の機会及び場の提供

◆防災・減災に対応したまちづくり

推進事業	地域住民や町内会が主体となった自主防災組織づくりの促進
現 状	防災対策及び災害発生時の被害軽減を図るため、平成 8 年 12 月から、町内会毎の自主防災組織設立を推進してきました。 平成 27 年度までに 17 町内会中 13 町内会で設立しています。 全町内会の設立を目指し、継続して推進しています。
課 題	自主防災組織の設立に向けて町内会等へ協力を要請していますが、個人情報の管理や災害時の対応による責任を懸念する声があり、設立への時間を要しています。 既に設立した自主防災組織においても、役員名簿の更新がされていないなど、活動が停滞している組織があります。
基本方針	自主防災組織が未設立の町内会については、設立に向けた協力を呼び掛けます。 自主防災組織の活動が停滞している組織には、共助の大切さを再認識して頂くためにも、防災訓練を通じて自主防災組織の必要性和災害時の意識高揚を図ります。
主要な施策	・自主防災組織の設立への協力 ・自主防災組織活動(防災訓練の実施、自発的な防災活動、講習会の開催、役員名簿の更新など)への協力

◆防災・減災に対応したまちづくり

推進事業	地域防災計画に基づく防災体制の充実、強化
現 状	羅臼町地域防災計画に基づき、羅臼町防災会議を設置しています。この防災会議の構成員は防災関係機関で構成され、羅臼町の防災に関して情報共有を図りながら、地域防災計画の内容の審議を行います。 また、様々な災害に備えて情報提供などの協力体制を高め、北海道や近隣市町村、民間組織と防災協定を締結するなど、関係機関との連携を進めており、防災会議の構成員や民間団体と協力して防災訓練や情報伝達訓練などを実践しています。 災害時に備えた防災備蓄品、防災備品の整備や、防災講演会、防災訓練を計画的に実施しています。
課 題	災害時の行動訓練を関係機関と連携して少しずつ進めていますが、大規模災害で道路が寸断された場合を想定した、海路や空路を活用した訓練が必要となっています。
基本方針	関係機関と連携して、海路と空路を活用した災害時の輸送対応の確認や、携帯電話以外の情報伝達手段の確認等実践訓練を実施します。 防災意識の向上を図るため、防災訓練や防災講演会を継続的に実施します。 他市町村で行われる防災研修会に参加して、防災対策の向上を図ります。
主要な施策	・総合防災訓練の実施等関係機関との連携 ・防災訓練や防災講演会の実施等町民の防災意識向上対策

◆防災・減災に対応したまちづくり

推進事業	避難路の確保、避難施設の機能強化
現 状	地震津波、土砂災害などの災害から町民の安全を確保するため、避難所・避難場所を40箇所指定しており、避難所には防災備蓄品を整備し機能の強化を図っています。 避難所、避難場所までの避難経路に案内標識を設置し、迅速な避難が行えるよう整備していますが、冬期間は除雪の問題などから避難路となる道路などの使用が制限されるため、避難施設までの円滑な避難が難しい施設もあります。
課 題	避難施設には、平常時に人が不在となっている施設もあり、災害発生の初動時に開設に時間を要する施設があることや、平常時に人がいる施設であっても、休日や夜間などに災害が発生した際に、誰が避難所として開設するのかなど、避難所の開設に向けたルール作りが必要です。 また、国の災害対策基本法、防災基本計画が改正されましたが、災害の種別ごとに、指定避難所、指定緊急避難場所を指定する必要があり、避難所・避難場所の見直しも必要となります。 避難施設の強化については、季節ごとの懸念事項を考慮しながら、現在推進している防災備蓄計画の見直しが必要です。
基本方針	大雨、土砂災害、地震、津波などの各種災害や、複合災害を想定し、地域住民と意見交換をしながら、指定避難所、指定緊急避難場所の指定を進めます。 また、指定避難所、指定緊急避難場所までの避難路については、防災関係機関と連携を図りながら、季節ごとの課題を整理し、避難路を選定します。 避難施設の機能強化については、現在の防災備蓄計画を見直し、防災備蓄品の充実を図ります。
主要な施策	・指定避難所、指定緊急避難場所の指定、見直し及び避難路の選定 ・備品や備蓄品の配置と避難施設としての確立

◆防災・減災に対応したまちづくり

推進事業	防災情報伝達と情報収集
現 状	現在、災害が起こる可能性がある気象警報の発表や、国道、道道の通行規制に関しては、気象台や開発局、建設管理部などからそれぞれ事前に情報をいただいています。 この情報を元に、町民や観光客に対し防災行政無線、町のホームページ、防災登録制メールを活用して周知しています。特に、国道の通行規制や避難勧告など、緊急性が高いものについては、携帯電話会社のエリアメールを活用しています。 関係機関に関しては、電話やFAX、メールでの情報交換を実施しています。 また、携帯電話通信不能時に備えて、衛星携帯電話6台を本部や遠隔地の避難場所に用意しています。
課 題	町民に対しての情報伝達手段として、多くは防災行政無線を使用しますが、停電が長期化した場合は、中継所に燃料補給が必要になります。特に冬期間は、中継所が高台にあるため、現地までの道路の除雪に時間を要するなど、難点があります。 防災行政無線は整備してから18年目を迎えているため、老朽化が進んでおり、故障が多くなっています。また、電波法の改正により平成 34 年 11 月にはアナログ無線が使用できなくなるため、デジタル無線などへの更新が必要となります。
基本方針	町民に情報を伝える手段として、防災行政無線を継続して整備していきます。 登録制メールを推進し、登録されていない方にも町のホームページでお知らせするなどして、防災情報を周知します。 また、緊急性の高いものに関しては、防災行政無線の他にエリアメールを活用します。 関係機関とはあらゆる情報伝達手段で情報共有を図ります。
主要な施策	・防災行政無線（デジタル化など）の整備 ・登録制メールの推進とエリアメールの活用 ・電話、FAX、無線などを活用した関係機関との情報共有

◆防災・減災に対応したまちづくり

推進事業	防災備蓄品、備品の整備と見直し
現 状	災害時は救援物資が届くまで、一般的に3日間掛かると言われています。このことを踏まえ、平成 23 年度から 5 か年計画で、人口の 3 割(約 2,000 人)の 3 日分の水や食料などの非常食を備蓄しています。また、防災備品も避難時に必要な毛布をはじめ、28 種類のものを整備しています。停電対策として、持ち運び可能な発電機や照明、手巻き式ラジオライト、反射式ストーブなどを整備しています。
課 題	非常食については、5年間の消費期限が多いため、5年ごとに備蓄品の入れ替えが必要であります。また、備蓄の数量を人口の3割としているが、この数量が妥当なのか見直すことが求められます。
基本方針	非常食については、種類、数量の見直しをしながら、消費期限が満了となる年度毎に入れ替えをしていくことや、災害発生時に実際に消費した備蓄品の補充をします。 備品については、これまで整備してきた物品以外に、必要と思われる物品を整備します。
主要な施策	・備蓄品(水、食料など)の入れ替え及び補充 ・必要とされる物品の整備 ・備蓄計画の見直し

◆防災・減災に対応したまちづくり

推進事業	要支援者の安全確保と体制整備の推進
現 状	避難行動要支援者は対象者名簿を町が作成していますが、避難協力者への情報を開示するための、本人の同意を得ていないので、避難協力者となる消防や民生委員に情報提供ができていません。ただし、町内会によっては避難行動要支援者とみなす世帯を把握しているところもあります。 また、福祉施設への入所者に対しては福祉施設での対応となりますが、町内会と連携を図り、災害時の合同訓練を実施しているところもあります。
課 題	避難行動要支援者の名簿は作成しているものの、本人の同意を得なければ消防や民生委員など避難協力者へ情報提供が出来ないため、関係課と連携して同意作業を進める必要があります。 同意作業後は、避難協力者へ情報を開示し、個別の避難計画の作成が必要であるが、災害時には、避難協力者の安全が前提であるため、避難協力者は責任を負うものではなく、避難計画どおり避難することが難しい面があります。 災害時は、まず家族が支援(自助)し、その後町内会や自主防災組織、民生委員など(共助)、そして消防や町などが支援(公助)することになるが、家族で対応しきれない場合には、すぐ近くにいる町内会や自主防災組織に頼ることになりますので、要支援者とその家族と自主防災組織などとの連携を深めることが求められています。
基本方針	町で作成した避難行動要支援者の名簿に基づき、消防団、自主防災組織などの関係機関及び平常時から要支援者と接している社会福祉協議会、民生委員、福祉事業者と協力して情報の共有や避難支援の体制整備を推進します。
主要な施策	・避難行動要支援者の把握及び名簿の更新 ・避難時の個別計画の策定 ・指定福祉避難所との連携 ・関係機関との情報共有

◆消防・救急体制の充実

推進事業	消防体制の強化
現 状	当町には1消防署・1消防団が配備されており、消防団は地域ごとに6つの分団に分かれています。 火災や自然災害の発生にともない出動しておりますが、消防署とその地域の分団が出動し消火活動や救出活動を行なっています。
課 題	当町は山と海に挟まれており、自然災害の発生が常時懸念されます。 そのため、多種多様な事案に備えることが必要になっており、車両や資機材の充実はもちろんのこと、それを扱うための訓練が重要となります。 地域防災の要となる消防団員と連携を密にし、より質の高い消防活動となるよう合同訓練などが必要になります。 消防水利においては、設置されてから数十年経過している物が多く、有事の際に支障をきたす恐れがあります。
基本方針	どんな状況下でも迅速及び安全に住民の生命・財産を守るため、訓練を通し技能習得・連携強化に努めます。 長年の使用により、劣化が激しくなった消防車両をはじめとする各種資機材、消防水利を更新し、万全の態勢を整えていきます。
主要な施策	・消防車両及び資機材の万全な体制確保のための更新 ・安定した消防水利の確保 ・消防隊員・消防団員の育成

◆消防・救急体制の充実

推進事業	救急体制の強化
現 状	羅臼消防署には現在高規格救急車が3台配備されています。 町内で発生した救急要請は、基本的には全て知床らうす国民健康保険診療所で受入れて頂いていますが、専門外来の受診や緊急処理を必要とする場合は、町外の医療機関に転院搬送を実施していることです。 また、救急隊には高度な知識と技術を備えた救急救命士を常時乗車させており、より質の高い救急活動を実施できるよう努力しております。
課 題	町外出動(主に釧路市で往復約6時間要する)の重複も年に数件発生しており、このことによる救急車の不在を防ぐため、また多数傷病者発生事例に備えても、やはり救急車3台体制は欠かせないものと考えおり、この計画中に救急車2台の更新が必要になります。また、救急資器材についても使用年数に制限がありますので、定期的な更新が必要となってきます。 救急救命士は生涯学習として病院実習が必須であり、また救急率の向上を目指し、より高度になっている救命処置の受講やそれに伴う実習を受ける必要があるため、他の職員と比べると庁舎外勤務が多くなります。その結果、救急救命士不在の救急隊が出動する可能性があり、町民に高度な救急処置を行なえない恐れがあります。 また、救命率の向上にはその場にいる人の協力が不可欠となっております。そのため、町民に向けて救急講習を実施し、救急現場での処置の重要性を学んでもらうことが必要です。
基本方針	高規格救急車の3台体制を維持し、また資器材においても耐用年数等を遵守して、高度で安全な救急処置を行えるようにします。 救急救命士についても、いついかなる場合でも出動できるように配備すると共に、一般隊員も含めより高度な技能の習得に努めていきます。 救急講習においては、今後も受講者を増やしていけるよう広くPRしていきます。
主要な施策	・高規格救急車及び救急用資器材の更新 ・救急救命士の確保と育成 ・町民向け救急講習の実施

◆安心・安全なまちづくり

推進事業	交通安全体制の充実
現 状	近年、道路交通網の発達により交通事故件数、死者、負傷者は年々減少傾向となっています。しかしながら、危険ドラッグや飲酒運転による死亡事故が大きな社会問題として取り上げられ、その根絶が強く求められています。 当町での交通手段は、阿寒バスと羅臼ハイヤーしかなくマイカー使用に依存せざるを得ない現状にあります。さらに知床の観光シーズンにはレンタカーやマイカーによる観光客が増加することや、不漁が続いているとはいえ輸送繁忙期には大型車の交通量も依然増大しています。 交通事故の発生を防止することや、町民の交通安全意識の高揚を図るため、羅臼町交通安全協会や羅臼町交通安全指導員会、警察などの関係機関と連携しながら、交通安全教室の開催や6期60日間展開される交通安全運動並びに街頭啓発運動を実施しています。 また、危険箇所への交通安全啓発看板やカーブミラーなどの施設整備についても継続して実施しています。
課 題	交通事故の防止や安心・安全なまちづくりは、町民一人ひとりが意識しなければならない重要な課題です。 高齢化が進み若返りと増員が求められている羅臼町交通安全指導員ではあるが、警察と連携しながら幼稚園児や小学生、高齢者などの交通弱者に重点をおいた交通安全教室を継続し開催することや、羅臼町交通安全協会と連携した交通安全街頭啓発運動を、少しでも多くの町民と共に継続して開催することが求められています。 施設整備について、町が設置した交通安全啓発看板やカーブミラーなどに係る継続した維持管理が求められています。
基本方針	幼稚園児や学校、老人クラブなどと連携し、交通安全教育の推進を図ります。さらに警察や羅臼町交通安全協会、羅臼町交通安全指導員会と連携し交通安全運動や街頭啓発運動を町民にも呼びかけながら継続して実施していきます。 また、意欲ある羅臼町交通安全指導員の増員をめざすことや、カーブミラーなどの交通安全施設点検を実施し、その維持管理を継続していきます。
主要な施策	・交通弱者に向けた交通安全教室の実施 ・6期60日の交通安全運動や街頭啓発運動の実施 ・事故を未然に防止するための看板やカーブミラーなどの施設整備 ・意欲ある交通指導員の発掘並びに指導力アップのための研修会への参加

◆安心・安全なまちづくり

推進事業	防犯体制の充実
現 状	安心・安全なまちづくりのため、警察や羅臼町防犯協会、さらには中標津地区防犯協会連合会などの関係機関と連携し、啓発活動や薬物乱用の防止さらには防犯灯の設置を推進しながら犯罪などの抑止と共に、その情報発信活動を行っています。 また、自主防犯組織「羅臼オオワシブルーカーズ」が平成19年に結成され、登下校時や夜間などにおける定期活動として青色回転灯を付けた車両での町内巡回パトロールを実施しています。 さらに啓発活動の推進として、羅臼町防犯協会と連携しながら新入学児童へ防犯ベルの贈呈や黄色いワッペン運動、夏の防犯パトロール、歳末特別警戒パトロールを継続し実施しています。さらに当町では、地域住民の安全確保や犯罪の未然防止を目的に、町内会や防犯灯管理団体へ街路灯電気料金に対し助成を実施しています。
課 題	安心して暮らせる安心・安全なまちづくりは、町民一人ひとりが意識しなければならない重要な課題であります。 全国的には依然、凶悪犯罪や若年層の犯罪が多発しており、年々その低年齢化が進んでいます。そのため、引き続き子どもや高齢者が被害者にならない安心・安全な社会を目指し、警察や羅臼町防犯協会などと連携を密にしながら、防犯意識の高揚や町内巡回パトロールなどの防犯運動を継続し展開することが求められています。 近年、原子力発電所の停止に伴い街路灯に係る電気料金が高騰傾向となっており、したがって、町から町内会や防犯灯管理団体への電気料金助成額も高騰傾向となっておりますが、電気料金助成制度の継続が求められています。
基本方針	安心・安全なまちづくりを目指し、警察や羅臼町防犯協会並びに自主防犯組織「羅臼オオワシブルーカーズ」と連携を図り、地域安全運動定期パトロールや夏の防犯パトロール、さらには羅臼町交通安全協会と連携した歳末特別警戒パトロールを継続して実施していきます。 さらに、街路灯の維持管理や電気料金の助成を町内会や防犯灯管理団体へ継続して実施していきます。
主要な施策	・羅臼オオワシブルーカーズによる地域安全運動定期パトロールの実施 ・夏の防犯パトロールの実施 ・歳末特別警戒パトロールの実施 ・街路灯の維持管理並びに電気料金助成の実施

◆環境に配慮したまちづくり

推進事業	省エネルギー対策
現 状	温室効果ガス抑制、省エネルギーや新エネルギーの開発、導入が注目される中、地熱エネルギーを温水プールや老人福祉センター、役場庁舎、羅臼小学校・幼稚園などの施設暖房、各駐車場などのロードヒーティングに利用しているほか、平成 24 年度に完成した診療所の施設暖房や駐車場のロードヒーティングに活用されるにとどまっています。
課 題	井戸や配湯管が老朽化しており、安定供給のため、更新が必要となっております。地熱エネルギーのさらなる有効活用の検討が必要です。
基本方針	現在活用されている地熱エネルギーの安定供給を目指します。 羅臼町地下資源活用に関する協議会と連携しながら地熱エネルギー資源の有効活用の検討をします。 新エネルギー、省エネルギーの情報収集と活用を行います。
主要な施策	・地熱エネルギーの安定供給 ・羅臼町地下資源活用に関する協議会と連携した地熱エネルギー資源の有効活用の検討

◆環境に配慮したまちづくり

推進事業	地球温暖化対策
現 状	環境問題として地球温暖化が問題視されて久しく、海水面の上昇、甚大な自然災害、一次産業への深刻な影響が今なお懸念されています。 当町においては、平成26年4月に「第2次羅臼町地球温暖化防止実行計画」を策定し、本庁の事務事業に関し、ウォームビズやクールビズ、公用車のエコドライブや消灯徹底などに取組み温室効果ガスの排出抑制に努めています。
課 題	地球温暖化は人の日常生活、事業者の生産活動と密接な関係にあるため、家庭や事業者で出来る取組みを推進していく必要がありますが、これまでのところ本庁事務事業に関する取組みに留まっています。地球温暖化防止のための取組みは省エネルギーの促進にも繋がることから、取組みの継続と町民に対する普及啓発を図る必要があります。
基本方針	「第2次羅臼町地球温暖化防止実行計画」に基づき、本庁の事務事業において排出される温室効果ガスの抑制に取組むことにより、町内事業者や町民の関心を高め、地球温暖化対策の取組みを促します。
主要な施策	・地球温暖化防止に関する現状や取組みの情報収集及び情報提供 ・「第2次羅臼町地球温暖化防止実行計画」を基に、節電、節水、省エネ対応製品などの利用促進、ウォームビズの実施など、本庁の事務事業における温室効果ガス排出の抑制 ・家庭で出来る環境家計簿などの推進による町民の地球温暖化に対する意識向上 ・森林の維持・整備、植樹などの推進 ・廃棄物を減らす「リデュース」、繰り返し使う「リユース」、再資源化する「リサイクル」からなる3Rの推進 ・区域施策やカーボン・オフセットなどの新しい取組みの検討

◆適正なゴミ処理と魅力あるきれいなまちづくり

推進事業	ゴミの減量化と資源リサイクル運動の推進
現 状	近年の社会情勢やライフスタイルの変化により、ゴミの量の増加やゴミの質の多様化による不適正処理が社会問題となり、全国的な課題となっています。また、廃棄物の処理には多大な経費が必要となり、財政運営において問題視されるケースが多々あります。 当町では平成14年から分別収集を開始、平成15年にゴミ料金の定額制を廃止し従量制(指定袋)へと移行しております。平成17年には観光客のゴミの散乱・不法投棄防止および環境保全などを目的に、観光客専用ゴミ袋が導入されています。 資源リサイクル活動では、容器包装廃棄物(プラスチック・ペットボトル・紙製容器・空きびんなど)は3町による根室北部廃棄物処理広域連合リサイクルセンターの供用稼働により、廃棄物循環型の地域社会づくりを推進しており、古紙類(新聞・雑誌・ダンボール・紙パック)や鉄類(空き缶など)、衣類などの廃棄物は、リサイクル業者に売払いしております。一部町内会などでは、独自に古紙類の回収を行っており、持込実績により売上金から町内会などに助成しております。生ごみは、羅臼堆肥利用組合に処理を委託し堆肥化しており、平成23年4月からは町内の家庭や飲食店などから出される廃食油を回収し、それを業者へ売払いし、飼料原料・燃料・石鹸・インクなどに再利用する資源リサイクルの推進を図っています。
課 題	羅臼町民の1人1日当たりのゴミ排出量は、全道、全国平均と比較すると多めに推移しています。ゴミを減らすには、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会の形成を進めることが必要であり、資源リサイクル運動を推進するためには、個々の意識改善が必須となります。
基本方針	廃棄物の発生を減らす「リデュース」、繰り返し使う「リユース」、再資源化する「リサイクル」からなる3R活動を通じて、環境負荷の低減を目指し、循環型社会の形成を進めるため、資源リサイクル運動を推進します。
主要な施策	・広報誌などによるゴミの減量化および分別強化の啓発 ・羅臼町女性団体連絡協議会の取組み(買い物袋持参運動)の推奨 ・町内会単位などのリサイクル活動への支援 ・廃食油回収の推進 ・外国語看板の設置の検討

◆適正なゴミ処理と魅力あるきれいなまちづくり

推進事業	不法投棄対策
現 状	毎年、生活ゴミや大型電化製品などの不法投棄が見受けられ、関係機関などと連携を図りながら監視や広報誌による周知などの啓発を行っていますが、依然として後を絶たない状況であり、世界自然遺産の知床に位置する当町にとって恥ずべき状況にあります。 このような現状から、当町の環境美化への推進を図るため「羅臼町不法投棄防止条例」が制定され、平成26年4月1日から施行されています。
課 題	不法投棄根絶には個々の意識改善が必須であることから、広報や看板による啓発を継続して取り組み、理解と意識の高揚を図る必要があります。 また、不法投棄監視の目として「ねむろ自然の番人宣言羅臼町認定事業所」を拡大し、活動の輪を広げる対策を図る必要があります。
基本方針	広報誌や看板による啓発を継続して実施し、個々の意識改善を図ることにより、不法投棄を「しない」「させない」環境をつくり、不法投棄根絶を目指します。
主要な施策	・広報誌や看板による不法投棄根絶 PR 活動の推進 ・不法投棄やポイ捨てなどの監視体制を強化するため、「ねむろ自然の番人宣言羅臼町認定事業所」の活動を推進

◆知床の自然との共生

推進事業	野生鳥獣との軋轢回避策の推進
現 状	「ヒグマ管理対策業務」や「野生鳥獣及び自然環境保護管理業務」を知床財団に、「有害駆除業務」を猟友会羅臼部会に業務委託しており、それぞれ役場業務と役割分担して業務の効率化を図りながら、軋轢回避とより効果的な共存策を進めています。 トドやアザラシに関しては、漁業協同組合が監視と追い払いを行うとともに北海道の許可を得て有害駆除を実施しています。
課 題	猟友会羅臼部会の高齢化と人員不足により、ヒグマなどの駆除対応を一任できる部会員が減少していることもあり、後継者を育成できる環境が整っていません。 住民への軋轢回避のための啓発は進んではいますが、依然ゴミなどの野外放置により、軋轢の原因を人間側が発生させている状況が見られます。 海獣類に関しては、有害駆除が必ずしも漁業被害の軽減につながっていない状況があります。
基本方針	人間活動と野生鳥獣との軋轢をさらに回避するために、知床財団、猟友会羅臼部会との役割分担と連携強化を進め、住民や観光客にさらなる普及・啓発を行うと共に、より効果的な野生鳥獣との共存策を検討、実行していきます。 海獣類に関しては、知床世界遺産地域科学委員会の助言を得ながら、捕獲枠の増加や、捕獲以外の被害防除手法のさらなる検討を、北海道に求めています。 駆除活動やハンターの担う役割をPRし、より開かれた野生鳥獣保護管理活動を進めていきます。
主要な施策	・知床財団・猟友会羅臼部会との連携強化 ・野生鳥獣との軋轢回避のため住民及び観光客等への啓発活動強化 ・野生鳥獣対策に携わる人材の育成環境の醸成

◆知床の自然との共生

推進事業	知床世界自然遺産地域の適正な管理
現 状	自然遺産の場合には、行政機関だけでは適正な判断が下せないことがあるため、自然環境や野生生物などの専門的な知識を有する、有識者の集まりである「知床世界自然遺産地域科学委員会」が設置されています。 「知床世界自然遺産地域科学委員会」には、「エゾシカ・陸上生態系」、「海域」、「河川」「適正利用・エコツーリズム」などのワーキンググループが置かれており、世界自然遺産地域が抱える各課題について、専門的見地から課題の解消もしくは軽減を目指す検討がされています。 また、「適正利用・エコツーリズム検討会議」においては、「知床エコツーリズム戦略」が策定されており、新たな観光利用やルール作りなどの提案について、関係機関によって総合的に検討されるシステムが出来ています。
課 題	科学委員会や各ワーキンググループから適切な助言があっても、地域事情や法的な制限などから、早急に対策を講じられない場合があります。 「知床エコツーリズム戦略」の提案・検討システムについては、まだ町民に充分理解されていない状況です。
基本方針	科学委員会及び各ワーキンググループに継続的に参画・情報交換していくことで、自然環境や野生鳥獣に関する専門的見地からの適切な助言を得ながら、より良い世界自然遺産地域の管理運営を進めていきます。 知床国立公園や世界遺産に関わる、新たな利用形態やルール作りに関しては、基本的に「知床エコツーリズム戦略」で検討します。
主要な施策	・「知床世界遺産地域科学委員会」及び各ワーキンググループへの参画と連携 ・「知床エコツーリズム戦略」の普及啓発

◆知床の自然と共に安心して住み続けることができる住生活の実現

推進事業	高齢者などが安心・安全に暮らせる住宅・住環境づくり
現 状	当町の高齢化は着実に進行しており、単身・夫婦のみの高齢者世帯が増加しております。 今後も進行が見込まれる高齢化に対応し、高齢者などが住み慣れた地域で安心して住み続けることができる住宅や住環境の整備が必要な現状となっています。
課 題	高齢者などが自立した生活を送ることができるよう、民間事業者や医療・福祉サービスなどと連携しながら、高齢者向けの住宅や生活基盤の整備、バリアフリー化やユニバーサルデザインを導入した住宅供給、リフォーム支援、地域の支援体制づくりなどが求められます。
基本方針	着実に人口減少・少子高齢化が進行する中、高齢者等が住み慣れた地域で安心して住み続けることができる住宅や住環境の形成を目指します。 そのため、行政や民間の協働のもと高齢者などが安心して住むことができる住宅供給や、バリアフリー化の推進、介護・福祉施策と連携した生活支援、さらに災害に強い地域づくりに向けた安全対策など、ハードとソフトが連携した一体的な取組みを「羅臼町住生活基本計画」に基づき進めます。 ※羅臼町住生活基本計画：羅臼町における住宅施策の基本・目標・推進方法を定めた計画
主要な施策	・高齢者などが安心して暮らせる住まいづくりとして、バリアフリー化などを推進 ・安全に暮らすことができる住環境づくりとして、老朽危険家屋などへの対応や総合的な災害対策などを推進

◆知床の自然と共に安心して住み続けることができる住生活の実現

推進事業	多様なニーズに対応した住宅・住環境づくり
現 状	当町の就労者のうち、漁業の就労者数が4割以上と多くを占めており、年少人口及び生産年齢人口が全道平均よりも若い年齢構成となっています。 また、通勤・通学者は、ほぼ町内であることから、羅臼で子育てをして、働くことができる住宅・住環境が少ない現状です。 同じく、移住希望者のための住環境の整備がされていない現状です。 また、当町の町営住宅は海岸沿いの集落に点在していると共に、耐用年数を経過した住戸が半数近くを占め、多くの住宅で老朽化が進んでいます。
課 題	多様なライフスタイルに対応する住宅・住環境の充実を図るため、子育て世帯向けの良質な住宅の供給や移住・定住の促進、持ち家などのリフォームや耐震化の支援などが求められます。 また、高齢者や障がい者、子育て世帯に対して、福祉施設との連携を図りつつ住宅セーフティネットとしての町営住宅の整備を行い、適切な維持管理と計画的な建て替え、用途廃止を進めていくことが求められます。
基本方針	住民や移住希望者の世帯構成や年齢、住まい方に応じた、住宅や住環境に対する多様なニーズに対応した良質な住宅ストックの形成を目指します。 そのため、子供を地域で産み、安心して育てることができる住宅供給のほか、移住・定住を促進するサポート体制づくり、町営住宅などによる住宅セーフティネットづくりなど、移住希望者を含めた町民の誰もが安心して住むことができる取組みを「羅臼町住生活基本計画」に基づき進めます。
主要な施策	・子どもを産み育てられる住まいづくりの推進 ・多様なライフスタイルに対応した住まいづくりとして、空き家などの有効活用などを推進 ・適正な住宅セーフティネットづくりとして「羅臼町町営住宅等長寿命化計画」を推進 ※羅臼町町営住宅等長寿命化計画:町営住宅の将来のストック戸数の目標及び長寿命化に向けた事業計画

◆知床の自然と共に安心して住み続けることができる住生活の実現

推進事業	知床の自然・風土と共生する住宅・住環境づくり
現 状	「知床」の雄大な自然環境を有する当町では、世界自然遺産に指定された地域に相応しい環境に配慮した住宅や住環境が形成されていない現状にあります。
課 題	豊かな自然や美しい景観を保全しながら、自然環境に調和した魅力のある街並み景観の形成のほか、再生可能エネルギーの利用や省エネルギーの推進など、環境に配慮した住宅の普及・促進などが求められます。
基本方針	当町は知床連山とオホーツク海の雄大な自然に囲まれた地域であり、これらの自然・風土に調和した、世界自然遺産に相応しく地球環境に優しい住宅・住環境づくりを目指します。
主要な施策	・自然環境と調和した住宅・住環境づくりの推進 ・環境負荷を低減する住まいづくりの推進

◆水環境の整備

推進事業	合併処理浄化槽の普及
現 状	当町において、水環境の保全活動は基幹産業である水産業、動植物の生態系、知床の貴重な自然などの多様な資源を支え、また、町民の快適な生活に繋がる重要な取り組みであります。 当町における生活雑排水処理は、合併処理浄化槽により浄化を図っており、平成 26 年度末では約 45%の普及率となっていますが、未設置住宅などでは生活雑排水が未処理のまま放流されている現状です。
課 題	合併処理浄化槽の普及促進に努めていますが、なかなか設置が進んでおりません。特に市街地区では住宅の密集などによるスペースの問題から設置が進まない状況が見受けられ、市街地区の実態調査が求められます。 また、浄化槽設置者の義務である法定検査・保守点検・清掃について、理解していない設置者への啓発が求められます。
基本方針	生活排水処理については、引続き個人設置の合併処理浄化槽の普及を推進します。 設置費用の補助としては、町が定める浄化槽の助成要綱などに基づき、設置者に対し助成を行うことで、さらなる設置増を目指します。
主要な施策	・合併処理浄化槽の普及促進および適正管理の啓発 ・設置希望者に対する設置・改修費用の助成および自己資金分の貸付(町内金融機関へ貸付業務委託)に対する利子補給の継続 ・市街地区の合併処理浄化槽普及実態調査の実施

◆水環境の整備

推進事業	安定した水道の供給
現 状	当町の水道は、現在上水道 1 ケ所、簡易水道 2 ケ所にて供給を行っているが、簡易水道施設については 40 年以上更新されておらず、施設の老朽が進んでいます。 また、水道本管については、全体の約 20%が老朽化していますが、移設など可能な敷地がない状況であります。
課 題	水道水の安定供給のため施設の更新が必要です。 老朽化した水道本管については、用地の確保が困難であるなど、水道管の新ルートの検討が不可欠な状態であります。
基本方針	老朽施設等など(施設・管)の更新に努めます。
主要な施策	・安心、安全な水道水の安定供給を行うための施設整備

◆道路施設の適切な維持管理

推進事業	地域住民の命と暮らしを守る総合的な老朽化対策
現 状	町の道路施設は、高度経済成長期における集中的な整備などを経て順次ストックとして蓄積され、その機能を発揮してきたところではありますが、今後、道路施設の高齢化が急速に進んでいく状況の中、その管理形態は施設に不具合が生じてから修繕を行う「事後保全」、劣化・損傷などの状況に応じて修繕・更新を行う「状態監視保全」などにより行っております。
課 題	今後、道路施設の高齢化が一斉に進んでいく状況から、適切な時期での修繕・更新などが必要ですが、厳しい財政状況や人口減少、少子高齢化の進展などといった社会構造の変化によって、これまでの制度や体制では道路施設の安全性を確保し続けることが困難となることが想定され、中長期的な社会経済情勢の変化を見据え、持続可能なメンテナンスの構築に向けた取組みを進める必要があります。
基本方針	高度経済成長期に集中して建設された多くの橋梁などの道路構造物の老朽化が急速に進んでいく状況にあり、これらの予防保全を推進することが重要です。 このため、大切な資産である道路ストックを長く大事に保全し、安全で安心な道路機能を確保するため、点検により早期に損傷を発見し対策を実施することで、「事後保全」から「予防保全」へ転換を図り戦略的な維持修繕サイクルへの移行を進めます。
主要な施策	・道路施設の維持管理・更新などを着実に推進

◆学校教育の推進

推進事業	幼・小・中・高一貫教育の充実
現 状	平成 19 年度スタートした中高一貫教育を基に、平成 24 年度からは各校の校内研修や学習指導法研究会、羅臼町幼小中高一貫教育研究会の取組みを通して、課題解決に向けた組織的な活動を推進しています。 幼稚園は、発達や学びの連続性を考慮した取組みを通じて、生涯にわたる人間形成の基礎を培う教育を行い、小学校・中学校・高校は変化の激しい時代の中で自立して逞しく生きていくための基礎的・基本的な知識や技能の習得と共に、思考力・判断力・表現力などの育成とそれらを活用する力、すなわち「確かな学力」を育むことを目指しています。 また、全国的に体力・運動能力の低下が叫ばれる中で、当町においても同じ現状にあることから、運動に対して関心を持ち、体を動かす楽しさを体感しながら、基礎体力を高めるためのコーディネーショントレーニングを幼稚園・小学校で取り組んでいます。
課 題	幼小中高の円滑な学びの接続の充実を図るべく、学校の組織的な取組みと学校と家庭・地域との連携（地域との共生・PTA活動の活性化）が求められています。 また、当町は総体的に身長に対する体重の割合が高く、肥満傾向にありますので、運動・スポーツによる体力の向上と健康の増進が求められています。
基本方針	「豊かな自然に恵まれた環境の中で、子どもたち一人ひとりの個性や可能性を伸ばし、確かな学力を育成すると共に、郷土に誇りの持てる人材の育成」を基本理念に、郷土愛の醸成、勤労観の養成、健全な心身の育成に努めます。
主要な施策	・円滑な学びの接続の充実 ・幼小中高一貫教育各部会の活発な活動の促進・支援 ・副読本「知床学」の活用（平成 27 年度完成）

◆学校教育の推進

推進事業	羅臼高等学校の維持
現 状	「地域の子どもは地域で育てる」「羅臼町の将来を担う人材を健全育成する」という理念を実現するために、羅臼高校では生徒の能力・適性、興味・関心、進路希望などに応じて多様な科目が用意されております。 また、一貫教育として、高校教諭の中学校への乗り入れ授業や高校生が小学校へ学習補助するという連携教育の充実を推進しています。 在籍数については平成 27 年度現在、1 年生 2 クラス合計 42 名、2 年生は 1 クラスで 20 名、3 年生 2 クラス合計 51 名となっており、平成 28 年度以降 5 年間の町内中学校卒業者は毎年 50 名程度で推移します。
課 題	平成 27 年 6 月に北海道教育委員会が策定した「公立高等学校配置計画案(平成 28 年度～30 年度)」に基づき再編整備が進む中、町内での進学率が高い羅臼高校の存続が極めて重要であり、行政の継続的な支援が求められています。 高校の存続には入学者の確保が不可欠ですが、魅力ある学校であることが十分に認知されていないことも否めないところです。
基本方針	幼小中高一貫教育による計画的・継続的な指導体制を充実させ、生徒の個性を重視した教育活動の展開を図ると共に、町内中学校卒業予定者の状況や、生徒の進路希望などを把握し、地域の発展に主体的に貢献できる人材を育成するため、地域に根差した高校づくりの支援に努めます。
主要な施策	・羅臼高校存続のための方策検討 ・幼小中高一貫教育の充実 ・中学校卒業予定者の状況把握

◆学校教育の推進

推進事業	教育環境の充実
現 状	コンピュータ教育において、小学校では通信ネットワークなどの情報手段に慣れ親しむと共に、文字を入力するなどの基本的な操作を身に付け、中学校では情報手段を適切かつ主体的、積極的に活用できるようにするための学習活動など、子どもたちの情報活用能力の育成に努めています。 また、読書活動では、学校図書が十分に整備されていないところですが、移動図書館バスを利用し、読書週間の定着を図っています。 大きな社会問題となっている「いじめ」や「不登校など」に関しては、未然の防止対策を講ずると共に、問題発生時には速やかに対応できる体制を整備しています。 教員の配置状況については、経験年数の浅い教員が多く配置されてきましたが、近年は解消傾向にあります。
課 題	教科などの目標を達成するための効果的なICT機器の整備が十分ではなく、早急な整備が必要です。 また、平成 26 年 6 月に公布された「学校図書館法の一部を改正する法律」に基づき、学校教育における言語活動や探究的な活動、読書などを通し、自ら考え判断し行動できる力を育成することが重要であることから、学校司書の配置が求められています。 教員の配置については、年齢、性別、経験年数などバランスのとれた構成が望まれます。 今後、さらに少子化が進行する見込みであることから、児童数の減少に対応した学習環境の検証が必要です。
基本方針	個性を尊重しつつ能力を伸ばし、社会の一員として生きる基盤を育んでまいります。 また、学校・家庭・地域との連携・協力を強化し、いじめや不登校のない、子どもたちの安全と安心が確保された教育環境の整備に努めます。
主要な施策	・教育用コンピュータ、校内LANなどICT環境の整備 ・学校司書配置の検討 ・「羅臼町いじめ等対策協議会」の充実 ・大学や関係機関との連携 ・バランスに配慮した教員の配置 ・教員の指導力の向上 ・校舎、園舎の計画的なメンテナンス ・幼稚園1園・小学校1校化に向けた検討

◆社会教育の推進

推進事業	青少年教育の推進
現 状	多感な時期を迎える青少年期に体験的学習の充実を図るため、ふるさとの自然や文化、歴史に触れることのできる「ふるさと少年探険隊」や「ふるさと体験教室」の事業を継続して実施しています。青年期においては、高校生の自由な発想により料理を創作し、地域素材の新たな活用方法や情報発信、地域活性化を図るため「創作料理プロジェクト」を平成 26 年度から実施しています。 過去の例に見るように、活気ある地域づくりには青年層の積極的かつ活発な活動、社会参加が必要です。青年活動の活性化を図るため、主体的に活動する若者の掘り起しを図りつつ、意欲的な若者への協力や支援に努めていますが、組織的な活動、取り組みには発展していない現状にあります。そのような中、町内の異業種が集まり組織する「羅臼町活性化ワーキンググループ」が「しれとこ羅臼こんぶフェスタ」を実施するなど、産業団体などが抱える悩みを共有し、解決する糸口と成り得る組織が活動を始めています。
課 題	青年リーダーの発掘及び育成、青年同士の交流や、視野を広め感動を実感できる機会提供が必要です。また、若者が将来を見通して安心して定住することのできる生活基盤整備も必要です。
基本方針	産業団体など各種青年団との連携を強化し、人と人をつなぐ事業展開ができる体制づくりを、交流の場や活動の場の機会提供を図る中から進めていきます。 高校との情報の共有や連携を図るなど、将来の担い手育成に向けた取組みを進めます。
主要な施策	・産業団体などの情報交流及び連携 ・交流の場、活動の場の機会提供 ・指導者(リーダー)の発掘、養成 ・高校との情報共有及び連携強化

◆社会教育の推進

推進事業	知床世界自然遺産を生かした環境教育
現 状	「ふるさと少年探険隊」では、自然に親しみ、豊かな心を養うと共に、郷土愛、忍耐力、協調心を育てることを目的に実施しています。「ふるさと体験教室」では、知床羅臼の産業体験、文化、観察、異世代間交流などを年間通して実施するなど、自然体験教育や環境教育プログラムを提供しています。 現在、町では、町内全学校(2幼稚園、2小学校、2中学校と高等学校)が「ユネスコスクール」に加盟し、持続可能な発展のための教育(ESD)を推進しています。これにより、強化学習、特別活動、総合的な学習などあらゆる学習活動の場面において、環境教育を強く意識して進める体制を整えています。 幼小中高一貫教育では、知床半島における物質循環を体験的に学ぶ「生態系学習」、外来昆虫などを飼育する際を守るべきルールを身につける「外来生物に関する学習」、ヒグマとの共存を目指すまちづくりに貢献できることを目的とした「クマ学習」、身近な自然環境についての学習を深め、ゴミ問題などへの関心を高める活動を実践しています。 また、幼稚園から高校まですべての学校において、郷土の自然を学習する取組みを進め、知床の地で(IN)、知床について(ABOUT)、知床のために学ぶ(FOR)「知床学」に取り組んでいます。
課 題	町民一人ひとりが環境問題への理解を深めると共に、身近な問題の解決に向けて行動を起こしていくことが必要になります。
基本方針	ふるさと学習(ふるさとの良さを発見し、ふるさとに誇りと愛着を持ち、主体的に行動できる人の育成)を推進します。 世界自然遺産「知床」を抱える当町の豊かな自然に恵まれた環境の中で、ふるさと羅臼に誇りを持ち、将来の地球環境のことを考える「自然環境に責任を持てる人材」を育成します。
主要な施策	・ふるさと学習の充実、推進 ・持続可能な発展のための教育(ESD)の推進 ・「知床学」の推進

◆社会教育の推進

推進事業	関連団体との連携強化
現 状	子ども会育成協議会、女性団体連絡協議会、体育協会、スポーツ少年団などの各種事業において、行政が事務局的功能をサポートしていますが、年間を通すと自主自立の活動がなされている団体と行政依存型の団体との差がある現状にあります。 なお、社会教育関係団体については次のとおりです。 【社会教育関係団体】 ・子ども会育成協議会 ・女性団体連絡協議会 ・文化協会 ・知床いぶき樽保存会 ・NPO 法人羅臼スポーツクラブらいず ・体育協会 ・スポーツ少年団 ・PTA連合会
課 題	団体のリーダー発掘及び育成が必要です。 会員の高齢化、団体の意識低下、地域課題に対する認識の温度差などに起因した活動の停滞及び衰退が、各団体個別の課題としてあげられます。
基本方針	自主、自立を目指した団体への継続的な支援を図ります。 協働のまちづくりについて、共通理解に立った関係を構築します。
主要な施策	・団体が主催する各種事業の企画、運営の協力及び人的支援 ・各種団体の組織、資金面などにおけるマネジメント(アドバイス) ・社会教育施設登録団体への支援(発掘、育成、人的サポート含む)

◆社会教育の推進

推進事業	家庭教育の支援体制の強化
現 状	道のモデル事業「親力つむぎ事業」を平成 25 年度～平成 26 年度の 2 カ年にわたり実施しました。具体的には、検討チームを町内有識者で結成し、「肥満とむし歯」の課題に着目した事業を展開、乳幼児健診の空き時間を利用した啓発活動や、著名な管理栄養士を招いた講演事業を実施しました。「親力つむぎ事業」そのものは終了しましたが、今後は、これを機に結成された検討チームを中心に、読み聞かせサークルやスポーツ推進委員、参加する保護者などの協力により、子どもの生活習慣改善に向けた新規事業の実施が期待されています。
課 題	子を持つ親の資質向上を図るため、情報提供や学習機会の充実が必要です。また、小中学校、幼稚園との連携不足と、集合学習離れなど保護者の関心の薄さが課題としてあげられるため、PTAとの連携を強めた事業展開が必要です。
基本方針	PTAをはじめとする関係機関との連絡調整を進め、事業間連携により子をもつ親への情報提供や学習機会の提供、地域や家庭において、ふれあいや交流のできる事業の充実、絵本に親しむ環境整備と読み聞かせの拡大及び充実を図ります。 また、親と子がふれあい、共に楽しみ、共に学べる運動、スポーツ活動を推進します。
主要な施策	・食育事業の充実、実施 ・生活習慣改善事業の実施 ・PTAとの連携強化

◆知床未来中学校の完成

推進事業	知床未来中学校の建設
現 状	進捗状況は下記のとおりです。 平成 25 年度 耐力度調査、各種団体、地域への説明 平成 26 年度 地質調査、基本設計策定 平成 27 年度 校名決定、実施設計策定 建築計画は下記のとおりですが、計画と補助対象となる条件のすり合わせなどを協議、検討している現状にあります。 《建設場所》 現羅臼中学校敷地内 《構造》 鉄筋コンクリート造(一部鉄骨)3 階 《面積》 基本設計時 延べ床面積 5,379 m²(校舎、体育館一体) 《学級数》 普通教室 5、特殊教室 3 《建設費用》 2,619,484 千円
課 題	建築単価の値上がりなどにより、平成 27 年 6 月現在、校舎・屋体工事 1,985,721 千円、外構工事費(シェルター含)288,212 千円、旧校舎解体費 80,400 千円ほか予定している必要経費を含め中学校建設事業費 2,619,484 千円と試算されています。 当初の概算工事費 1,592,103 千円との差額は 1,000,000 千円程度に膨れ上がっております。
基本方針	国庫補助金、起債、建設基金、積立基金及び一般財源など整理し予算確保に努めます。 災害に対応する防災備品庫、避難所としての機能充実に努めます。
主要な施策	・平成 28 年度 着工 ・平成 29 年度 旧校舎解体、外構工事開始 ・平成 30 年度 完了

◆知床未来中学校の完成

推進事業	中学校1校化に対応した環境整備
現 状	新中学校建設に伴い廃校となる羅臼中学校と春松中学校は、それぞれ校歌、校章、制服、校則などの規定があります。また学校目標も各校において設定し、それぞれ教育活動が実践されており、PTA も両校単独で組織されています。学校開放については両校共に老朽化が進んでいることから、団体は小学校の開放を利用する傾向にあります。 通学に関しては両校共に徒歩通学ですが、距離規定及び学校適正配置計画に伴う廃校によりバス通学する生徒を数名有しています。また、羅臼中学校においては、通学路にシェルターを設置し、学校までのアクセスを短縮すると共に積雪による通学障害を緩和していますが、部分的であり十分とはいえない状況です。 教員住宅のほとんどは極度に老朽化が進んでいます。新中学校建設予定敷地内に取り壊しが予定されている比較的新しい住宅があります。
課 題	新中学校の校歌、校章、制服、校則、学校目標などの制定が必要となります。また、中学校一校化に向けた一貫教育の取組みを進める必要があります。 体育、文化問わず学校開放事業が盛んなことから、学校開放の運営組織を立ち上げ、住民に開かれた学校として利用されることが求められています。 通学については春松地区から通う生徒他に対し、通学バスの調整が必要となる他、積雪による通学障害の緩和措置として通学用シェルターなど設備の充実が求められています。 教員住宅については、新中学校に対応する住宅建設及び廃校となる学校に付随した住宅の整理が必要となります。
基本方針	新中学校開校までに校歌、校章、制服、校則、学校目標などを制定します。 両校の生徒が新中学校で学びを共にすることから、統合前に中学校間で交流活動などを取り入れると共に、小学校においてもカリキュラムのすり合わせを図るなど、円滑な統合に取組みます。 通学については、部活なども考慮した学校の時間割に対応する通学用バスの調整を図り、積雪による通学障害を緩和するためのシェルターを含めた通学路の整備を図ります。 教員住宅については新中学校に対応した整備をします。
主要な施策	・校歌・校章の制定 ・中学校一校化に向けた、学校間の調整(学校目標、校則、PTA 組織)と一貫教育の取組み ・通学路整備 ・通学バスの調整 ・教員住宅の整備

◆芸術・文化の振興

推進事業	芸術文化の鑑賞・講座などの学習機会の充実
現 状	芸術・文化活動に関わる町民の学習ニーズに応えるため、各種講座や教室を開催していますが、地域事情などの要因により講師の確保が困難な状況にあります。 また、公民館の老朽化に加え、付帯設備も経年による劣化と不具合が著しく、備品の整備も不十分なことから、鑑賞機会や講座、教室の実施に支障をきたしている状況にあります。
課 題	より良い芸術文化活動を推進するにあたり、老朽化の進んだ公民館施設、ホール機材などの更新、備品の整備が必要不可欠です。 魅力ある講座の開催や機会の提供を図るために、関係団体との連携・協力や意欲的な町民との協働による取組みが必要です。 また、異世代間交流や、高齢者が利用しやすい時間帯に配慮した事業展開の検討も重要です。
基本方針	現代社会に即応できるような知識、見聞を深め、町民と共に魅力ある講座の機会を提供し事業展開します。 また、町民が利用しやすい施設となるよう、施設の整備と備品の充実に努めます。
主要な施策	・芸術文化の鑑賞と発表機会の提供 ・公民館の整備 ・公民館付帯設備と備品の整備充実

◆芸術・文化の振興

推進事業	団体、サークル活動の育成・支援
現 状	各団体・サークルは公民館及び学校開放を利用し、日常的に活動を展開していますが、各団体・サークルの高齢化に伴い年々会員数も減少傾向にあり、活動の低下を余儀なくされている状況です。また、文化協会を中心とした各種サークル・団体活動への支援を行っておりますが、サークル数は減少傾向になっています。
課 題	各団体・サークルの求める講座や活動に創意と工夫をもって取組む必要があり、事業を通しての団体支援が必要とされています。また、新たな団体・サークルの設立を視野に入れた積極的な関わりが望まれます。 文化協会や各種関連団体の活動を活性化する方策に加え、指導者の発掘が求められています。
基本方針	各団体・サークルの自主的な活動を支援するために、推進体制の充実を図ります。また、住民のふれあい活動を促し、人がつながり、心をむすぶ地域づくりを目指します。
主要な施策	・各団体・サークルの育成と活動の支援 ・各団体・サークルの支援体制の充実

◆芸術・文化の振興

推進事業	文化財の保護・活用
現 状	町内には、国指定天然記念物(オオワシ、オジロワシ、エゾシマフクロウ、クマゲラ、カラフトリスジミ)、道指定天然記念物(羅臼の間歇泉、羅臼のひかりごけ)、町指定文化財(久右衛門の澗、旧植別神社跡、知床いぶき樽、弘化の釣り鐘)と、本年新たに国の重要文化財に指定された「北海道松法川北岸遺跡」の指定文化財があります。この他に 79 箇所の埋蔵文化財包蔵地と郷土資料が多数あり、これらについては文化財保護の推進が徐々に図られつつあります。但し、活用に関しては、現状では文化財の個体・単体毎となっています。今後は関連のある文化財を群体で捉え、さらに世界自然遺産の自然や景観と一体化したストーリーの提案を行なうことが、教育・観光資源として、効果的な活用に繋がります。
課 題	新たな国の指定文化財である「北海道松法川北岸遺跡出土品」を初めとする、各種文化財の更なる保存・保護の推進が必要になってきています。 また、これらの活用に関しては、自然と文化・歴史が一体として学べる環境が十分に整っておらず、教育・観光資源として効果的な活用に至っておりません。この活用を図る拠点としての、郷土資料館についても、周知や体制の整備などが課題となっています。
基本方針	各種文化財の保存・保護活動を推進します。 また、これらの教育・観光資源としての活用を推進するために、自然と文化を一体として学べる環境の整備を進めます。
主要な施策	・北海道松法川北岸遺跡出土品の保存修理計画の策定 ・各種調査による埋蔵文化財包蔵地の積極的な保護 ・郷土資料館の企画展・講座などの充実 ・郷土資料館の利用促進 ・道指定天然記念物「羅臼のひかりごけ」の保護増殖事業及び教育資源としての活用 ・町指定文化財などへの指定を推進し、文化財の保護・活用の促進

◆芸術・文化の振興

推進事業	郷土文化の伝承・充実
現 状	郷土芸能としては、町指定無形文化財である「知床いぶき樽」が唯一で、保存会などにより継承されております。 また、郷土の歴史・文化・自然について学習する勉強会が平成 27 年度から開催されており、郷土について調査・研究・普及を図る団体として組織されることが期待されます。
課 題	郷土芸能の「知床いぶき樽」については、保存会を運営する後継者の不足と共に、樽の直し手、作り手が不足しております。 また、当町には郷土史研究会のような、郷土の歴史・文化・自然について調査・研究を自主的に行ない、次の世代へと繋げていく組織がなく、これらに興味・関心を抱いている町民の受け皿として組織化が必要になってきています。
基本方針	各団体の課題を把握し、郷土文化の伝承及び充実に必要な支援を図ります。
主要な施策	・伝承芸能の保存・継承 ・郷土について調査・研究・普及を図る団体の組織化

◆芸術・文化の振興

推進事業	図書室の活用・充実
現 状	昭和 45 年新築落成した公民館の一室に図書室が設けられ、昭和 56 年専任司書を配置されて以降は昭和 62 年移動図書館バスも導入し、町民にとって身近に利用できる施設として図書館機能を果たしてきました。しかし、根室管内では唯一書店も図書館もない町となり、生活弱者である高齢者や子どもたちにとって、本にふれる機会の少ない地域といえます。また、蔵書目録をネットワーク上で公開するサービスを行っていないのも羅臼町のみとなっています。 しかし、限られた予算の中で、町民が社会の変化に対応し、生活課題を解決できる資料や情報の収集・整理・保存・提供を行い、町民が生きがいや潤いのある生活ができるよう移動図書館バスの巡回サービスを継続しています。 また、町の未来を担う子どもたちの生きる力を育む読書活動を推進するため、各団体や関係機関と連携しブックスタート事業や読み聞かせ事業を展開し、地域の教育・文化の充実を図るため活動しています。
課 題	社会において情報のグローバル化が進む中、図書室でも情報社会に対応した機能の充実や図書室の整備・拡充が必要となります。また多くの情報の中から自ら考え判断し、表現し行動できる力を備えた「自立した社会人」を育成する必要があるといわれており、そのためには、乳幼児期から本にふれ青少年が人格形成の根となる読書習慣を身につけることが重要であるため、各団体や関係機関と連携し読書環境の整備や子どもの読書活動の推進を図る必要があります。 また急速な高齢者人口の増大に対応した地域づくりのため、本を介して多世代が交流できる心を結ぶ図書活動の充実が求められています。
基本方針	町民のニーズや情報社会に対応するため、蔵書検索機能の充実及び図書室の整備・拡充を図ります。町の未来を担う子どもたちが本にふれ、豊かな心を育み知識を広げる事ができるよう、学校・地域・家庭と連携し読書環境の整備や子どもの読書活動の推進を図ります。 今後町の高齢化が進行することから、高齢者が安心して暮らせる地域づくりのため、本を介して多世代が交流し人に優しい人を育て、心を結ぶ図書活動を推進します。
主要な施策	・図書室の整備と蔵書検索機能の充実 ・町民の利便性を高めるため移動図書館バスの活用 ・子どもの読書活動を推進するための読書環境の整備・充実 ・多世代が交流できる図書事業の推進 ・各団体や関係機関と連携した図書活動の充実

◆スポーツ活動の充実

推進事業	総合型地域スポーツクラブと連携した生涯スポーツの充実
現 状	総合型地域スポーツクラブ「NPO 法人羅臼スポーツクラブらいず」(以下、らいず)は、町民体育館の指定管理者制度に基づく管理運営を受託し、自主財源確保のための事業拡大など動きが活性化しています。 管理運営については、利用者、利用料共に増加しており、事業においても計画的に実施され、施設の有効活用も積極的に図られています。 また、行政より一部移管された体育振興事業として、「スポーツ相談事業」や「指導者養成事業」などの事業が行われており、地域住民のスポーツ拠点としての役割を十分に担っています。らいずが実施する独自事業も充実しており、生涯スポーツ社会の実現に寄与している状況です。
課 題	地域住民のスポーツ拠点である町民体育館は経年劣化が著しい状況にあります。 らいずが行う各種事業により町民がスポーツに親しむ機会が増加していますが、さらなるスポーツ振興の発展のためには、行政と協働したスポーツ振興が望まれます。
基本方針	いつでも、どこでも、誰もが安心して気軽に参加できるスポーツ活動の充実に努め、健康づくり、生きがいづくりにつながる生涯スポーツを振興します。 また、らいずが展開するスポーツ振興事業に対し、必要に応じ適切かつ効果的な指導及び助言を行います。
主要な施策	・総合型地域スポーツクラブとの連携強化 ・スポーツ施設の整備・充実

◆スポーツ活動の充実

推進事業	スポーツを通じたコミュニケーションづくり
現 状	羅臼町スポーツ推進委員は 7 名で構成され、総合型地域スポーツクラブの活動支援や山積するスポーツ課題への対応、各団体が主催する事業協力など、まちのスポーツ推進、振興に寄与しています。 スポーツ活動は人間形成の基盤であり、健康で健やかな成長を促すと共に、医療費などの財政問題や、人々の心を繋ぐコミュニティづくりにも密接な繋がりを持っていることから、益々の充実が求められています。その中でも社会体育関係団体の活動は、地域スポーツの発展には欠かせないものであり、行政としても日々の活動場所の提供を含めた環境整備や、クナシリ眺望駅伝競走大会、管内スポーツ交歓大会をはじめとする各種事業、大会を通じた運動機会の提供など、事務局機能を担うことにより団体の育成支援などを行っています。 青少年のスポーツ活動については、管外大会派遣費助成を行っており、全道大会などへ出場する個人及びチームへの支援を実施しています。
課 題	少子高齢化による競技者人口の減少などにより、団体、サークルの停滞や衰退が懸念されます。また、幼少年期世代においては、体力向上事業に取り組んでいるものの、スポーツをする子としない子の二極化や、肥満児童の増加傾向に歯止めがかからないことなどが問題視されており、子ども達自らが進んでスポーツに親しむ習慣化と環境整備が必要であります。
基本方針	スポーツ推進委員会を中心に、地域のスポーツ課題を探ると共に、多様化するスポーツニーズを把握し、身体運動の習慣化・日常化に努めます。 自主管理運営方式の学校開放を機能させ、体育協会、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブの活性化を図り、自主自立を目指した団体の活動を支援します。 また、地域の指導者の発掘及び養成を図り、団体、サークルの活性化を支援します。
主要な施策	・スポーツニーズの調査研究 ・体育協会、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブの活動支援と事業協力 ・羅臼町内学校体育施設開放事業の充実

◆安定した財政運営

推進事業	健全財政の確立
現 状	わが国の経済状況は、消費税の引き上げによる駆け込み需要からの反動減を、政府が推進する金融政策、財政政策及び民間投資の喚起による成長戦略により、経済の好循環が動き始め、北海道経済においても穏やかな持ち直し基調にあるといわれています。 しかし、町内の経済状況は政府の取組みの成果を未だ感じることができません。さらに、平成 29 年 4 月からの消費税率引上げによる影響なども懸念されるところです。 このような経済状況の中、町の財政運営は、生産年齢人口の減少により自主財源の柱である町税収入の伸びを期待することが困難であることに加え、地方交付税の伸びも期待することができません。 高齢化社会が進むことによる扶助費の増加や、各種施設の老朽化による改築や修繕など、恒常的に義務的ともいえる経費の支出が高まり、財政の弾力性が失われ硬直化が進んでいます。
課 題	町の債権の適正管理を徹底することにより、収入未済額の縮減と町民の公平感を保持すると共に、徹底した経常経費の削減・節減に向けて、引き続き事業の必要性、効率性の観点から見直しが必要となっています。 持続的な行財政運営を行うため、少ない財源での効率的で効果的な事業運営に努めなければなりません。また、受益者負担の適正化など、積極的な自主財源の確保が求められます。
基本方針	長期的に計画性をもった健全な財政運営を推進します。自主財源の確保は当然のことながら、過疎対策事業債など、町にとって有利な起債を積極的に活用し、財政健全化指標である実質公債費比率や将来負担比率を注視しつつ事業推進に努めます。
主要な施策	・健全財政の確立と継続 ・事業の見直しによる歳出の抑制 ・ふるさと納税の推進

◆安定した財政運営

推進事業	収納対策の強化
現 状	町全体の景気は、基幹産業である漁業の影響を強く受けることから変動が多く、近年は漁獲量が減少傾向にあり、景気の向上を期待することは困難であります。 このことから、町税については、納税預金制度や口座振替の推進などによる納めやすい環境整備に努めると共に、積極的に滞納整理を実施し、滞納整理が困難な事案については「釧路・根室広域地方税滞納整理機構」に移管するなどの収納対策を講じています。 また、税外収入については、「町税・使用料等収納対策会議」により、全庁で問題意識を共有し、関係課が協力して収納対策に取り組んでいます。
課 題	新たな滞納を発生させないためには、現年調定に係る収納対策の強化が必要であることから、口座振替制度の推進など、納めやすい環境整備を進めながら、納付道義の高揚を図り、町民一人ひとりが納期を意識し期限内納付に努める必要があります。 また、滞納が発生した場合は、町民の公平感の保持と共に、収入未済額を削減するために、早期に滞納整理に取り組む必要があることから、町税については、高額・累積滞納者に対する徴収強化はもとより、現年課税分のみ滞納者に対しても、積極的に滞納整理に取り組み、税外収入についても、羅臼町債権管理条例などの規定に基づき債権管理の適正化に努め、積極的に滞納処分、強制執行などに取り組む必要があります。
基本方針	納付道義の高揚と納めやすい環境整備を推進しながら、滞納整理方針を早期に決定し、積極的な滞納整理に取り組むため進行管理に努めると共に、滞納者からは、適切に延滞金などを徴収することにより、滞納を発生させないまちづくりに努めます。
主要な施策	・納税預金制度、口座振替制度の推進 ・住民税特別徴収制度の徹底 ・滞納整理方針の決定と進行管理 ・税外収入徴収技術の研究と習得 ・町税現年課税分滞納処分の強化、積極的な滞納処分・強制執行などの実施 ・適切な延滞金などの徴収

◆土地利用対策の促進と公共施設の活用

推進事業	計画的な土地利用
現 状	当町の面積は 397.72km²、南北に約 64km、東西に約 8km と細長い地形で、町域の約 95%が森林で占められていることから、平地が極端に少なく、公共事業で利用出来る土地を確保することが困難な状況にあります。 公共施設の集約化が進む中、市街地区には空き地が少ないため、公共施設などの新設・建替えがあつた場合の用地確保に苦慮しているところであります。 また、世界自然遺産に登録された雄大な自然環境があり、原始的景観が現存していることから、自然保護と生活・産業との調和も図らなければなりません。
課 題	平成 26 年 3 月に町営住宅等長寿命化計画が策定され、今後、町営住宅の建替えなどが予定されております。 また、現羅臼中学校に建設予定の知床未来中学校開設後、現春松中学校の校舎など用地が空き地になる予定であります。 公共施設整備後、空き地となった場合の活用方法について、検討する必要があります。
基本方針	自然環境の保全と共生に配慮し、公共施設の集約化に向けて、有効な土地利用に努めます。
主要な施策	・各計画と整合性のある土地利用の推進 ・未利用町有地の有効利用の推進

◆土地利用対策の促進と公共施設の活用

推進事業	公有財産の運用と活用
現 状	町有地は山林や公共用施設用地が主であり、平地の未利用地で運用できる土地が少ない状況にあります。 公共施設は老朽化している公共施設が多数あり、厳しい財政状況の中、大規模修繕や解体ができない状況にあり、維持管理に苦慮しております。
課 題	住民などに貸付している町有地については、社会経済状況が厳しいため売却が進まないことから貸付を継続しておりますが、町有地の適正な活用として、土地貸付者への売却を促していく必要があります。 公共施設は、施設老朽化などにより今後も維持管理費の増大が予想され、未利用施設は自然環境の厳しい当町において、災害などによる施設の飛散・倒壊なども予想されますので、早急な対策が必要であります。
基本方針	町有地貸付者に対して、売却を積極的に促進します。 また、公共施設は、公共施設等総合管理計画を策定し、計画的な管理による老朽化対策を推進します。 ※公共施設等総合管理計画：公共施設等の全体を把握し、長期的視点で更新・統廃合・長寿命化など計画を行うことにより財政負担の軽減・平準化すると共に、その最適配置を実現し、時代の即したまちづくり行い、公共施設等の総合的な管理による老朽化対策を計画に推進する。
主要な施策	・各計画と整合性のある土地売却の推進 ・町有地貸付者に対する土地売却の推進 ・公共施設等総合管理計画を策定 ・老朽化により活用できない施設などの解体

資 料 編

●羅臼町総合計画及び総合戦略策定委員、庁舎内プロジェクト名簿

●総合計画策定スケジュール

羅臼町総合計画及び総合戦略策定委員名簿

職 名	氏 名	所 属
委 員 長	大 目 峰 一	羅臼町連合町内会事務局長
副 委 員 長	野 祥 子	羅臼町女性団体連絡協議会会長
委 員	佐々木 公 夫	羅臼漁業協同組合参事
〃	岩 原 美貴子	羅臼町商工会記帳専任職員
〃	池 上 美 穂	一般社団法人知床羅臼町観光協会事務局長
〃	西 川 祥	峯浜酪農振興協議会
〃	大 友 敏 春	羅臼町文化協会会長
〃	松 岡 憲 二	羅臼町体育協会会長
〃	野 田 照 雄	羅臼町老人クラブ連合会副会長
〃	稲 村 和 典	羅臼町小中学校校長会会長
〃	遠 嶋 伸 宏	公益財団法人知床財団事務局次長（羅臼地区担当）
〃	成 田 智 之	大地みらい信用金庫羅臼支店長
〃	今 井 隆 博	釧路信用組合羅臼支店長
〃	林 英 樹	羅臼地区連合副会長
〃	岩 瀬 榮	千島歯舞諸島居住者連盟羅臼支部事務局長
〃	菅 原 史 大	羅臼漁業協同組合青年部長
〃	濱 澤 位	羅臼町商工会青年部副部長
〃	嶋 勝 彦	羅臼町社会福祉協議会事務局長
〃	若 澤 めぐみ	一般公募
アドバイザー	岡 本 收 司	北海道根室振興局地域政策部戦略策定支援担当部長

第7期総合計画策定スケジュール

年 月 日	内 容	備 考
H26・12・15	第7期総合計画策定に伴う町民アンケート配布	羅臼高校、羅臼中学校、春松中学校
H27・1・15	第7期総合計画策定に伴う町民アンケート配布	一般町民(1,000名)
H27・2・25	第1回庁内総合プロジェクト会議	基本方針、スケジュールなど説明
H27・2・25～ H27・3・31	担当課にて各施策原案作成	
H27・5・11	羅臼町第7期総合計画及び総合戦略策定委員募集	広報誌発行
H27・5・14	羅臼町第7期総合計画及び総合戦略策定委員推薦依頼	関係団体
H27・5・22	第2回庁内総合プロジェクト会議	各施策の確認など
H27・7・6	第1回羅臼町第7期総合計画及び総合戦略策定委員会	委嘱状交付、原案の説明など
H27・7・29	専門プロジェクト全体会議	基本方針、スケジュールなど説明
H27・7・29～ H27・8・12	担当課にて推進事業原案作成	
H27・8・4	第2回羅臼町第7期総合計画及び総合戦略策定委員会	基本構想、各施策の確認など
H27・8・18	産業・雇用プロジェクト会議	各推進事業の確認
H27・8・20	公共施設プロジェクト及び財政プロジェクト会議	〃
H27・8・24	教育プロジェクト会議	〃
H27・8・26	産業雇用プロジェクト及び公共施設プロジェクト会議	〃
H27・8・31	第3回羅臼町第7期総合計画及び総合戦略策定委員会	各施策の確認
H27・9・1	産業雇用プロジェクト及び公共施設プロジェクト会議	各推進事業の確認
H27・10・1	第4回羅臼町第7期総合計画及び総合戦略策定委員会	各施策の確認
H27・10・19	教育プロジェクト会議	部会別協議終了
H27・10・20	産業雇用プロジェクト及び財政プロジェクト会議	部会別協議終了
H27・10・21	福祉プロジェクト及び公共施設プロジェクト会議	部会別協議終了
H27・10・27	第5回羅臼町第7期総合計画及び総合戦略策定委員会	各施策の確認
H27・11・25	町長との最終打合せ	各施策の確認
H27・12・14	第3回庁内総合プロジェクト会議	各施策及び推進事業の最終確認
H27・12・21	第6回羅臼町第7期総合計画及び総合戦略策定委員会	各施策及び推進事業の最終確認
H28・2・12	議会(全員協議会)において説明	
H28・3・9	第1回定例会議会	～16日まで



羅臼町第7期総合計画

<平成28年度~平成35年度>

- 発行日 平成28年3月
- 企画・編集 羅臼町企画振興課
〒086-1892 北海道目梨郡羅臼町栄町100番地83
TEL 0153-87-2114 (企画振興課)
FAX 0153-87-2916
<http://www.rausu-town.jp/>
E-mail kikaku.r@rausu-town.jp